

婦人と職業

—職業婦人の世論調査—

昭和23年11月

◇ 婦人の職業について	18
◇ 職業と生活について	29
◇ 労働基準法について	40
◇ 労働組合について	61
◇ 社会的関心について	74

國立世論調査所
労働省婦人少年局

は し が き

太平洋戦争は日本婦人の生活をとらえていたそれ以前からの矛盾に—そう拍車をかけました。即ち婦人は一方では軍需生産増強のため、徴用されて男子に劣らず、生産力の中の重要な要素となりました。また男子が動員されたため、單に経済的な面ばかりでなしに、社会的な面でも、男に代つてそのすまをうる役割を求められました。そこで経済的、社会的に重要性を加えた以上、婦人がそれを意識して自分たちの地位の改善をはかることとならなければならないのですが、軍閥官僚はその反対に、そういう自覚をおしつゝ、極端な國家主義のために奴隸的に奉仕することをのみ要求しました。従つて事実の上では國民経済の上になくてならぬ要素となり、そういうものをしでの社会的任務をもはたしながら、日本婦人の意識はそれと反対に、封建的な無批判と隷従の中に閉されていました。戦争がすむと、日本の軍國主義はなかば婦人の無智と隷従の上にきずかれていたという見解から、總司令部は婦人に参政権を与え、男女同權を規定するいくつかの法律を制定しました。そういう法律上の改革が婦人の意識にどういふ変化を与えたか、これはきわめて興味のある問題であり、その事実を確かめることによつて將來の婦人政策にも必要な示唆が与えられるわけです。

一九四八年十一月、婦人が総選挙にあずかることずでに二回、新憲法及び労働基準法中、女子年少者就業規則が実施されて満一年、これらの改革が働く婦人の間にどういふ影響をもっているかを知るために、総理府世論調査部及び婦人少年局によつて行われたものが、この調査であります。

この調査の対象となつたものは勤労婦人層で、しかも所は政治の中心であり、因習や傳統にとられることの最も少い近代的、進歩的な生活者の多い東京であります。しかも得られた結果で見れば、近代的な生産者としての意識はまだ未発達であることが示されています。何千年の隷従と差別教育の中に育ち、男子とは甚しくことなる、智的雰囲気の中におかれている婦人、これらの婦人を新憲法の規定しているような平等人權の觀念を基礎として、眞に平等な生活を楽しめる所までひきあげるにはまだまだいろいろの面で日本の改革が必要なことをこの調査は示しています。これらの婦人自身、施設の充実や改善を望み、特に組合を肯定し、その活動に期待する相当強い傾向を示していることは、將來の進歩を示す頗もしい点であります。私はこの調査が東京に限られた点を心残りには思いますが、今から三年ないし五年後、同じ東京の、同じ年頃の勤労婦人に対して、同様の調査が行われることを希望します。労働省婦人少年局としても、この調査によつてその教育活動の上により指針を与えられたことを喜ぶ者であります。

一九四九年三月

労働省婦人少年局長

山 川 菊 榮

序

終戦後、男女平等の基本原則が確立され、労働基準法が実施された。婦人労働の範囲と数は戦時中著しく拡大されたが、それは戦後になつても殆んど収縮してはいないのである。所謂「婦人解放」と「職業」の関係はかゝる勤労婦人大衆に如何なる反應を与えているであろうか。労働省婦人少年局と協力して職業婦人の職業観、就職の動機、労働組合への関心度、労働基準法の浸透状況、家庭と職業の関係等を事実に基づいて総合的に調査した結果が本報告である。我々はこの診断書を参考とすることによつて、当局が職業婦人の幸福増進のために具体的な且つ建設的な行政方針を樹立され、そして実行されることを心から切望する。

総理府官房審議室世論調査部長

小 山 榮 三

目 次

一、調査のねらい	1
二、質問と結果	1
三、どういふ人達が調査されたか	10
四、分 析	18
I 職業について	18
II 職業と生活について	29
III 労働基準法について	40
IV 労働組合について	61
V 社会的関心について	74
附記 調査の方法	80
図表索引	84

婦 人 と 職 業

一、調査のねらい

新しい憲法によつて男も女も平等になつた。この原則から労働基準法がつくられ、働く婦人も「男女同一の賃金」をはじめ第六章の女子の保護規定等により、婦人解放のための制度は形の上ではととのつた。しかしそれだけで働く婦人の民主化が出来上つたわけではない。

むしろ大事なのはこういう制度を婦人が、どういう態度で受けいれているか、更にすすんで何故にこういう態度を示すかを、現在の民主化されつつある社会のありのままのすがたから、つかまえて明らかにし、婦人の民主化の障害になつていゝものを見出さなければならない。

この調査はその意味で一般の婦人よりは知識も高いし、又実際に社会生活を体験している職業婦人を対象に、労働省婦人少年局と協力して計画実施されたのである。

調査の個々のねらいは次の5つである。

1. 終戦後の職業婦人の実態をつかまえる。
2. 職業の意欲を社会生活と家庭生活から明らかにする。
3. 新しく制定された労働基準法が、どれだけ普及されたか、どれだけ理解されているか、又社会においてそれがどの程度まで行われているかを測る。
4. 働く婦人がどれだけ組合に組織化されているか、その組合活動に対する関心と積極性はどんな程度か、組合のない者はどの程度に組合の結成を欲しているか、それは何故かを調べる。
5. 政治への関心を端的につかまえる。

二、職業婦人の世論調査—質問と結果—

総理府の世論調査部から参りました。現在職業婦人についていろいろのことが各方面で問題になつておりますが、矢張り実際に職場でお働きになつてゐる皆さんと直接お会いしてお聞きしないと本当の事が分らないと思ひましてお伺ひ致しました。どうぞよろしく御願ひいたします。

Ⅰ 職業について

(一) イ、あなたは現在のお仕事につかれてからどの位になりますか。

ロ、これまでにお勤め先をお変えになつた事がありますか。

(あるものに対して) 今のお仕事は何度目ですか。

ハ、あなたのお勤めの期間は全部でどの位になるでしょうか。

ニ、現在あなたは職場でどういうお仕事をしておいでですか。

ホ、どういう傳手でここへ就職されましたか。

(イ～ホの結果は「どういう人達が調査されたか」を参照されたい)

(二) あなたはここに就職なさる時御自分の給料と仕事の内容とを両方とも前もって御存知でしたか。

- | | |
|---------------------|-------|
| 1. 給料と仕事の内容を両方知っていた | 37.1% |
| 2. 給料だけ知っていた | 4.8% |
| 3. 仕事の内容だけ知っていた | 16.1% |
| 4. 両方知らない(忘れた) | 42.0% |

(三) 現在あなたはどんな理由でお働きになつていますか。(経済的な理由を述べた者に) 給料は何にお使いになりますか。

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 一家を養うため | 15.8% |
| 2. 家計の補助 | 37.6% |
| 3. 自分の小遣にする | 16.2% |
| 4. 家計補助と小遣と半半 | 14.3% |
| 5. 世間を知るため | 5.2% |
| 6. 仕事を通じて社会につくすため | 3.0% |
| 7. その他 | 5.6% |
| 8. 別に理由なし | 2.3% |

(四) 今のお仕事に興味を持っておいでですか。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 興味を持っている | 65.9% |
| 2. 興味なし(面白くない) | 24.3% |
| 3. なんともいえない | 9.8% |

Ⅱ 職業と生活について

(五) 日常生活やお勤めのこと、その他いろいろのことで御不満なことがあると思いますが、ありましたらどんなことでもかまいませんから遠慮なくお聞かせ下さい。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 不満なことがある | 48.7% |
| 1. 社会的なもの(衣・食・住・交通難など) | 19.9% |
| 2. 家庭的なもの(不和、無理解、育児、病人、家事が出来ない) | 5.1% |
| 3. 勤務先のこと(仕事、賃金、施設がない) | 21.8% |

4. 個人的なこと(体が弱い、能力がない)	1.9%
不満はない	51.3%

(六) (五であると答えた者に)

それがお勤めにさしあたり(支障)になりますか。

1. 支障になる	39.9%
2. 支障にならない	57.9%
3. なんともいえない	2.2%

(七) あなたは職業婦人としての生活を何時まで続けたいと思いますか。

1. なるべく早くやめたい	12.0%
2. 生活にゆとりが出来るまで	13.0%
3. 結婚するまで	34.9%
4. 結婚しても子供が出来るまで	4.7%
5. 出来れば一生続けたい	13.5%
6. その他(事情によるなど)	7.6%
7. わからない	14.3%

(八) 現在の社会状態では家庭に入っても婦人が勤めに出ることが出来るでしょうか。

1. 出来る	38.4%
出来ない(理由)	41.0%
2. 育児のため	6.7%
3. 配給等家事のため	25.8%
4. 体が精がない	1.3%
5. 家庭生活がつまらなくなる	6.0%
6. その他	1.2%
7. わからない	20.6%

II 労働基準法について

(一寸話は変りますが)

(九) あなたは労働基準法の名前をお聞きになった事がありますか。

1. 名前を聞いたことがある	85.4%
----------------	-------

2. 聞いたことがない

14.6 %

(十) (九であると答えた者に)

その内容は御存知ですか。

1. 内容を知っている

56.1 %

2. 知らない

43.9 %

(十一) (十で知っている者に)

基準法は特に女性についての規定が色々ありますが、それにはどんなものがあるか知っているだけお聞かせ下さい。(M.A.)

1. 男女同一賃金の原則

19.0 %

2. 労働時間及び休日就業の制限

81.2 %

3. 深夜業の制限

20.3 %

4. 危険有害業務の就業制限

7.0 %

5. 坑内労働の禁止

1.1 %

6. 産前産後の休業

12.1 %

7. 育児時間の請求

3.1 %

8. 生理休暇の請求

44.7 %

【一人でいくつ答えたか】

答えられない

7.7 %

一つ答えた

39.2 %

二つ

31.3 %

三つ

14.8 %

四つ

3.8 %

五つ

2.2 %

六つ

0.8 %

七つ

0.1 %

八つ

0.1 %

(十二) (十一) (十二で何れか一つでも答えた者に)

では労働基準法は働く婦人にとってよい結果をもたらすでしょうか。それとも悪い結果をもたらすでしょうか。

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 良い結果になる | 76.5 % |
| 2. 良い点もあれば悪い点もある | 12.3 % |
| 3. 悪くなる | 1.1 % |
| 4. 変りない | 4.8 % |
| 5. 不明 | 5.3 % |

(吉)の(ロ) (イで良い点もあれば悪い点もある及び悪くなると答えた者に)
悪くなるのはどういう点だとお考えになりますか。(M.A.)

- | | |
|-------------------------|--------|
| 1. 職場が狭くなる | 11.1 % |
| 2. 時間外勤務が制限されて手当が少くなる | 26.9 % |
| 3. 仕事が制限されて却つて男女平等でなくなる | 20.4 % |
| 4. その他 | 22.2 % |
| 5. わからない | 19.4 % |

(吉) あなたは職場で與えられた仕事以外に雑用に使われることがありますか。

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 雑用に使われることがある | 36.0 % |
| 2. な い | 64.0 % |

(吉) (吉で雑用に使われることのある者に)
それはお困りになりますか。

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 困る | 36.5 % |
| 2. 困らない | 57.3 % |
| 3. なんともいえない | 6.2 % |

(吉) (吉で困ると答えた者に)
女だから仕方がないとお考えですか。

- | | |
|--------------|--------|
| 1. 女だから仕方がない | 61.2 % |
| 2. そうは思わない | 37.0 % |
| 3. 答えられない | 1.8 % |

(吉) あなたの職場では男と同じ仕事をしながら男とくらべて不当に賃金が安いと思ふ
ことがありますか。

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 不当に安いと思う | 24.1 % |
| 2. 思わない | 44.2 % |
| 3. わからない | 17.0 % |
| 4. 該当しない | 14.7 % |

(七) あなたの職場では女も実力次第で男と同じように良い地位につけると 思いますか。

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 良い地位につける | 29.6 % |
| 2. につけない | 37.2 % |
| 3. わからない | 19.9 % |
| 4. 該当しない | 13.3 % |

(六) あなたは生理日でもふだんと同じように仕事をしてもさしさわりはあり ませんか。

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 支障がある (時にある者も含む) | 23.6 % |
| 2. な い | 74.7 % |
| 3. 答えられない | 1.7 % |

(五) (六であると答えた者に)

その時必ず生理休暇をとっていますか。

(必ずしもとっていないと答えた者に) なぜとらないのですか。

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1. 必ずとっている | 38.6 % |
| 必ずしもとっていない | 61.4 % |
| 2. とれることを知らない (制度がない) | 16.7 % |
| 3. 賃金をひかれる | 4.5 % |
| 4. 仕事が忙しい | 20.6 % |
| 5. 他人がとらない | 4.2 % |
| 6. 職場の人が理解してくれない | 3.2 % |
| 7. その他 | 12.2 % |

Ⅲ 労働組合について

(次に労働組合のことをお伺いしますが)

(五) あなたは組合に加入していますか。

- | | |
|------------|--------|
| 1. 加入している | 46.6 % |
| 2. 加入していない | 25.2 % |
| 3. 組合がない | 28.2 % |

(三のイよりニまでは組合に加入している者に)

(三)のイ 組合の役員や委員をしていますか。

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 委員や役員をしている | 11.6 % |
| 2. していない | 88.4 % |

(三)のロ あなたはあなたの組合の活動に満足していますか。

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 組合活動に満足 | 39.0 % |
| 2. 不満足 | 29.9 % |
| 3. なんともいえない | 31.1 % |

(三)のハ あなたはあなたの組合の活動に関心を持っていますか。

(もっていない者には) 何故ですか。

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 関心をもっている | 52.7 % |
| 2. もっていない 理由() | 28.5 % |
| 3. 何んとも言えない | 18.8 % |

(三)のニ (ハで関心をもっていると答えた者に)

あなたは組合の活動に積極的に参加したいと思いますか。

(思わないと答えた者に) 何故ですか。

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 積極的に関与したいと思う | 50.5 % |
| 2. 思わない 理由() | 33.6 % |
| 3. 何んとも言えない | 15.9 % |

(組合があつても加入していない者に)

(三) 何故ですか。

(組合に入りたくないと答えた者に) なぜですか。

- | | | |
|---------------|-------|--------|
| 1. 組合に加入したくない | 理由() | 32.6 % |
| 2. 職務上加入出来ない | | 11.6 % |
| 3. その他 | | 55.8 % |

(三)のイよりハまでは組合のない者に)

(三)のイ あなたの職場にも組合が欲しいですか。

- | | |
|-----------|--------|
| 1. 組合が欲しい | 50.5 % |
| 2. 欲しくない | 28.9 % |
| 3. わからない | 20.6 % |

(三)のロ 組合がないために不利だと思う事がありますか。

- | | |
|----------------|--------|
| 1. 不利だと思うことがある | 37.8 % |
| 2. な い | 35.1 % |
| 3. わからない | 27.1 % |

(三)のハ (ロで不利な点があると答えた者に)

では実際にどういう点が不利だとお感じになりましたか。

- | | |
|--------------|--------|
| 1. 賃 金 | 57.2 % |
| 2. 職 首 | 1.4 % |
| 3. 文化厚生施設が不備 | 10.5 % |
| 4. その他 | 30.9 % |

V 社会的関心について

質 問	結 果	
	知っている	知らない
(四) あなたは労働省の婦人少年局を御存知ですか。	32.8 %	67.2 %
(五) 婦人少年局はどんなことをすべきだとお考えですか。 (次にメンタルテストのような質問で失禮ですが、どうかお答え下さい)		
(六) 内閣総理大臣は今誰でしょうか。	83.3 %	16.7 %
(七) 今のアメリカ大統領は誰ですか。	77.6 %	22.4 %
(八) (あなたの選挙区はどこですかと聞いてから) 現在あなたの選挙区から出ている代議士は誰か御存知ですか。	18.8 %	81.2 %

(元) 現在あなたの選挙区から出ている都(県)会議員は誰か御存知ですか。	9.2 %	90.8 %
(五) 今の東京都知事は誰でしょうか。	30.0 %	70.0 %
(三) 衆議院議長は今誰がしていますか。	23.3 %	76.7 %
(三) 参議院議長は今誰がしていますか。	12.7 %	87.3 %

この質問に使ったチェックリストは末尾添付のものを使用した。

三、どんな人達が調査されたか

東京都内23区の事業所から315の事業所を選び出し、それから1724名の婦人従業員を抽出して調査が行われたのであるが、(註参照 回収有効票は1705枚であつた。調査結果の分析に入るまえに、1705名の職業婦人の各産業への分布状態、年令、學歷、勤続年數、配偶者の有無その他を説明し、色々の意見を生んだ母體の構造を明らかにしておきたい。それは同時に都内の事業所に勤務する職業婦人の實態をつかむ上からも興味のあることと思われる。

(註) 事業所及び個人の抽出法については末尾 附記 の「調査対象の選定」の項を参照されたい。

尙一言つけ加へたいことは、この調査の対象は東京都内に勤務する職業婦人で、文化や知識の程度も割合に高く、又政治的社會的意識も相當高いと推定されることである。次の調査結果の分析を見る場合、このことを念頭に置いておくべきである。

産業別 さて産業別から見て行こう。

婦人の各産業への進出は第一表のようになつてゐるが、このうちから10%以上のものをひろい出すと機械器具工業(14.1%)を筆頭に、商業(13.1%)、サービス業(11.7%)、化学工業(10.0%)の順であり、最も低いのは建設工業の2.3%である。東京の特殊な産業構成も相當影響してゐると

第一表 (2より7までの産業のみ規模により大中小に分けて分析した)

産 業	規 模	総 数	率	産 業	規 模	総 数	率
総 数		1,705	100%		計	133	7.8
1. 建設工業		39	2.3	5. 紡績工業	大	38	
	計	106	6.2		中	42	
2. 金属工業	大	38			小	53	
	中	18		6. 印刷及び製本業	計	49	2.9
	小	50			大	24	
3. 機械器具工業	計	241	14.1		中	11	
	大	36			小	14	
	中	107		7. その他の製造工業	計	127	7.4
	小	98			大	19	
4. 化学工業	計	170	10.0		中	39	
	大	79			小	78	
	中	56		8. 商 業		223	13.1
	小	35		9. 金 融 業		147	8.6
				10. 運輸通信業		67	3.9
				11. サービス業		199	11.7
				12. 自由業		147	8.6
				13. 公務及団体		57	3.4

思われるが、婦人がどのような産業に主として集中するか、概略の傾向を知ることが出来る。上述の産業分類に基づく中分類は、第二表の如きものがふくまれた。

第二表

産業分類	1	建設工業	○設計監督 ○総合工事 ○職別工事 ○設備工事
	2	金属工業	○金属
	3	機械器具工業	○機械器具
	4	化学工業	○化学
	5	紡績工業	○紡績
	6	印刷及び製本業	○印刷及び製本
	7	その他の製造工業	○窯業及び土石業 ○製材及び木製品 ○食料品 ○修理 ○その他の工業
	8	商業	○卸賣 ○小賣 ○各種物品 ○商店、行商 ○物品買取仲立 ○出版 ○倉庫 ○不動産
	9	金融業	○銀行信託 ○保険 ○証券 ○その他金融
	10	運輸通信業	○陸運 ○水運 ○通信
	11	サービス業	○接客 ○運送運送係 ○物品預り貸貸 ○家事 ○娯楽興行 ○廣告宣傳 ○その他のサービス
	12	自由業	○医療衛生 ○教育 ○試験研究 ○宗教 ○法務 ○著述 ○藝術 ○その他自由業
	13	公務及団体	○公務 ○団体

規模別

産業分類中、製造工業部門の金属、機械器具、化学、紡績、印刷及び製本、その他の工業の六産業のみを規模の大、中、小に分類した。結果は第三表の如くになった。

規模の大とは男女従業者総数 100 人以上、中とは 99 人—30 人、小とは 30 人未満の事業所のことである。

以下「分析」に於て規模別に分析しているのは、この製造工業部門のみであるから、良く注意されたい。

職種別

各産業への分布状況は上の通りであるが、では職業婦人はどのような仕事を分擔しているであろうか。第四表は職種別構成によつて婦人の仕事の内容を示している。

産業別にみた職種別

各産業別にどんな職種が、どれだけいるかを調べると次の第五表のようになる。

第三表 製造工業部門に於ける規模別

規模	実数	%
大	225	27.2
中	273	33.1
小	325	39.7
計	823	100

第四表 職種別

職種	数	%
総計	1,705	100%
事務員(含技術者)	738	43.0
現場労働者	636	37.0
店員	53	3.0
サービス業	161	10.0
自由業	117	7.0

第五表 産業別にみた職種別

産業	職種	事務員 (含技術者)	現場労働者	店員	サービス業	自由業	計
製造業	電気工業	89.9%	10.1	—	—	—	100%
	金属工業	47.5	52.5	—	—	—	100
	機械器具工業	36.5	63.5	—	0.5	0.5	100
	化学工業	22.4	77.6	—	—	—	100
	紡績工業	10.5	89.7	—	—	0.8	100
	印刷及製本業	20.4	79.6	—	—	—	100
	その他製造工業	23.7	72.0	3.0	—	1.3	100
商業		65.0	11.2	16.6	5.8	1.4	100
金融業		98.0	2.0	—	—	—	100
運輸通信業		98.5	1.5	—	—	—	100
サービス業		14.6	4.5	5.3	73.8	1.8	100
自由業		21.1	5.5	1.3	—	72.1	100
公務・団体		86.5	3.5	—	—	—	100

規模別にみた職種別

第六表を参照されたい。

第六表 (但し製造工業部門のみ)

規模	職種	事務員	現場労働者	店員	サービス業	自由業	計
大		70	154	0	0	1	225
		31.1%	68.5			0.4	100%
中		84	187	0	1	1	273
		30.8%	69.4		0.4	0.4	100%
小		77	245	4	0	2	328
		23.5%	74.7	1.2		0.6	100%

勤続年数

婦人の職業への定着性——いまの事業所への勤続年数——は第七表によつてうかがわれる。3年未満までが7割以上を占め、その内でも一年未満のものが36%となつてゐる。職業婦人の不熟練の原因の一端を知り得よう。

第七表 勤 続 年 数

続 数	1,705	100%	累積比
～ 1年	618	36.6	36.6%
1年 ～ 2年	435	25.2	61.8
2年 ～ 3年	242	14.3	76.1
3年 ～ 4年	181	10.7	86.8
4年 ～ 5年	54	3.2	90.0
5年 ～ 6年	58	3.5	93.5
6年 ～	117	6.8	100

第八表 職 業 経 歴 年 数

続 数	1,705	100%	累積比
～ 1年	301	17.7	17.7%
1年 ～ 2年	288	16.9	34.6
2年 ～ 3年	238	13.9	48.5
3年 ～ 4年	218	12.8	61.3
4年 ～ 6年	263	15.4	76.7
6年 ～ 8年	167	9.8	86.5
8年 ～	230	13.5	100

職業経歴年数

第八表に見られるように経歴年数は1年未満、2年未満が多い。これは第七表の勤続年数が低いものと対照してみると、轉々と職を代えるというよりも短期間の職業生活からすぐ家庭に入るものが多いからではなからうか。このことは第九表の轉職回数にはつきりあらわれている。

この傾向は、質問のなかの「職業婦人の生活をいつまで続けたいか」という答と対照してみると、更に興味のある結果が出ている。

なお参考までに第七表、第八表には累積比を示しておいた。

第九表 轉 職 回 数

続 数	1,705	100%
0 回	795	46.6
1 回	653	38.3
2 回	206	12.1
3 回以上	51	3.0

年 令

職業婦人の年令は若い。第十表はかぞえ年の分布を示しているが81.6%まで（即ち100人中の82人まで）が30才以下の入連である。しかも18～23才が約50%をしめている。なお平均年令はかぞえ年約24.6才になる。

第十表 年 令

続 数	1,705	100%
～17才	153	9.0
18才～19才	271	15.9
20才～21才	322	18.9
22才～23才	271	15.9
24才～25才	191	11.2
26才～27才	99	5.8
28才～29才	84	4.9
30才～39才	189	11.1
40才～	126	7.3

結 婚

年令が若ければ當然未婚者が多い。（第十一表参照）結婚の80.8%をしめている。既婚者のうちで死離別した婦人の率が有夫者より多い事は終戦後の

第十一表 結 婚

続 数	1,705	100%
未 婚	1,369	80.3
有 夫	153	9.0
死 離 別	183	10.7

きびしい世相を反映したものでもあろうか。なお太平洋戦争以前の昭和16年8月東京都社会事業団協会で行った調査を参考までに示すと、都下厚生施設243団体につとめている女性2,788名について調査したのであるが、そのうち未婚者80.8% (2,245名)、既婚者19.2% (534名)で、終戦後三年を経た今日でもこの割合は殆んど変わっていない。ちなみにアメリカでは職業婦人の45%が既婚婦人であるといわれている。

子供の有無 と **生活** とは各々第十二表、第十三表に示されている。

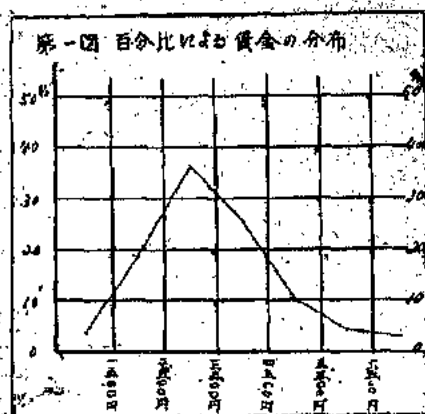
なお生活とは生活の根拠をどこにおいているかという意味から第十三表のような分類によつた。

賃 金

賃金については第十四表及び第一図、第二図に示されている。第十四表によれば2,500円～3,500円(未満)のものが35.6%、3,500円～4,500円(未満)が25.2%で、この賃金段階のものが全体の60.8%を占める。平均賃金は約3,416円である。全体の半数以上の者(約54%)は大ざっぱに推定して

第十四表 賃 金 (一ヶ月手取り)

総 数	1,705	100%	累積比
～1,500円	62	3.6	3.6%
1,500円～2,500円	323	18.9	22.5
2,500円～3,500円	608	35.6	58.1
3,500円～4,500円	429	25.2	83.3
4,500円～5,500円	171	10.0	93.3
5,500円～6,500円	71	4.2	97.5
6,500円～	43	2.5	100



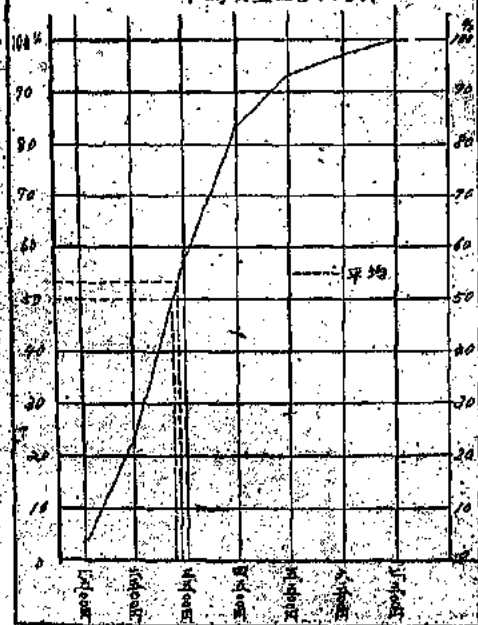
第十二表 子供の有無

総 数	1,705	100%
あ	206	12.1
なし	1,499	87.9

第十三表 生 活

総 数	1,705	100%
家族親戚と一緒	1,440	84.5
寄宿舎、寮	189	11.1
下宿、間借	76	4.4

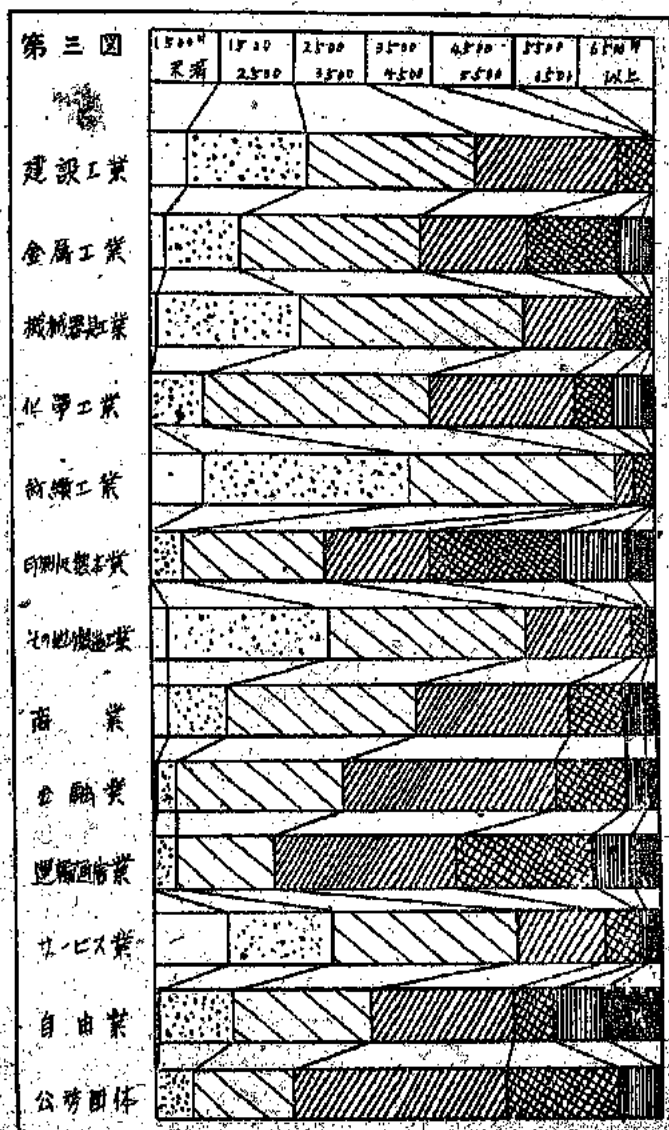
第二図 累積比による賃金の形態
平均賃金=3,416円



3,300円未満である。但しこれは手取り賃金である。

産業別にみた賃金

第十五表をグラフにしたものが第三図である。相當にデコボコのあるのが目につく。]

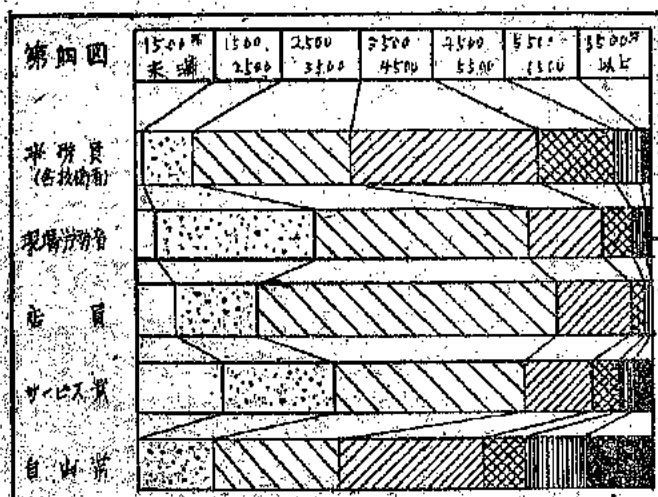


第十五表 職種別にみた賃金

賃金別	建設工業	金属工業	機械工業	化学工業	紡績工業	印刷製本及染	その他の製造工業	商業	金融業	逓信運輸業	サービス業	自由業	公務員及農
1,500円未満	7.7	2.8	1.2	0	10.5	0	2.3	2.6	0.7	0	14.6	0.7	0
1,500~2,500	23.1	15.1	22.0	10.6	50.4	6.1	32.3	12.3	4.1	4.5	20.6	15.0	7.0
2,500~3,500	33.3	34.9	45.2	44.1	30.8	28.6	39.4	37.2	33.3	19.4	36.2	28.5	19.3
3,500~4,500	28.2	21.7	18.3	29.4	4.5	30.6	19.7	30.5	42.4	35.8	17.6	27.9	42.1
4,500~5,500	7.7	17.9	7.5	7.6	3.8	16.3	3.9	10.3	13.6	26.9	6.5	8.8	22.8
5,500~6,500	0	5.7	0.8	5.9	0	12.3	1.5	4.0	4.5	8.9	2.0	10.2	8.8
6,500円以上	0	1.9	0	2.4	0	6.1	0.9	3.1	1.4	4.5	2.5	10.9	0
計	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

職種別にみた賃金

第十六表をグラフにしたのが第四図である。

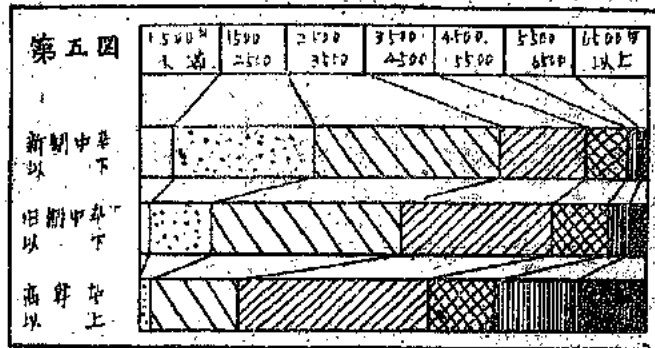


第十六表 職種別にみた賃金 (比例数のみ)

賃金別	1,500円未満	1,500円—2,500	2,500—3,500	3,500—4,500	4,500—5,500	5,500—6,500	6,500円以上	計
事務員	14%	9.0	31.0	36.6	15.1	5.0	1.9	100%
現場労働者	3.5	30.6	40.5	15.1	6.6	2.4	1.3	100
店員	7.2	16.0	58.0	14.5	2.9	1.4	0	100
サービス業	16.1	21.7	33.5	16.8	5.0	3.1	3.8	100
自由業	0	13.7	25.6	27.4	8.5	12.0	12.8	100

學歷別にみた賃金

第十七表をグラフにしたのが第五図である。



第十七表 學歷別にみた賃金

(実数)

賃金	1,500円未満	1,500円 - 2,500円	2,500円 - 3,500円	3,500円 - 4,500円	4,500円 - 5,500円	5,500円 - 6,500円	6,500円以上	計
新制中卒以下	48	225	206	144	64	17	11	805
旧制中卒以下	15	95	290	243	92	35	18	788
高専卒以上	0	2	20	42	15	19	14	112

比例数

新制中卒以下	6.0%	27.9	38.8	17.9	7.9	2.2	1.3	100%
旧制中卒以下	1.9	12.1	36.8	30.8	11.7	4.4	2.3	100
高専卒以上	0	1.8	17.8	37.5	13.4	17.0	12.5	100

學歷

最後に學歷は第十八表の如くである。新制中卒以下には旧小学校、高等小学校をふくむ。

旧制中卒以下とは中退をふくむ旧高等女学校卒業者である。東京の職業婦人の學歷が割合に高いことがわかる。

第十八表 學歷

総数	1,705	100%
新制中卒以下	805	47.2
旧制中卒以下	788	46.2
專門(中退)以上	112	6.6

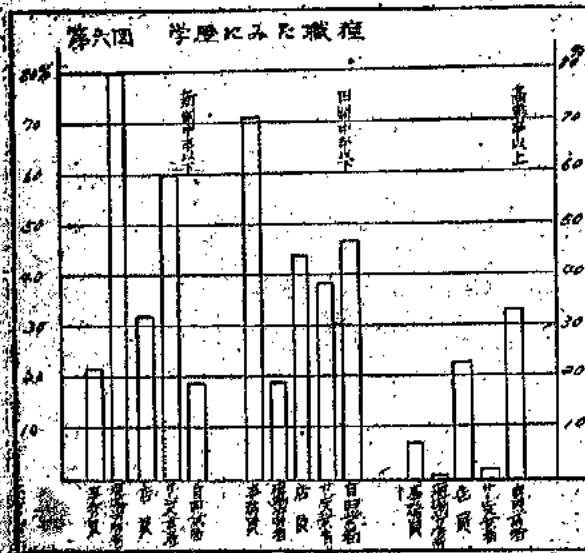
學歷にみた職種

(第十九表、第六図参照)

職種を學歷別にみると、現場労働者の主力は義務教育の新制中卒以下であり、事務員は旧制中卒以下

第十九表 学歴別にみた職種

	新制中卒以下	旧制中卒以下	高専卒以上	計
事務員	21.5%	71.6	6.9	100%
現場労働者	79.9	19.3	0.8	100
店員	31.8	44.9	23.3	100
サービス業	60.2	38.4	1.4	100
自由業	18.8	47.0	34.2	100



下の高女出身者である。自由業は旧制中卒と高専が主力になっている。店員は大体学歴別では平均がとれている。この学歴は調査結果の分析、特に意識測定の問題には大きく影響をしている。

四、分 析

1 職について

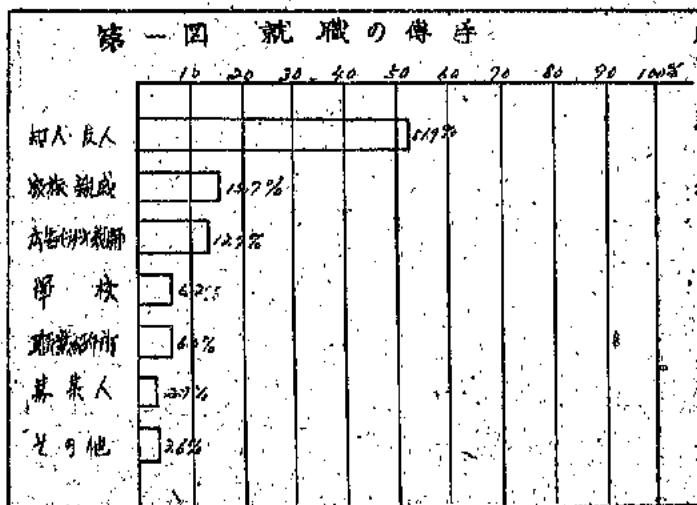
今は女も台所におさまつていられない時代である。女が社会人として一人前になるために、まず自分の力で生活する能力を職業から獲得しなければならない。

そのためには婦人の職業がいまどんな社会的条件におかれているかを知らなければならない。その意味から各人がはたして適した仕事をしているか、就職に先立つて

雇傭条件、給与条件を充分知つての上で就職したのか、何故に職を求めたか、これらの諸点を明らかにすることによつて職業婦人の「仕事」に対する意欲度を測定した。その前にまず「どういう傳手でどこへ就職したか」を尋ね、就職経路を明らかにしよう。

① 就職の傳手

第一回は就職の傳手の一般



的傾向である。知人、友人関係を通じて就職する者が半数以上である。これに家族親戚の仲介をよくとめると、縁故関係で就職の機会をつかむ者が実に68%に及んでいる。これに反して職業紹介所の利用は極めて低い。公共機関の設備が充分でないことも職業紹介所の利用率の低い原因でもあらうが、職業の民主化はまず万人に平等なチャンスを与えることにはじまるのではなからうか。なお、広告（特にラジオ、新聞）の宣傳力は相当なものである。では更に職種別と産業別から就職の傳手をながめてみよう。

(イ) 職 種 別

第二図は職種別に見た就職の傳手を示すグラフである。勿論、何れの職種も縁故関係が半数以上を示しているが、職種からみた就職の傳手にも一つの傾向があることがうかがわれる。

1. 全職種を通じて知人、友人及び家族、親戚の縁故関係が大部分を占める。
2. 事務員は縁故関係以外は大体平均していろいろの傳手を利用している。
3. 現場勞務者では広告、職業紹介所、募集人の比率が高い。募集人の5.5%は注目される。
4. 店員は広告が大部分であり、募集人は皆無になつている。
5. サービス従業者は広告が他の職種にくらべて一番多くなつている。
6. 自由業ではさすがに学校の斡旋による就職が極めて多い。

(ロ) 産 業 別

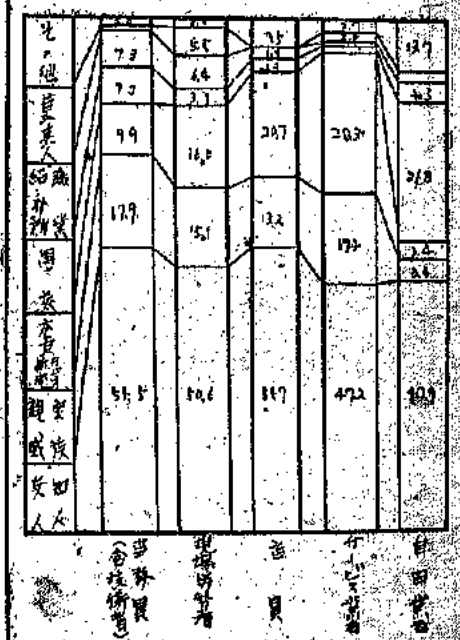
産業別に縁故関係以外の就職の傳手について説明すると、

1. 各産業を通じて広告が平均して多い。広告の少い所では、職業紹介所の比率が多くなつてゐる。但し印刷、製本業は例外をなし、募集人が比較的高率を示す。
2. 学校を仲介して行くのは金融業及び自由業である。
3. 製造工業部門には募集人が相当多いような印象を受ける。

以上の考察の結果を傳手について要約すると

1. 一般的に就職の傳手は縁故関係が壓倒的に優勢である。
2. それ以外に職種別では、事務員は特に偏向ある傾向を示さないが、現場勞務者、店員、サービス業では広告の力が相当ある。学校が就職に強い発言権を持っているのは自由業である。

第二図(職種別) 就職の傳手



第一表 〔産業別〕 就 職 の 傳 手

傳 手 業	職 業 紹 介 所	学 校	廣 告 (ラジ新開)	知 友 人 人	家 族 親 戚	募 集 人	そ の 他	計
建 設 工 業	7.7	0	10.2	56.4	23.1	0	2.6	100
金 属 工 業	12.3	3.8	6.6	46.2	22.6	5.7	2.8	100
機 械 器 具 工 業	9.6	2.5	16.6	48.1	19.5	2.9	0.8	100
化 学 工 業	4.7	5.9	5.9	54.7	20.0	5.9	2.9	100
紡 績 工 業	7.5	3.0	27.8	39.1	12.1	7.5	3.0	100
印 刷 及 製 本 業	6.1	6.1	4.1	57.1	14.3	8.2	4.1	100
その他の製造工業	3.2	2.4	16.5	53.5	15.7	3.2	5.5	100
商 業	4.5	2.7	13.5	58.3	15.2	1.8	4.0	100
金 融 業	1.4	18.4	12.9	58.5	6.8	0	2.0	100
運 輸 通 信 業	13.4	6.0	3.0	52.2	23.9	0	1.5	100
サ ー ビ ス 業	3.0	1.5	25.6	47.2	17.1	2.1	3.5	100
自 由 業	4.8	22.4	3.4	51.7	5.4	0.7	11.6	100
公 務 及 團 体	8.8	5.3	10.5	61.4	14.0	0	0	100

現場労働者では募集人が比較的多い。

3. 産業別では各産業を通じて広告が多い。特に紡績工業、サービス業に著しい。広告の少ない産業では職業紹介所が多く、たゞ印刷製本業では募集人が多くなっている。
4. 学校の仲介で就職する産業は自由業と金融業が著しい。

傳手と 雇 傭 条 件

傳手と問題〔2〕の雇傭条件とを調べてみると、職業紹介所と学校を通じ就職したものが、給料も仕事の内容も両方とも45%までがはつきり知つて就職している。その逆に募集人を通じて就職したものはわずか14%しか雇傭条件を完全に知っていない。

給料だけ知っていたのは募集人によるものが48%で、他の傳手の者が平均5%位しかないのにくらべると驚くべき数である。募集人によるものは半分まで仕事の内容も知らずに金につられて就職していることになる。給料も仕事も知らずに就職した者は縁故関係による者が一番多い。

② 職業意欲の分析

第二表、第三表、第四表は次の質問に対する答である。

1. あなたはここに就職なさる時御自分の給料と仕事の内容を両方とも前以つて御存知でしたか。
2. 現在あなたはどんな理由でお働きになつてゐるのですか。
3. 今のお仕事に興味を持つておいでですか。

縁故関係の就職が大部分であることは、雇傭条件即ち従事する仕事の内容と給料について訊いてもつきりした知識をもっていたとは思われない。第二表によれば「両方とも知らなかつた」者 42.0 %で、それにどちらか一方のみしか知らなかつた者を加える

第 二 表

仕事の内容と給料の両方について知らなかつた	両方知らない	42.0%
	両方知っていた	37.1
	仕事の内容だけ知っていた	18.1
	給料だけ知っていた	4.8
	計	100%

と実に 63 % に達する人達が、不十分な知識か或は全然知識なくして職業生活に入つてしまつたことになる。「仕事の内容だけ」知っていた者に比し「給料だけ」知っていた者の比率が遙かに下廻るのは興味ある現象である。「金のことを目にする」のを嫌う日本人の面目か、それとも職業婦人が本当に苦しい生活の要求から職業につくことが比較的少いからではなからうか。

第三表を見よう。

第 三 表

どんな理由で働いているか	家計の補助	37.6%
	自分の小遣かせぎ	16.2
	一家を養うため	15.8
	家計補助と小遣と半々	14.3
	世間を知るため	5.2
	仕事を通じて社会につくす	3.0
	その他	5.6
	理由なし	2.3
	計	100%

就職の理由は経済的な理由が壓倒的な数字を示すとは言ふ、(家計補助、自分の小遣かせぎ、一家を養うため、家計補助と小遣かせぎ半々を合すと 83.9%になる)「一家を養うため」に就職し家計の中心をなしている人は 15.8%で、その他の人達は多少とも経済的な負担からは免れているわけである。これは上述の第二表の分析を裏づけるものである。しかしそれにも拘らず経済的な理由が80%以上を占めることは今の世相を反映するものであり、生活の苦しさが婦人を職業戦線にかりたてたものと断定出来る。

「仕事を通じて社会につくすため」3.0%「世間を知るため」5.2%にしか過ぎないのは、やはりきびしき世相が婦人を現実主義者にするのであらうか。

では就職時に於ける雇傭条件も漠然としか知らず、しかも経済的な理由から職業戦線にかりたてられた婦人は自分に適した職業を選んでいるのだらうか。

第 四 表

仕事に対する興味があるか	興味を持っている	65.9%
	興味なし	24.3
	なんともいえない	9.8
	計	100%

しかし「興味なし」24.3%「なんともいえない」9.8%これを合せると 34.1%——この数字は決して少ない。少くとも自分の職業にたいして否定的な或はあいまいな態度を抱いている者が8割を占めているのは見逃し得ないであらう。

以上を要約すると次のような結論が出ると思う。

1. 職業婦人の大部分の者は経済的な理由から働いているが、一般生活の負担からは免れている。本当に厭がねばならぬ人達は極く少数である。
2. 仕事に対する執持も、すなわであるといふべきであらう。

(イ) 年令別分析

次に年令別に職業婦人の職業意欲を考察してみよう。

第三図、第四図、第五図は年令別の結果を示している。第三図の如く年令が高くなるにつれて「仕事の内容と給料の両方を知っていた」人は次第に多くなる。17才以下の22.2%を最低に、40才以上の51.2%を最高にして美しい傾斜を示している。

「仕事の内容だけ知っていた者」と「給料だけ知っていた者」との比は大体一様になつていて、年令層によつて全体の傾向はこわされていない。

就職の時の雇傭条件については年令層の高いもの程はつきりしていたが、これは第四図の『どんな理由で働いているか』を分析すると、更に明らかになつてくる。

何故なら、一家の経済的な中心として女の細腕でこのインフレの世を乗り切つてゆかねばならない「一家を養うため」という理由が、年令が高くなるほど急激に増している。特に30才以上の人達は半数が一家を養うために働いている。それに比べると、24~25才までの人は幸福だと言わねばならないだろう。まことに25才までの人の中には少数ではあるが「仕事を通じて社会につくす」或は「世間を知るため」の理想主義者もあるが、それより高令になると理想主義者は影をひそめ、40才以上の人達の中には皆無である。但し「別に理由はない」と、あいまいな答をした人がこの年令層でも6.4%占めているのは、どうしたわけであらうか。

仕事に対する興味については第五図が教えてくれる。若い年令の人達に仕事に対する批判的態度が比較的多く見える。この現象も「雇傭条件についての知識の度合」及び「就職理由」と無関係に考へることは出来ない。

雇傭条件についての知識度は年令の高い者に強かつたが、それは家計の負担者たる立場がそうさせたのであつた。「仕事に対する興味」の場合もこのことが言えるであらう。家計の負担者にとつては職場が生活の全部である。職業生活は眞剣勝負なのだ。仕事を批判する前にまず仕事と取組ま

第三図(年令別) 就職の時仕事の内容と給料とを前もつて両方とは知つていたか

	仕事の内容と給料の両方を知つていた	仕事の内容だけ知つていた	給料だけ知つていた	両方とも知らなかつた
17才以下	22.2	34	11.5	32.1
18才-19才	31.7	8.1	12.6	47.6
20才-21才	32.3	5.7	16.1	45.9
22才-23才	36.5	18	17.4	41.3
24才-25才	37.2	1.7	17.2	38.7
26才-27才	42.4	3	17.2	34.4
28才-29才	46.4	18	22.8	28.8
30才-39才	48.2		16.4	32.8
40才以上	51.2		16.0	32.8

なくてはならないだろう。このような眞剣さが、第五図のような「興味なし」が年令と共に減つて
いる結果を与えたものと思われる。

以上のことを結論すると

1. 職業意識は年令に比例する。特に17才以下の者は職業意識が明確でない。
2. 現在の社会経済状態の下では婦人の経済的負担は25才を越すと漸次生じてくるようである。

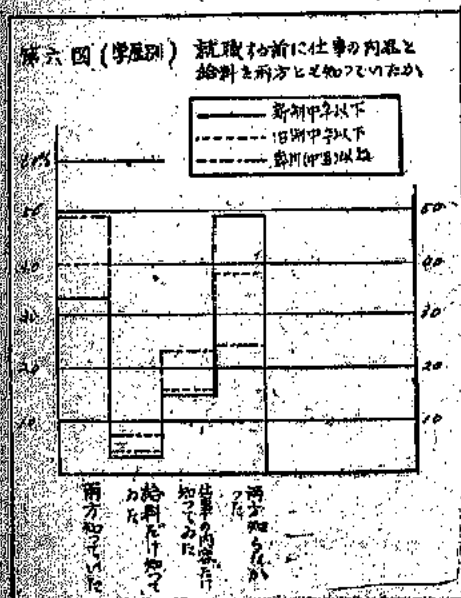
第四図(年令別) 今働いてゐるのはどんな理由から?

年令	家計の 補助	自分の 小遣	家に おこめ	家族の おこめ	おこめ のほかに	おこめ のほかに	おこめ のほかに	おこめ のほかに	おこめ のほかに
17才以下	46.4		13.7	7.3	1.7	7.2	6.4	1.3	
18才-19才	40.2		19.9	4.8	1.1	7.4	6.6	1.9	
20才-21才	36.3		20.8	5.0	1.9	7.8	6.8	2.3	
22才-23才	31.5		20.7	6.3	1.4	7.4	5.5	1.6	
24才-25才	40.3		18.3	12.6	1.7	4.3	1.3	2.7	
26才-27才	29.4		17.2	20.2	1.1	2.1	1.1	1.1	
28才-29才	41.7		7.1	21.4	14.1	3.1	2.3	2.4	
30才-31才	27.5	7.4	4.7	4.7	4.2	5.8	2.9	1.6	
32才以上	31.2	5.1	5.2	5.2	2.2	6.4			

(口) 学 歴 別

さて学歴別に見てみよう。雇傭条件についての知識はさすが学歴の高い者ほど良く知っている。

但し「仕事の内容だけ」知っていた者は高専卒以上の学歴の高い者が最も多いのに反し、「給料だけ」知っていたのが新制中卒以下と低位を争って余り大差ないことは注目すべきである。



第五図(年齢別) 今の仕事に興味を持っているか

	興味あり	興味なし	わからない
19才以下	62.1	27.7	10.2
19才-19才	56.5	31.7	11.8
20才-21才	63.7	27.3	9.0
22才-23才	69.0	21.0	10.0
24才-25才	70.1	22.1	8.8
26才-27才	69.7	24.2	6.1
28才-29才	67.9	14.8	14.3
30才-39才	72.5	16.7	10.8
40才以上	70.4	19.2	10.4

就職の理由は第七図の通り学歴の低い者ほど経済的な理由が強くなり、逆に自分の仕事に意義を見出そうとする積極的な態度は、さすがに高専卒以上の学歴の高い者に強くあらわれている。

「一家を養うため」或は「家計の補助」の比率が、学歴が低いほど多くなっているのは、学歴の高い者ほど経済的に恵まれた家庭に育つたことがはつきりあらわれている。

従つて学歴の高い者は興味のある仕事を選択する機会に比較的恵まれているとすれば、第八図に示すところは当然の結果と言えよう。

第七図(学歴別) 今働いているのはどんな理由からか?

	家計の補助	自分の生活	一家を養うため	経済的な理由	家計の補助	自分の生活	一家を養うため	経済的な理由	家計の補助	自分の生活	一家を養うため	経済的な理由
新制中卒以下	43.6	19.8	18.4	11.7	5.5	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
旧制中卒以下	32.6	18.7	12.8	17.5	9.1	5.9	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
高専(旧制)以上	29.4	17.0	14.3	10.7	4.1	17.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

(ハ) 職 種 別

「仕事の内容と給料とを両方とも知っていた」と答えた者は自由業者、店員に多く、現場労働者、事務員が低い。就中、自由業者に最も高いのはこの職種の内容が教員、医師、看護婦などで、比較的教育程度の高い者が多数をしめる職種だからであろう。

現場労働者は「就職の傳手」の項で明らかにしたように、募集人のような商賣人の傳手による者が5.5%もあつたし(就職の傳手第二図参照) 学歴も他より低い者が多い結果か、雇傭條件では両方とも知らないで就職した者が一番多い。

就職理由は第十図の如く自由業者、現場労働者、サービス従業者に「一家を養うため」という深刻な理由が多い。それに反し事務員と店員は比較的恵まれているといわ

なくてはなるまい。なお自由業者は「社会のために働く」と答えたものが17.1%あるが

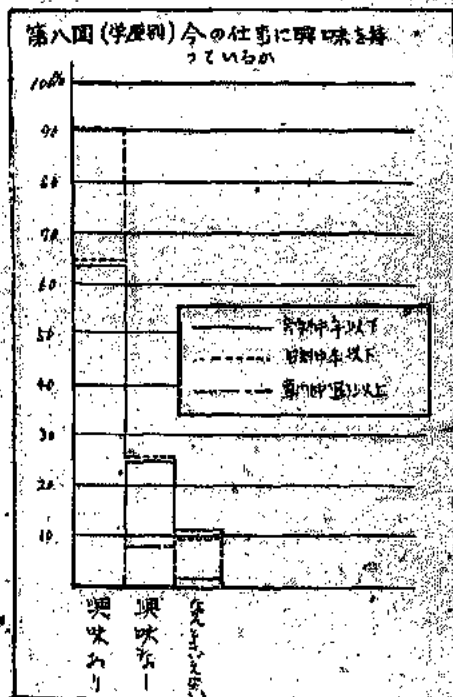
これは自由業者の仕事の性質上当然の結果とはいへ、仕事に対する意欲を示すものとして、注目すべきであろう。

このことは次の「仕事に対する興味」にも如実に反映され、自由業者は82.1%の者が「興味あり」と答え、最高である。(第十一図参照)

他の職種については特に著しい傾向は見られないが、ただ現場労働者の「なんとも言えない」の11.9%はとびぬけた数字であり、労働者の意識内容をある程度暗示しているのではないだろうか。

以上を要約すると

1. 凡ゆる点に於て現場労働者が特異な性格を示している。経済的な理由から職業につき、し



第九図(職種別)就職の理由に仕事の内容と給料を両方とも揃ひて答へてくれたか

	仕事の内容と給料の両方とも揃ひて答へた	給料だけ揃ひて答へた	仕事の内容だけ揃ひて答へた	両方とも揃ひて答へた
事務員(事務系)	91.7	7.2	14.2	42.8
現場労働者	53.3	4.1	14.3	43.6
店員	49.2	11.1	37.7	
サービス業	42.2	22.4	34.5	
自由業	54.9	31.6	12.4	

かも仕事に対する気持
・はあいまいである。

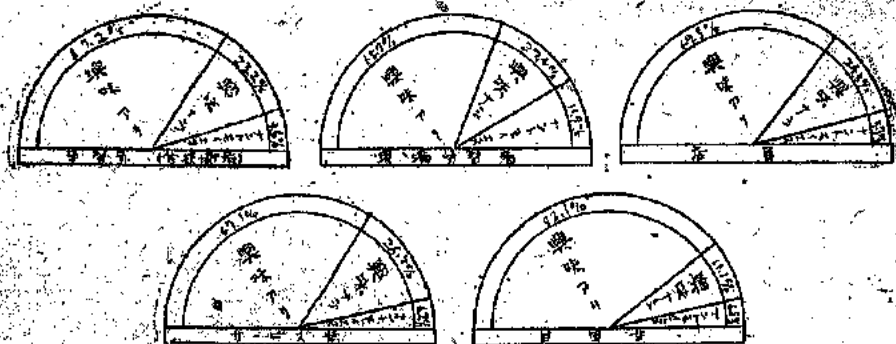
2. 店員は比較的恵まれた条件下にあり、雇傭条件も仕事に対する興味もはつきりしている。

3. 自由業者は経済的な責任には切実なものがあるが、自分の仕事に対する態度は明確というより、むしろ積極的に意義を見出している。

第四図(職種別) 今働いているのはどんな理由か

	世帯の 平均	自分の 収入が 少ない	一時的な 需要	家族の 必要	自分の 必要	自分の 必要	その他	別な理 由あり
専業主婦 (専業主婦)	37.3		21.7	2.1	19.5	1.7	1.7	1.1
現場労働者	44.5		12.9		22.5	9.1		5.0
店員	32.1		26.6		5.7	15.1	7.4	5.7
サービス業	35.6		11.6		19.8	16.1	43.3	42.4
自由業	21.4	12.8	24.9	6.8	17.1		11.1	9.9

第五図(職種別) 仕事に興味を持っているか



(二) 産 業 別

産業別にみると第五表が示すように雇傭条件を比較的良好に理解していたのは運輸通信業、サービス業

第五表(産業別) 就職する前に仕事の内容と給料を両方とも知っていたか

	建設 工業	金属 工業	機械 器具業	化学 工業	紡績 工業	印刷 及紙	繊維 工業	製 造 業	金 業	運輸 通信業	サー ビス業	自 由業	公務 及団体
両方知っていた	39.5%	34.0	36.9	31.8	32.4	24.5	33.1	30.0	32.0	43.3	45.2	56.4	45.6
給料だけ知っていた	7.7	8.4	7.5	4.1	2.2	2.0	1.6	6.3	11.5	1.5	1.5	1.4	3.6
仕事の内容だけ知っていた	23.1	14.2	10.4	14.1	20.3	22.5	11.8	10.8	10.9	6.0	24.6	30.6	19.3
両方知らない	30.7	43.4	45.2	50.0	45.1	51.0	53.5	52.9	45.6	49.2	28.7	11.6	31.6
計	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

ス業、自由業、公務団体のわずか四産業にすぎない。他の九産業の女子従業員は雇傭条件に無関心である。工業部門では一般にこの点がよく現われている。しかし自由業においては給料だけ知っていた者は皆無に近い。(自由業に含まれる職種は、自由業者が大部分であることは、「どんな人達が調査されたか」の項の第五表を参照されたい。)

就職理由を見れば(第六表)工業部門にパンのために働く現実主義者が多く、自由業者に理想主義者が多い。また金融業及び運輸通信業の示す数字から、この産業に働いている女子はお嬢さん達という印象をうけないだろうか。

第六表〔産業別〕 今働いているのはどんな理由か

	建設 工業	金属 工業	機械 器具業	化学 工業	紡績 工業	印刷 刷本 及業	そ製 の造 他工 の業	商 業	金 融 業	運 輸 通 信 業	サ ー ビ ス 業	自 由 業	公 務 及 団 体
家計の補助	41.0%	38.7	42.3	43.0	35.3	57.1	49.6	28.7	35.4	32.8	38.2	21.8	43.9
自分の小遣	10.2	19.8	12.5	12.9	22.6	8.2	17.3	17.0	23.8	17.9	13.1	14.3	21.0
一家を養う ため	15.4	17.0	17.4	24.7	14.3	28.6	17.3	13.0	0	11.9	17.1	21.1	8.8
家計補助と 小遣と半々	28.2	16.0	16.6	9.4	6.8	6.1	11.0	18.4	19.7	22.4	15.1	8.1	12.3
世間を知る ため	2.6	3.8	2.5	1.8	5.3	2.0	0.8	8.5	15.7	4.5	4.5	4.1	3.8
仕事を通じて 社会につく	0	1.9	0.4	0.6	0.7	0	0.8	3.6	0.7	0	4.0	17.7	3.5
その他	0	2.8	5.4	4.1	10.5	0	3.2	8.1	2.7	6.0	5.0	11.6	1.7
別に理由な し	2.6	0	2.9	3.5	4.5	0	0	2.7	2.0	4.5	3.0	1.3	0
計	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

工業部門については「仕事に対する興味」は建設工業、金属工業の如く現場労働者の多い所(どんな人達が調査されたかの第五表参照)では「興味のない」者が比較的多く出ている。(第七表参照)その他、化学工業を除いては、大体仕事に対する態度に——良いにつけ悪いにつけ——明確さがかけている。

また非工業部門では、商業が「なんとも言えない」という答の比率が高い。

第七表〔産業別〕 今の仕事に興味を持っているか

	建設 工業	金属 工業	機械 器具業	化学 工業	紡績 工業	印刷 刷本 及業	そ製 の造 他工 の業	商 業	金 融 業	運 輸 通 信 業	サ ー ビ ス 業	自 由 業	公 務 及 団 体
興味あり	51.3%	50.9	61.4	68.4	59.4	63.3	63.0	60.5	72.8	83.6	68.9	80.9	68.4
興味なし	38.5	34.9	29.1	22.9	27.1	24.5	22.0	27.8	21.8	13.4	23.1	11.6	19.8
なんともい えない	10.2	14.2	9.5	7.7	13.5	12.2	15.0	11.7	5.4	3.0	8.0	7.5	12.3
計	100%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(米) 規 模 別

製造工業部門のみ規模別にみれば、第八表の示す如く雇傭条件について全然無知であつたものは、大規模の所に多く

意外であつた。これは後述の質問第十七に於ても、工業部門の規模別をみると「良い地位につけない」が、規模の大きい程多くなつて

いるのとくらべると、何か共通した意味がありそうである。

第八表〔規模別〕 就職する前に仕事の内容と給料と両方とも知つていたか

	両方知つていた	給料だけ知つていた	仕事の内容だけ知つていた	両方知らなかつた	計
大 規 模	27.1%	4.4	12.9	55.6	100%
中 規 模	35.9	6.2	17.2	40.7	100
小 規 模	35.3	4.5	12.2	47.9	100
総 計	33.3	5.1	14.0	47.6	100

第九表〔規模別〕 今働いているのはどんな理由か

	一家を養うため	家計の補助	自分の小遣	家計補助と小遣と半々	世間を知るため	仕事を通じて社会につくす	その他	別に理由なし	計
大 規 模	18.7%	44.9	20.9	9.8	2.6	0.9	1.8	0.4	100%
中 規 模	16.1	43.2	12.5	12.8	2.5	0.4	9.2	3.3	100
小 規 模	21.0	41.2	15.0	12.8	2.7	0.9	5.5	0.9	100
総 計	18.7	42.9	15.7	12.0	2.7	0.7	5.7	1.6	100

就職理由は殆んど経済的理由である。「一家を養うため」に就職したものが小規模の所に稍々多い。(第九表参照)

「仕事に対する興味」(第十表参照)は、大規模の所にかえつて「興味のない者」が多いのは注目される。しかし全体的に仕事に対する態度の明確さという点からいうと、中小規模に明確さが欠けていることがわかる。(なおこの規模別分析の母体は製造工業のみであり、その意味からも第八表、第九表、第十表に各「総計」をそえて製造工業の全体的傾向を知る参考とした。)

第十表〔規模別〕 今の仕事に興味をもっているか

	興味を持つている	興味なし	なんともいえない	計
大 規 模	60.4%	30.7	8.9	100%
中 規 模	63.0	24.2	12.8	100
小 規 模	61.9	26.2	11.9	100
総 計	61.9	26.7	11.4	100

あとがき

1. 全体的に見ると、職業階層の職業に対する気持はすなわであり、生活態度も比較的のんきで、経済的責任からも一應免れている。
2. 年令別にみると、年令の高くなるほど職業に対する気持が真剣になつてゐる。17才以下の者は職業に対する態度は確立されていない。

現在の社会経済状態の下では、婦人も25才を越すと経済的責任と負担が何等かの形で負わされてくる。

3. 学歴の低い者ほど経済的な負担が大きく、また職業に対する態度もあいまいである。
4. 職種では、この調査から見限り現場労働者に最も多くの問題がある。経済的負担も重く、仕事に対する態度も不明確である。
事務員、店員は比較的恵まれた家庭に育ち、仕事に対する態度も明確であり、自由業者は経済的には苦しいが、積極的に自分の仕事に意義を見出そうとしている。
5. 産業別に見れば、工業部門は非工業部門に比し経済的な理由が大きくあらわれている。
職業に対する態度は工業部門においては、化学工業をのぞいた外は不明確であり、非工業部門では、商業をのぞいて一般に明確性が強い。
6. 製造工業部門を規模別に見れば、個々の点はともかく、全体として中小規模に、職業に対する態度は明確さを欠いている。

II. 職業と生活について

職業と家庭生活——これは婦人が職業戦線に進出し始めた時から常に論じられてきた問題である。古い歴史と共に常に新しい内容をもつて語られる。

現在の職業婦人にとって職業生活、日常生活を通じて、いかなるものが問題となつて仕事の遂行がさまたげられているか、そして、それらの阻害条件の下に、現在の社会状態では家庭生活と職業生活がはたして両立すると考えているのか、もし不可能なら何故か、これを明らかにするために次の質問がなされた。(労働科学研究所の調査によると働く婦人の生活と職業の時間制標準は次のようになってゐる。実態を知るために参考までに示す。第一表参照)

第一表 (時間制標準)

睡	眠	7.時7
食	事	0.8
身	仕	1.2
勤	務	8.6
通	勤	1.2
休	息	1.3
教	養	1.0
園	遊	0.3
家	事	1.4
交	際	0.2
そ	の	0.3
計		24.時0

1. 日常生活やお勤めのことその他いろいろのことで御不満などがあると思いますが、ありまじたらどんなことでもかまいませんから遠慮なくお聞かせ下さい。

(「不満なことがある」と答えた者のみに対して)

2. それがお勤めにさしさわりの(支障)になりますか。
3. あなたは職業婦人としての生活を何時まで続けたいと思いますか。
4. 現在の社会状態では家庭に入つても婦人が勤めに出ることが出来るでしょうか。

第二表 不満なことがあるか

不満がある	48.7%
不満なし	51.3%
計	100%

調査結果は次の如くになった。

まず第一の質問の答は第二表の如くである。不満のあるものと

ないものは大体半々であるが、不満のある者は、それではどのようなことに不満を持っているのであろうか。

不満の内容を次の如くに分類した。

勤務先のこと……例えば仕事、賃金、厚生施設等がないの如く職場のこと。

社会的なこと……衣、食、住、交通難など一般社会的に共通に困つていると思われること。

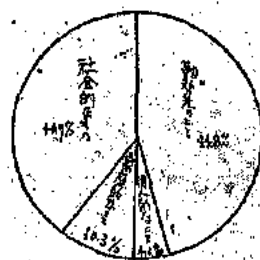
家庭的なこと……不和、無理解、育児、家事等が出来ないなど。

個人的なこと……体が弱い、能力がないなど。

第一図に示されるように勤務先のこと、社会的なこと、家庭的なこと、個人的なことの順になる。しかも勤務先と社会的な不満が8割以上を占めている。言いかえれば職業婦人としての不満は終戦後の一般家庭生活の共通現象である家庭婦人としての不満と、勤労者としての社会人共通の不満が大部分で、家庭のいざこざや個人の特有の不満は極めて少い。

それでは、そのような不満は毎日の仕事に何らかの障害を与えているだろうか。不満がある者のみを100としたとき、支障のあるものは39.9%で、職業婦人全体の比率では19.5%となり、現実の仕事の能率をさまたげると言うことは少いと言ふべきであろう。

第一図 不満とほつとるること
(不満のある者100とした)

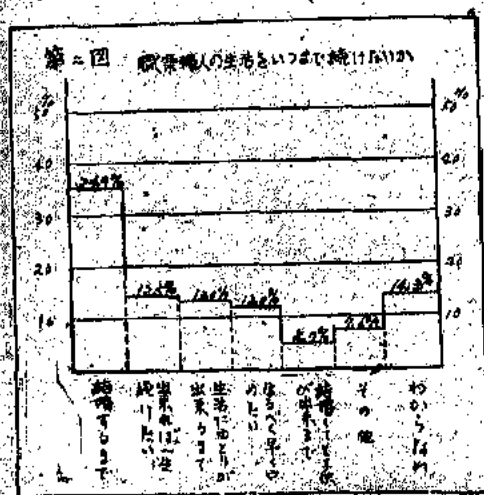


職業婦人は仕事に関する限り、比較的わずらわしさのない生活を送っているが、では婦人における職業の意義を、一体どのように考えているのだろうか。

第二図によれば、職業生活を結婚までの一つの道程と考えているものが多い。

しかし比率はグッと下るが、「出来れば一生続けたい」の極めて意欲の強い答が第二位にきているのは注目されてよい。

だが大勢は、何等かのチャンスをつかんで職業生活に別れをつけたいという氣持が強い。即ち「結婚するまで」「生活にゆとりが出来るまで」「出来るだけ早くやめたい」を合せると59.9%と6割に



達しようとするに対し、「出来れば一生続けたい」「結婚しても子供が出来るまで」と職業生活に対して積極的意欲を持つものは18.2%で、約2割足らずである。

職業婦人が一生を職業にかけるか、家庭に還るかは、以上の説明から兩者を秤にかけるとき、婦人は家庭生活に重さをおけることになる。

第三表

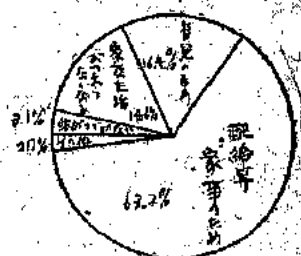
家庭に入つた婦人が職に出来るか。

出 来 る	98.4%
出 来 ない	41.0%
わ か ら ない	20.6%
計	100%

これは職業婦人の現実の氣持であるが、それとは別に、一般的に現在の如き社会状態に於ては、職業生活と家庭生活が「兩立するかどうか」をどのように考へているかを知るために、第四の質問がなされた。これは又ともなほさず、職業婦人の生活を何時まで続けたいかの婦人としての特殊な立場や理由を明らかにすることにもなる。結果は第三表の如く否定と肯定とが兩々伯仲している。「わからない」の20.6%は少

い数ではないが、これは未婚の婦人が職業婦人の8割をしめるのに原因するのであろう。「出来ない」という答の内容は第三図の如くなる。「配給等家事のため」の63.2%は、今のような配給機構における主婦の仕事のわずらわしさを端的に示しているのではなからうか。これに「育児のため」を加えると8割に近い人達が主婦としての家庭生活の負担が「職業と家庭」の兩立を阻むと考へているわけだ。

第三図 職業に就かれたい理由別
(回答が1つとなつた者も100%とする)



しかし「現在の如き社会状態」ですら家庭と職業は兩立しようと考えている人達が全体の4割近くなつてゐることは、この問題に対する職業婦人の考へ方は比較的明るいといえるであらう。

以上の要點を摘記すれば

1. 日々の生活において不満を抱いてゐる人の数は決して少くないが、それにもかかわらず職業婦人としての生活は仕事に関する限リスミーズに行われている。
2. じつに職業生活に対する氣持は、大部分の者が「結婚するまで」の一途程としが考へてゐない。
3. 「家庭」と「職業」の兩立の可能性については、肯定と否定が伯仲し、否定の根據とするところは壓倒的に主婦に対する家事の通重である。

(イ) 年 令 別

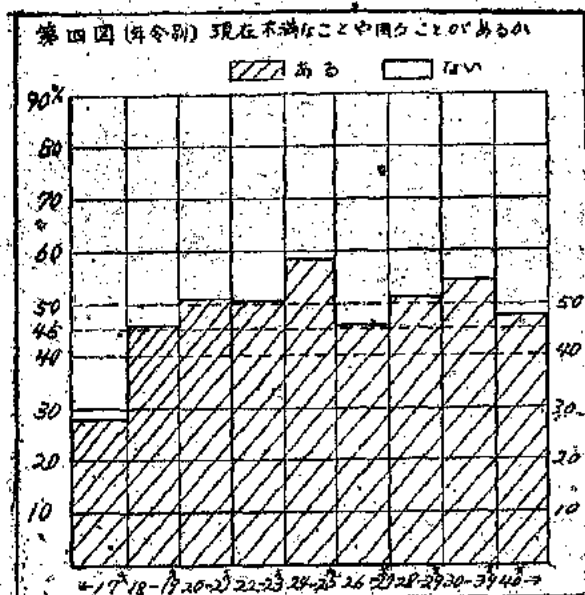
各年令層による「職業と生活」の關係について分析を試みたい。

第四図は不満があるものの割合を示しているが、17才以下が他をばなして低くなつてゐるのを除くと、24~25才を三角形の頂点として、ほぼ同じような傾斜を以て兩側が低くなつてゐる。不満の有無を社会、勤務先、あるいは自分自身を対象とする何らかの批判のあらわれとすれば、17才以下はまだ充分に批判的となつてゐないのではなからうか。そのことは「雑用につかわれるか」どうかの後述

の質問の時に更に、職業婦人の意識的なものから明らかにされる。

では「不満」とはどんなことであろうか。第五図をみれば分るように「勤務光のこと」が年令の若いものに多く、「社会的なこと」は逆に年令の高い者に多くなっている。この相違は24~25才が轉機となるようだ。家庭的な責任が加わってくるからであろう。

不満のあるものに対して「それが仕事の支障になるか」と不満の度合をた



第五図 (年令別) 不満とはどんなことか
(不満のある者100とす)

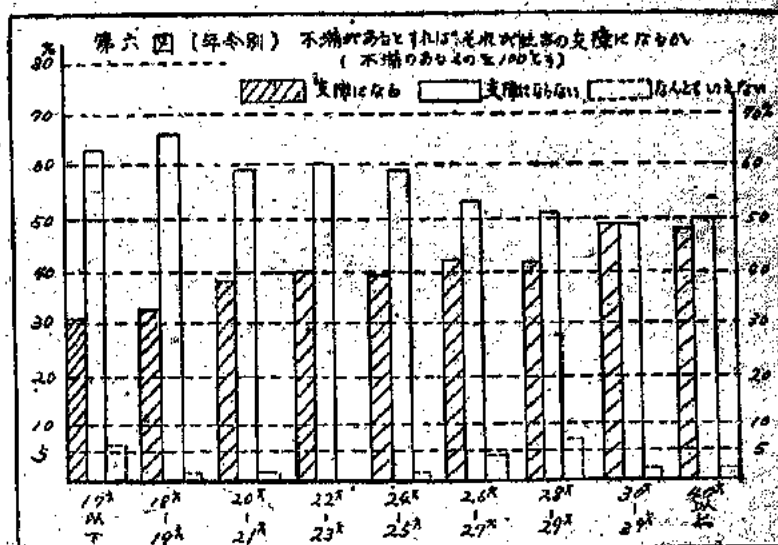
年令	勤務光のこと	社会的なこと	家庭的なこと	個人的なこと
17-18	58.1	23.0	11.6	
19-20	46.0	37.1	10.5	
21-22	52.2	37.6	8.5	
23-24	49.7	42.4	5.9	
25-26	44.6	35.7	11.6	
27-28	42.2	49.6	6.7	
29-30	34.9	44.2	18.6	
31-32	33.4	52.0	10.8	
33-34	30.0	50.0	18.3	

ずねると、第六図の如き結果になった。

年令の高くなるにつれて「支障になる」と答えた比率が実に美しく上昇している。不満があると答えたものが24~25才を頂点として三角形になっているのに対して、支障になるのが年令層の高いものほど多くなっているのは、やはり年と共にあらゆる問題が切実なものとして身にしみて実感されるようになるのかも知れない。特に30才以上のものが「不満」はほとんど仕事に対して「支障」になると強く言い切っているのは、注目すべきものがある。

不満のあるものを更に年令別に職業婦人全体からみれば、第四表の如き結果になった。

第七図は「職業婦人の生活をいつまで続けるか」という質問に対する結果であるが、「わからない」が年齢の増すと共に少くなる。特に18~19才を境に急激に減少するが、20代ともなれば自分の職業生活について一應の考え方を持つようになるのであろう。



第七図 (年令別) 職業婦人の生活をいつまで続けたいか

年齢	結婚まで (40以内)	生活にゆとり あり(35以内)	結婚まで 生活にゆとり なし(30以内)	結婚まで 生活にゆとり なし(25以内)	結婚まで 生活にゆとり なし(20以内)	その他 (5以内)	不明 (5以内)
17才以下	15.1	78	25.5	78	72	26.6	
18才-19才	2.4	143	29.1	19	82	22.3	
20才-21才	16.8	8.1	45.0	57	78	70	9.0
22才-23才	11.1	8.1	48.0	31	107	63	10.7
24才-25才	12.6	94	46.6	70.8	6.8	43	9.4
26才-27才	41	9.1	38.4	11.1	14.1	2.1	14.1
28才-29才	12.1	15.5	24.2	43	21.4	10.7	9.2
30才-39才	44	27.0	12.2	30.2	70.6	11.1	
40才以上	34.4		46.1	16.2	6.8		

第四表 (年令別)

年齢	割合
17才以下	8.5%
18才-19才	14.5
20才-21才	19.9
22才-23才	20.3
24才-25才	25.0
26才-27才	19.2
28才-29才	21.4
30才-39才	26.4
40才以上	23.2

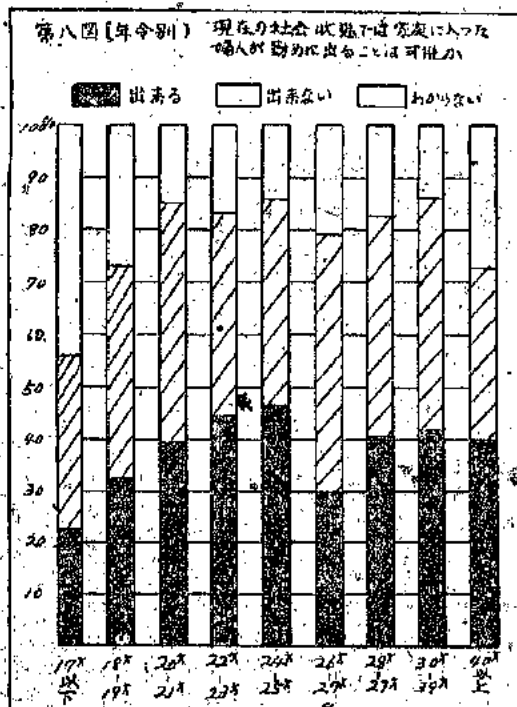
「結婚まで」と「生活にゆとりが出来るまで」「出来れば一生続けたい」この三つの増減が年齢層と共にある一つの規則性をもつてはつきり示されている。

今までの分析と考えると、17才以下のものはまだ職業意識も不十分である。18~19才ともなれば比較的にしつかりしたもののお考え方をすることが出来るが、なんと云っても20才

になると、凡ゆる意味に於て、よりはつきりした態度をとるようになる。「結婚」とこれが職業生活におけるあらゆるものの考え方の目標となる。25才を越すと、結婚に対する気持は幾分色あせてくる。更に20才台の最後の年28~29才の人達は、結婚よりもむしろ職業へ一生を打ち込みたいという気持ちが強くなってくる。30才、40才となるにつれて、結婚は全く過去のものとなってしまう。

また28~29才以上になると「生活にゆとりが出来るまで」が大きな率を示して増していることは、現在の生活苦が婦人を職業戦線へかりたてるのであつて、平静な世なれば幸福な家庭の主婦であつたかも知れない。しかし「出来れば一生続けたい」というのが年齢層が高くなるにしたがつて多くなっているのは、若い人達よりも年齢の高い人達の方が職業意欲が高いと言ねばならない。特に40才以上の人40%以上も「一生続けたい」と答えているのは注目すべきことである。

「家庭生活と職業生活」これに対する結果は第八図に示されているが、極めて面白いことには、これと第四図の「不満や困つたことがあるか」との質問に「ある」と答えたものと同じようなグラフを画いている。この理由は職業と家庭生活が両立することが「出来る」という者と「出来ない」という者との割合は各年齢層を通じて略同じ様であるが、「わからない」という答が年齢層の老若両端に於て増加しているからである。このことは、最初に説明した如く、職業婦人としての意識的なものが年齢の高い者と低い者が低調であることが、同じようなカーブを画いた大きな原因ではなからうか。これは後述の「雑用に対する不満」並びに「社会的関心について」も常に同じような意識状態が出ている。



ではなぜ両立出来ないかという論議を年齢別にみると、大部分家庭生活の重荷にある。これは凡ての年齢層に等しくみられるところで、余り差はない。老若にかかわらず婦人は如何に配給に追われ、それを痛切に感じているかがわかる。その他、育児のためというのが年齢の高くなるに従つて増している。

以上を要約すると

- ① 不満は年齢と共に多くなるように思われ、その職業婦人に与える影響も年齢の高いほど強くなっている。
- ② 25才を境としてそれより若い者は、職業に対する考え方は「結婚まで待つとめる」が強いが、

25才以上の場合は「仕事」と「生活」が密接になつてきて、仕事即生活になつてくる者が増加する。

③「家庭生活と職業生活」の両立については22～25才の所が肯定的であるが、各年齢層を通じて大体肯定、否定は伯仲している。しかし何れにしろ、この問題に比較的是つきりした態度を持つてゐるのは20～30才といえる。

否定の根拠は「家事の重荷」ということに盡きる。

(口) 学 歴 別

学歴別には教育程度の高い者ほど「不満がある」者が多いし(第五表)支障になる者も多い。(第六表参照)

これを全体数からみれば、更にはつきりしている。(第七表参照)

これは一に職業意識の問題であつて「雑用に使われるか」「困るか」の質問において、更にはつきり詳細に説明する。

第六表 (学歴別)

不満のある場合それが仕事の支障になるか(不満のある者を100とする)。

	新制 中卒下	旧制 中卒下	専 門 以 上
支障になる	46.1%	69.9	50.0
支障にならない	51.4	64.1	48.6
なにもない	2.5	2.0	1.4
計	100%	100	100

第五表 (学歴別)

現在不満と思うことがあるか

	新制 中卒下	旧制 中卒下	専 門 以 上
不満なことがある	39.9%	55.8	62.5
不満なし	60.1	44.2	37.5
計	100%	100	100

第七表 (学歴別)

支障になる者の全体に対する割合

新制中卒以下	18.4%
旧制中卒以下	49.1
専門(中.退)以上	31.2

第九図(年齢別) 出来ない理由
(出来ないと思った者を100とする)

配給など 実務のため	育児 のため	仕事と家 事との 両立のため	家庭生活 が忙し いため	その他
17才以下	67.6%		13.9	18.9
18才以下	64.3		15.0	20.7
20才以下	59.5		12.8	27.6
22才以下	60.0		15.2	24.8
24才以下	65.2		18.0	16.8
26才以下	59.2		16.2	24.6
28才以下	57.0		28.6	14.4
30才以下	70.0		18.4	11.6
40才以上	63.5		26.8	9.7

なお不満の内容は、学歴別により余り差は認められないが、たゞ「家庭的なこと」に於て学歴の低い者ほど多くなつており、特に新制中卒以下の14.3%は注目値するものがある。(第十図参照)

職業生活の意欲は専門卒以上が最も強い。(第十一図参照)「一生続けたい」というのが専門卒に於て27.7%もあるに比し旧制中卒以下は断然「結婚するまで」が多い。専門卒以上の者が高いのはその能力とか、専門知識とか意欲度が、そういう結果にしからしめたのであろう。

第十図(学歴別) 不満といふ人なことが
(不満の出るものを100とする)

	社会的なこと	勤務先のこと	職業上のこと	個人的なこと
新制中卒以下	34.6%	48.6	14.2	4.7
旧制中卒以下	46.4	41.7	8.0	2.9
専門(中退)以上	38.6	48.5	21.5	1.4

第十一図(学歴別) 職業婦人としての生活といふまで続けるか

	なまじり生活にゆい (やみよりの出費は)	結婚するまで	結婚後、生活が 維持されるまで	結婚後、生活が 維持されるまで	その他	わからない
新制中卒以下	11.9%	15.4	31.1	14.5	9.2	15.2
旧制中卒以下	12.4	10.1	40.9	10.4	7.9	18.6
専門(中退)以上	9.8	16.1	29.5	27.7	8.9	12.5

第八表(学歴別)

現在の社会状態では家庭に入つた職人が勤めに出ることが出来るか

	新制中卒以下	旧制中卒以下	専門(中退)以上
出来る	36.1%	39.1	50.0
出来ない	36.7	45.4	41.1
わからない	27.2	15.5	8.9
計	100%	100	100

家庭と職業の両立については専門卒以上が半数「出来る」と肯定的態度を表明している。(第八表参照)これは上述の職業意欲に於て高専卒以上が最も強かつたのとくらべてみると、「家庭生活」と「職業」の両立は職業意欲に正比例する結果があらわれている。「やる気があるなら出来る」という注目すべき結果ではなからうか。第八表の「わからない」の数字は学歴の比重を如実に示している。

出来ない理由は、第十二図の如く、学歴による差異は余りなく、一般的傾向がそのまま出ている。但し旧制中卒以下で「家庭生活がつまらなくなる」という答が他より多いのは、上述の職業生活の意欲に於て「結婚するまで」が他より多かつたのと対比して考えると、何か職業よりも結婚と家庭生活への意欲が強いように思われる。

第十二図(学歴別) 出来ない理由

	既婚者家事のため	育児のため	家事の負担が重すぎる	家庭生活がつまらなくなる	その他
新制中卒以下	67.0%	12.2	20.9	9.8	
旧制中卒以下	58.6	15.4	21.1	19.2	
専門(中退)以上	68.5	19.6	24.8	8.7	

以上を要約すると

1. 学歴の高い者ほど不満のある者が多く且つその割合も強い。
2. 学歴の低い者ほど職業に対する気持は浮動的である。専門卒以上の者は職業に対する気持は強い。
3. 「家庭と職業の両立」に対しては、学歴の高い者ほどはつきりした態度を示し、しかもむしろ「可能である」という肯定的態度を示している。

「両立出来ない」論拠は学歴別に於ても特殊な差異はなく、一般的な傾向そのままである。

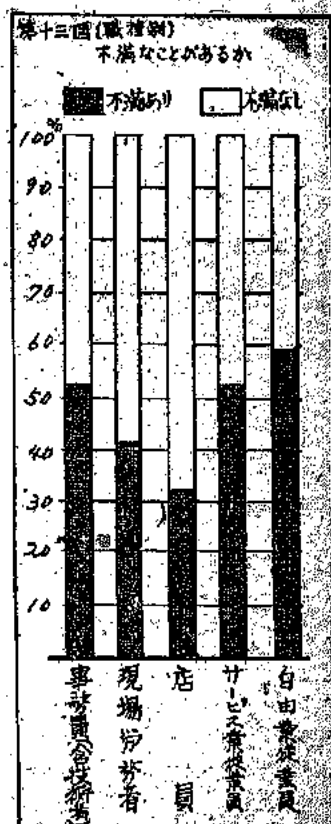
(ハ) 職 種 別

職種別にみると「不満のある」者は自由業、サービス業、事務員が高く、店員が低い。(第十三図参照)

不満の内容で「勤務先的不满」を訴えるものが自由業者、現場労働者に多く不満の半数までがそれである。それに対して「社会的な不満」をサービス業者が半数以上訴えていることは注目

第十四図(職種別) 不満とはどんなことか
(不満のある割合100とす)

	勤務先のこと	社会的なこと	家庭のこと	個人的なこと
事務員(含技術員)	42.8%		44.1	8.0
現場労働者	49.3		31.6	15.0
店員	42.0		29.4	12.6
サービス業従事員	33.3		52.8	5.8
自由業従事員	52.1		26.2	14.1



慣する。家庭的な不満は現場労働者が多い。これは学歴別の場合、新制中卒以下が他より「家庭的な不満」が多かったのと相関関係にあつて、現場労働者に学歴の低い者が多いからである。事務員は「勤務先的不满」と「社会的な不満」が相伯仲している。

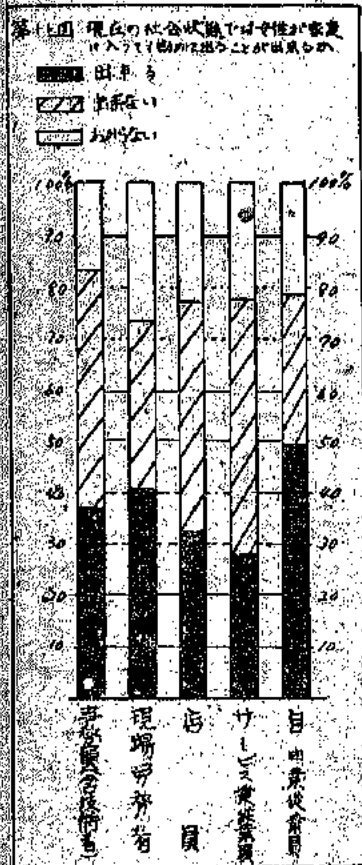
その不満をどの程度に感じているかは「仕事に支障になる」が自由業にや、高く、次いで現場労働者、サービス業者になつてゐる。最も少ないのは事務員である。

これを職業婦人全体の数からみると次の第九表の如くなる。不満のある者が多いにかかわらず、事務員に支障の少ないのは興味ある問題である。全体からみても自由業者、サービス業者が他をなして支障になる者が多いのは、その生活にいろいろ問題のあることを予想させる。

では職業生活を「何時まで続けるか」第十六図によると店員並びに事務員は大半が「結婚するまで」の懸かけの覚悟が強い。現場労働者に「一生続けた」という者が事務員、店員に比して多くあらわれていることは極めて注目すべきことである。しかしそれと同時に「生活にゆとりが出来るまで」も現場労働者が最高である。これは生活に困つたものが他の職種の従業員よりも多い証拠である。ただし「一生続けたい」という積極的な態度は群をぬいて自由業者が多い。

第九表 「職別」
支障になる者の全体に対する比率

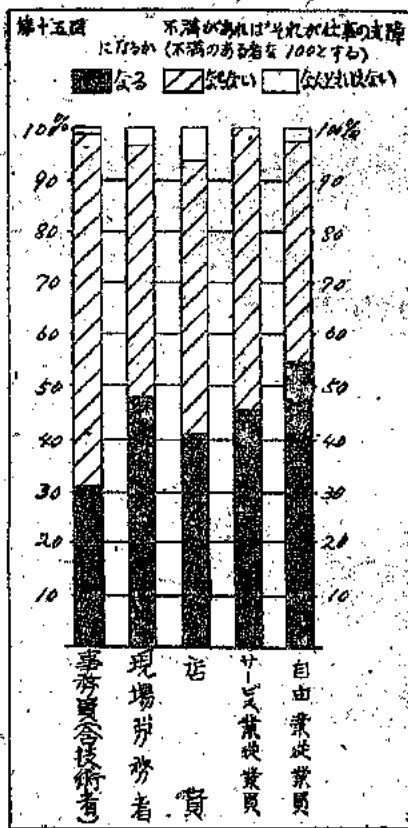
	支障になる
事務員 (食技術者)	16.4%
現場労働者	19.8
店員	13.2
サービス業	24.9
自由業	32.4



更に「職業と家庭」の問題について、兩立するというのは自由業者が最高で、次いで現場労働者、事務員が同じグループ

である。最低はサービス業者である。自由業者が最高なのは職業意識が高いからであり、サービス業者が最低なのは

(別種職)



第十六図 職業輸入の生活をいつまで続けたいか

(別種職)	なるべし(大抵)	生活の中心(大抵)	結婚まで(大抵)	結婚後(大抵)	結婚後(大抵)	その他	わからない
事務員(食技術者)	12.3	8.9	44.6			23.7	12.7
現場労働者	12.3	18.2	24.8			14.5	19.1
店員	9.4	11.2	52.5			9.4	9.4
サービス業	12.7	8.0	33.5			18.6	11.8
自由業	9.4	12.1	22.2			29.1	12.7

「不満が交障になる」と答えた者が多い結果と相関関係にあるからである。(第十五図参照)

【職 種 別】

第十八図 出来ない理由
(出来ないという方を100とする)

	配給等 事のため	育 児 のため	家庭生活 が忙しすぎる	仕事に動機 がなげない	その他
事務員 (含技術者)		62.6%		14.5	14.8
現場 労働者		63.1		19.8	11.0
店 員		62.5		8.3	24.8
サービス業 従業員		66.5		17.3	12.3
自由業従業員		58.9		24.6	12.3

殊に兩立出来ない理由を第十八図でみると、「育児のため」が自由業、現場労働者にやや高いが、配給等の方が更に職業生活に大きな障害をあたえていることが解る。店員と事務員の「家庭生活がつまらなくなる」と答えたものが他より多いが、これは第十六図の「結婚するまで勤める」が多いのと相関関係にあつて、やはり職業より家庭への意欲が強いからであろう。

以上を要約すると

- ① 事務員、店員の職業に対する気持は割合に安易である。
- ② 自由業者は最も態度が鮮明であり、それは積極的に職業生活と家庭生活の兩立を肯定している。
- ③ 現場労働者の職業に対する気持は事務員、店員よりは強い。

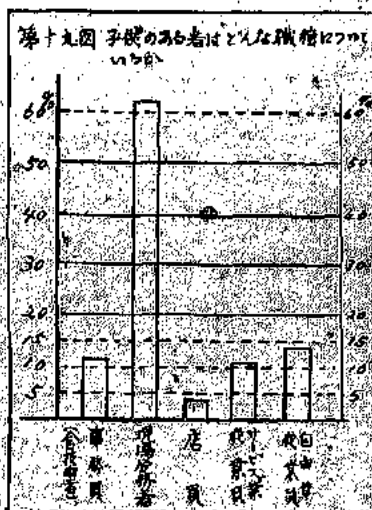
(二) む す べ

- ① 全体的にみれば職業婦人の生活は、仕事に関する限り比較的スムーズに営まれていると思われるが、職業を結婚までの腰かけのように考えている。真剣に職業にとりこんでいないと言つても言いすぎではないだろう。

職業を結婚までの一過程と考へているにもかかわらず、しかも「家庭」と「職業」の兩立に

子供の有無と職種

ここで話は変わるが、子供のある者はどんな職種についているかを第十九図で調べてみると、現場労働者が他を壓して多くなっている。ぐんと落ちるが次に自由業、事務員、サービス業が同じようなグループをなしている。第十七図で「職業」と「家庭」の兩立を強く肯定していたのが自由業と現場労働者であつたのとくらべてみると、子供の有無は余り影響はないような感じを受ける。



については否定、肯定の態度が略々伯仲している。否定の理由は「主婦に対する家事の重荷」に盡きるが、これは年齢、学歴、職種別によつても殆んど変らない。

- ② 年齢別にみると、年齢の高いものほど職業婦人の生活に支障が出来る。しかし一方、職業を一生続けたいという意欲度も高くなる。それと共に、生活のために職につかざるを得ないのも、年齢の高い人になつてくる。この轉機をなすのは24~25才と思われる。
- 「職業と生活」の兩立についてみると、否定、肯定の態度は各年齢層を通じて大体同じようであるが22~25才の所が肯定的である。この問題に対し比較的はつきりした態度を持つてゐるのは20才台の前半と30才台であるといえよう。

- ③ 学歴の高い者ほど不満もあり、その程度も強く現われている。

「職業生活」に対する氣持は、旧制中卒以下の学歴のものが浮動的であり、高専卒以上の者は極めて強くなつてゐる。

「家庭と職業」の兩立については、学歴の高い者ほど肯定的で「わからない」が少くなる。言いかえれば、学歴の高い者は不満があり、その度合も強いにかかわらず、職業に対する氣持は積極的で、しかも職業婦人と家庭生活についても明るい見通しを持つてゐる。

- ④ 職種別には、事務員、店員は職業に対して割合安易な氣持を持つてゐるが、自由業者は最もはつきりした態度を持ち、それは積極的に職業生活を肯定し、また勤勞婦人の將來についても樂觀的な見通しを持つてゐる。

Ⅱ 労働基準法について

労働基準法が施行されて半年以上になるが、じつさいに職場で働いてゐる婦人にどれだけゆきわたつてゐるか、どれだけ理解されてゐるか、どんな態度でうけいれられてゐるか、を調べるために次の質問をした。

1. あなたは労働基準法の名前をお聞きになつたことがありますか。

(あると答えた者に)その内容を御存知ですか。

2. (知つてゐる者に)基準法は特に女性についての規定が色々ありますが、それにはどんな規定があるか知つてゐるだけお聞かせ下さい。

3. (質問2で何れか一つでも答えた者に)

(イ) では労働基準法は働く婦人にとってよい結果をもたらすでしょうか。

それとも悪い結果をもたらすでしょうか。

(ロ) (良い点もあれば悪くなる点もある、或は悪くなると答えた者に)

悪くなるのはどういう点だとお考えになりますか。

1. まず基準法の普及について —ざつと知っているもの85.4%—

労働基準法の名前や法律のあることぐらいは知っていると言うものの85.4%、なんにも知らなかつたもの14.6%である。一應普及されていると思われる。(第一表参照)

第一表 労働基準法の名前を聞いたことがあるか	
あ る	85.4%
な い	14.6%

2. どれだけ理解されているか

(イ) 内容では —名前も内容も知っていると言つたもの47.9%—

なんにも知らなかつた者を除いて、知っているもののみについて「では内容を知っているか」と聞くと、知っているものはぐんと減つて56.1%、知らないが43.9%である。すると内容まで知っているものは、ここで全体からみると47.9%になる。(第二表参照)

第二表 (名前を知っているものに) 内容を知っているか	
知っている	56.1%
知らない	43.9%

(ロ) では実際にテストをしてみると —ほんとに理解しているもの44.2%—

婦人は基準法によつて毎日の職場でいろいろと保護されて働いているのであるが、保護されていながら何によつて保護されているのか知らない者を除いて、少くも基準法のこういう規定が出来て「わたし達は保護されているのだ」と身近な例を一つ二つ言い得る者でなければ、眞の意味で基準法を理解しているものとは言ひ得ないであらう。

第三表 (内容を知っているものに) 女性に関する規定をお聞かせ下さい	
答へられないもの	17.7%
一つ以上答へたもの	82.3%

この意味から、手近かな婦人のための保護規定を例にとつて、被面接者に充分に考える時間を与えて、内容を知っていると答えた者のみに、ほんとに知っているのか試験をした。その結果内容を知っていると答へて、しかも答へられなかつたものが7.7%あつた。(第三表参照)

名前も内容も知つてあり、しかも具体的に保護されている規定を一つ以上答へたものは全体の44.2%であつた。このグループの人達がほんとうの意味で基準法を知っている者であり、理解している人と言ひ得るであらう。

第一図は以上を要約した基準法のものさしである。

第一図 基準法の理解度

普及度		理解度	
ほとんど理解しているもの (44.2%)	あつたこと位は知っている (85.4%)	ほとんど理解していない (14.6%)	あつたこと位は知らない (7.7%)

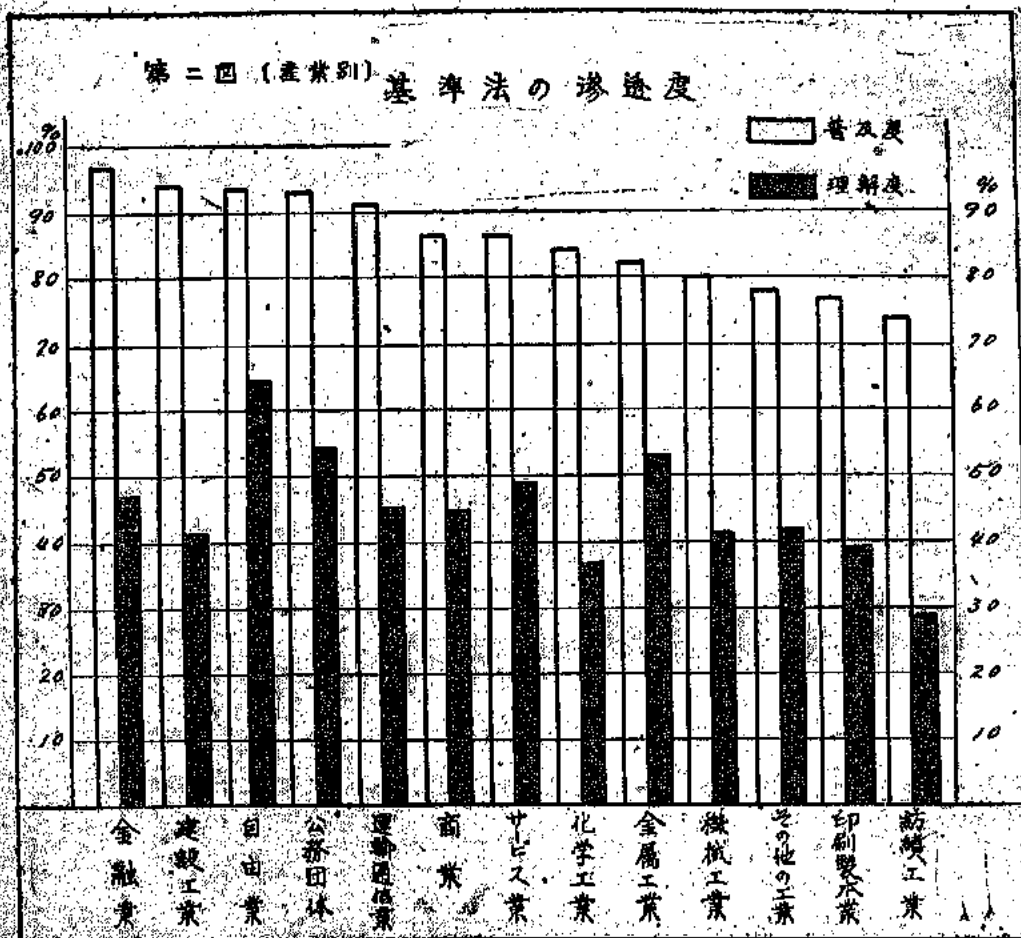
3. 次にこれを産業別から更に詳細に分析してみよう。

(イ) 産業別

産業別に基準法がどれだけ普及しているかは第二図によつて明らかであらう。余り大きな数

はないが、最高の金融業 (97.3%) と最低の紡績業 (74.4%) との差は 22.9% もある。

名前を知っているもののみに内容を知っているかと聞くと、金融業はぐんと低くなつて、自由業がトップになり、金属工業、公務団体業の順となり、最下位は依然紡績業である。



更にはどのように知っているのか試験をやつて、一つ以上答えられた者の%を各産業別に出すと(理解度)、第二図の黒線の如きグラフが出来た。基準法の名前を知っているものの多い産業、必ずしもそれに比例して理解しているとは言ひ難い結果をしめしている。全員の半数以上が理解していると判定される産業は、わずかに自由業に従事しているものと、公務団体、金属工業の三つにすぎない。紡績業は最も少く、28%しか理解していないことになる。

(ロ) 規模別

製造工業部門のみを規模別にみると、規模の大きいほど名前も内容も良く知っている結果になつている。

(ハ) 職種別

名前がらみた普及度は第三図の如く自由業従業者の99%、ついで事務員の94%になり、最低

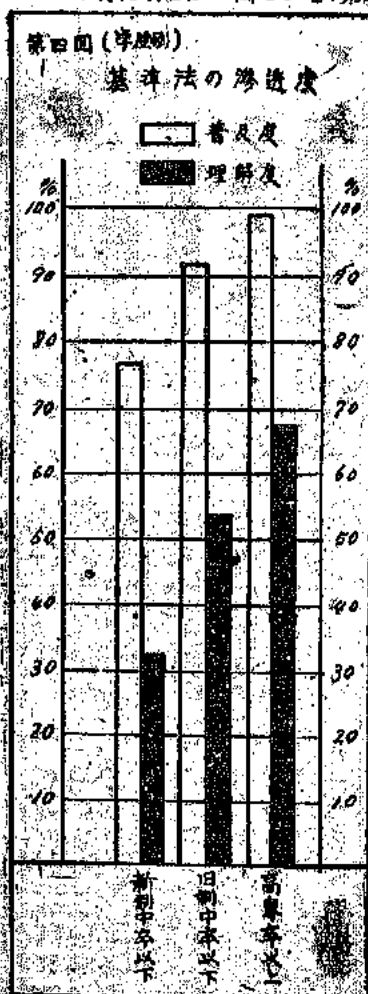
は現場労働者の73%である。内容を知っていると答えた者と名前を知っているものとはほぼ比例した結果を示している。

〔職 種 別〕

一つ以上答えられた者を各職種別総数からみた理解度は第三図の黒線に示されている。総数の半分以上の者が理解していると思われるものは、自由業の従業者と事務員のみで、現場に働く者は28%しか理解していない結果になる。

(ハ) 学 歴 別

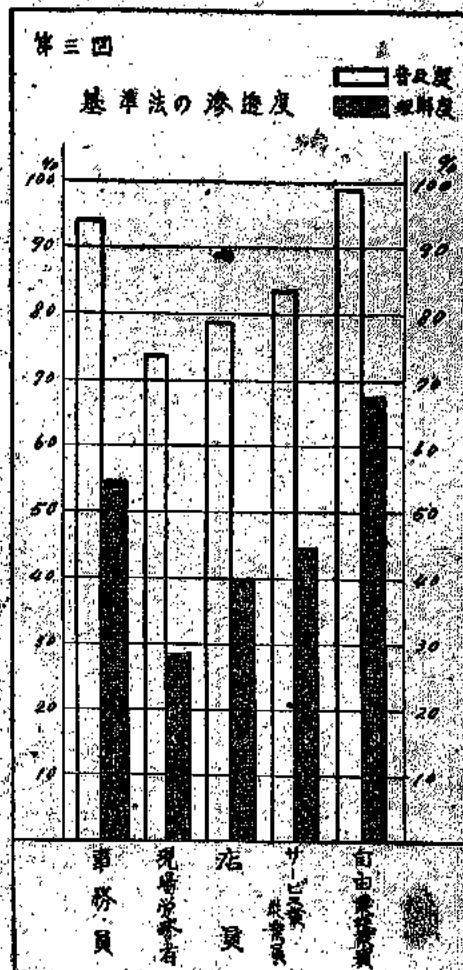
知っているとか、知らないとかは、學歷別で更に明かされて出ている(第四図参照)。名



前を知っているというものは、高専卒以上ではほとんど100%近くである。高専卒と旧制中卒、旧制中卒と新制中卒以下の差をみ

ると、前者は6.2%、後者は16.8%になる。最後の社会的関心に於てもみられるのであるが、女子の知識度の測定は常に中等教育を受けた者と受けない者ではなつきりした区別がみられるが、高専卒と専門卒以上では、差別的なものを除いた知識度のみでは余り大した差が出て来ない。

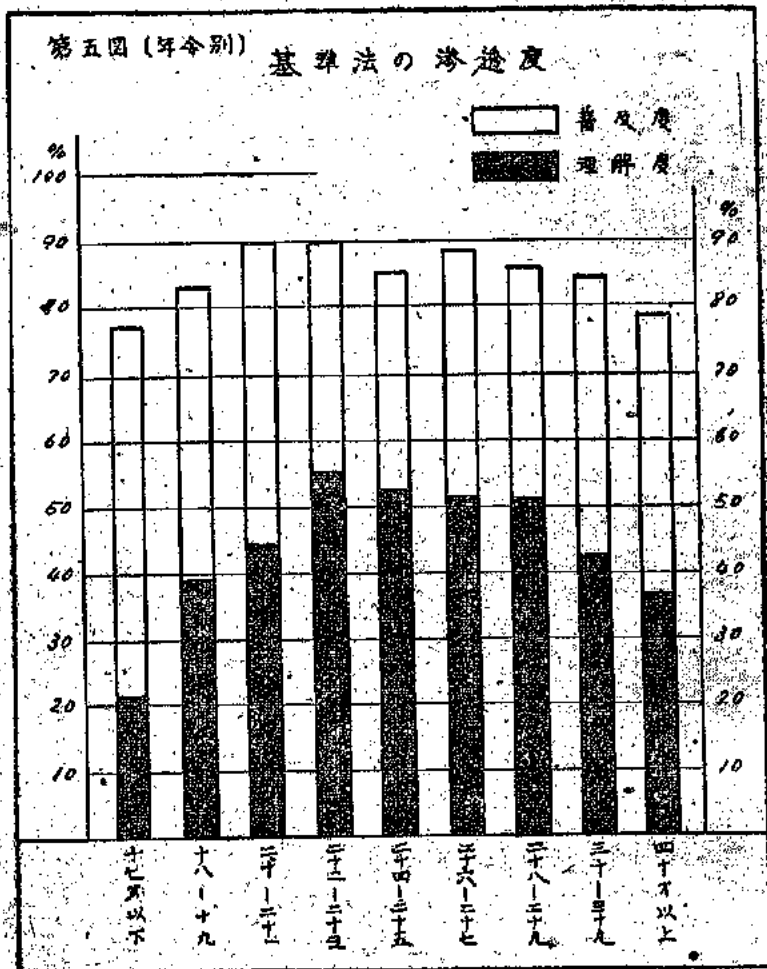
更に内容を知っているかと問くと、新制中卒以下では半数以上の者が内容を知らない。具体的な例を一つ以上答えられた者を各學歷別の総数からみた理解度は、第四図の黒線に示されているが、要約すると、高専卒以上では約7割近くまで、旧制中卒では約半数、新制中卒では約 $\frac{1}{3}$ のものが理解していることになる。



(表) 年 令 別

名前を知つてゐるという普及度と、内容を理解していたものを各年令別にグラフに図示すると第五図の如くなる。

普及度については余り差はないが、17才以下の低率なのが目につく。理解度は実にはつきりしたものが出ている。22~29才までの20才台が丁度山の頂点をなし、年令の若いもの、年とつたものほど理解していないことになる。特に次の時代を中心をなす10才台の低率なのは極めて注目すべきものがある。



4. いくつ、どんな規定を答えたか

いくつ答えたかを「内容を知つてゐる」と答えたもののみについて説明してゆこう。内容を知つてゐると答えたものの実数は817名、その全解答数は1460で、一人平均1.8(弱)答えたことになる。全総数からは一人平均0.85答えたことになる。一人がいくつ答えたかは一つ解答したものが最高で、順次減少している。一つと二つ解答した者の差は僅少であるが、三つ解答したものは二つ解答したものに比べると半減している。二つまで解答したものが全体の70%を

第 四 表	
いくつ答えたか	
(内容を知つてゐるといつたものを100とする)	
答えられないもの	7.9%
一つ答えたもの	89.2%
二つ	31.3%
三つ	14.3%
四つ	3.8%
五つ	2.2%
六つ	0.8%
七つ	0.1%
八つ	0.1%
計	100%

しめ、三つまでのものが85%になっている。(第四表、第六図参照)

(ロ) どんな規定が答えられたか(第七図参照)

(〇が17.7%と図示してゐるのは7.7%の誤り)

実際にどんな規定を答えたかというに、他を引き離して労働時間及び休日就業の制限を知っている。労働時間の制限は職業婦人にとって最も身近な問題だからであろう。ついで女子特有の生理休暇となつている。最も大事な基本原則の男女同一の賃金は19.0%しか知らない。坑内労働の禁止が最低なのは東京だからであろう。

(ハ) 産業別

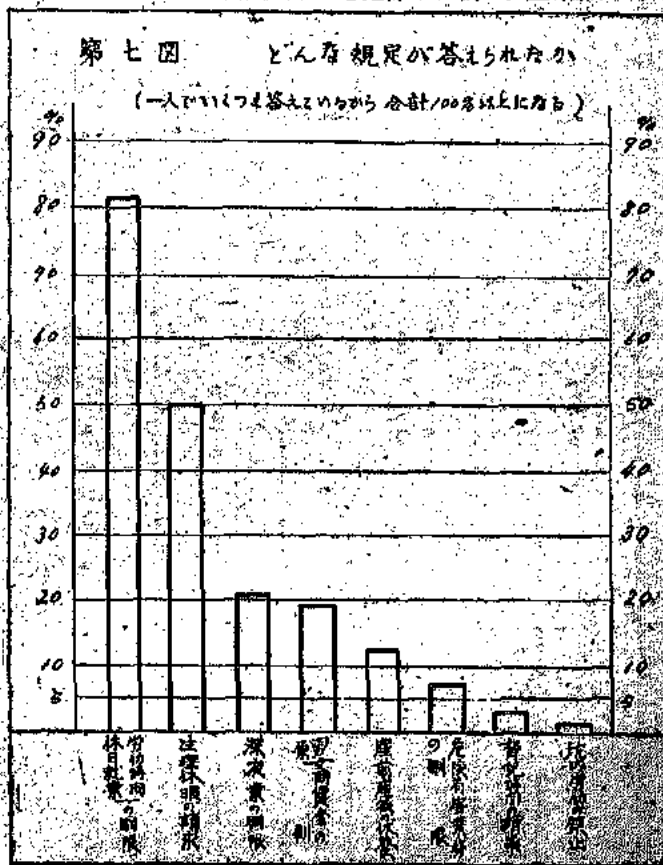
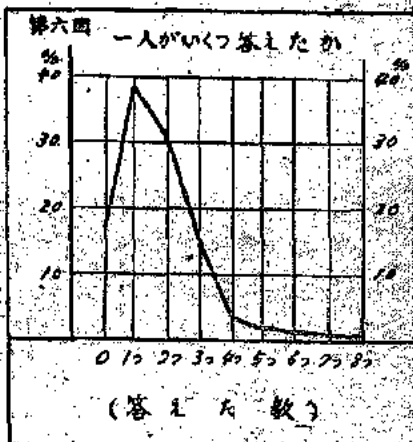
各産業別にいくつ答えたかを分析してみよう。

まず各産業別の総人員で、各産業別に女子の規定を答えた数を除した商二各産業別に一人平均

いくつ答えたかを計算して、第八図の如き成績表をつくつてみた。自由業、金属工業、公務団体業が一人平均一つ以上を答えたことになる。一つ答えた者より二つ答えた者が多い産業は商業、機械工業である。その他著しい特色としては、紡績業は三つ以上答えた者が皆無である。一つ答えた者が二つ答えた者より群を抜いて多いのは印刷業である。

どんな規定を答えたかについては労働時間及び休日の制限を最も良

く知つていたのは商業、その他の工業、サービス業、最低は金属工業である。それに対して生理休暇は金属工業、商業が他を抜いて良く知つているが、一般に工業部門が非工業部門より

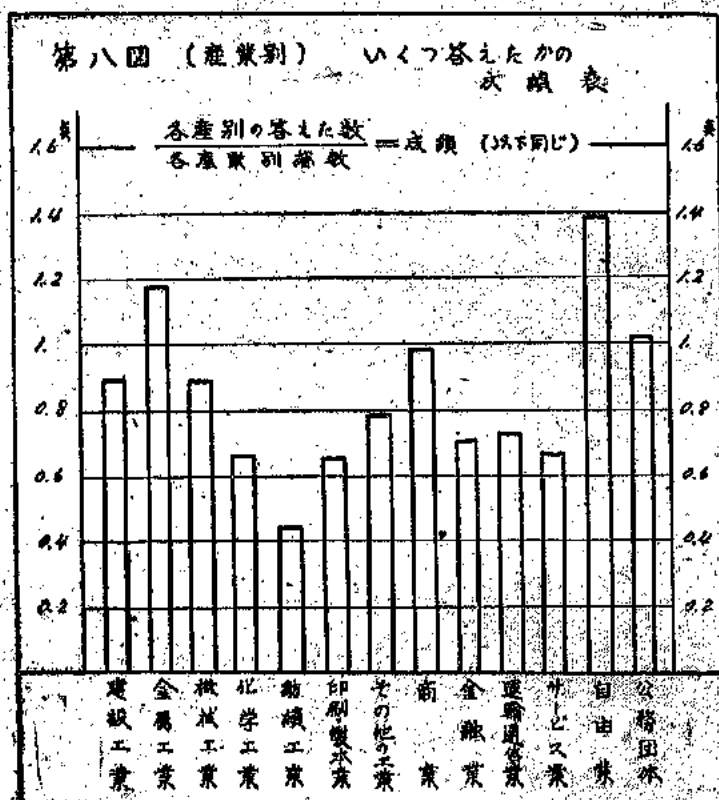


[生理休暇50%と図示してゐるのは44.7%の誤り]

り良く知っている。
基本原則たる男女同
一の賃金は自由業が
他の産業より2倍以
上も良く知っている。
次いで金属工業、公
務団体、金融業であ
り、最低は印刷、機
械、紡績、その他の
工業が一同をなして
いる。危険有害業務
の制限はさすが製造
工業部門が他よりよ
く知っている。

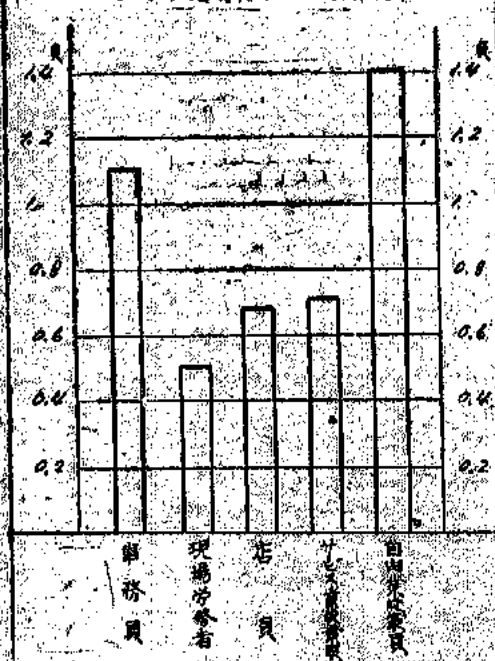
(二) 規模別

製造工業部門のみを
【職種別】



第九図

いくつ答えたかの成績表



規模別にみると、一人平均大は0.45、中は0.40、小は0.32 答えたことになり、大中小の順に良く答えられたことになる。その他の特色としては大中の規模では二つ答えられた者が一つ答えられたものより多い。

(ホ) 職種別

各職種別に一人平均いくつ答えたか。(第九図参照) 自由業の従業者が1.4、事務員が1.1 で一人平均一つ以上を答えたことになり、他をはなしている。その他は大体同じグループをなしているが、最低は現場労働者で自由業者の約 $\frac{1}{3}$ (強) しか答えなかったことになる。現場労働者の基準法に対する関心度の極めて低いことがはつきりあらわされている。

どんな規定を答えたか。(店員は回答数が少

い爲に除外す)

労働時間の制限はサービス業が最も良く知つて居り、現場労働者が知らない。生理休暇は大差はないが、逆にサービス業が一番知らない。男女同一賃金の基本原則は自由業者が他の2倍以上も良く知つて居り、つづいて事務員となり、現場労働者が最も知らない。その逆に危険有害業務の就業制限は現場労働者が一番良く知つている。

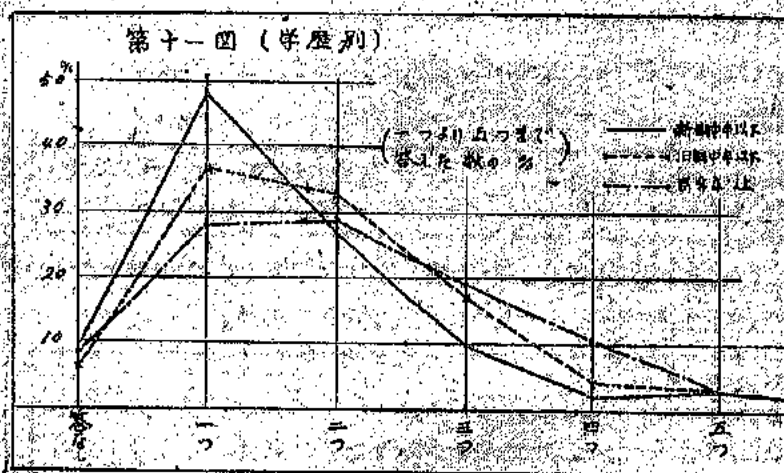
深夜業の制限は事務員が良く知つている。

一般的に、職場に於て直接身にひびく規定ほど良く知つてゐることになる。

(ハ) 学歴別

各学歴別にみると新制中卒以下は二人で一つ答えられたことになり、旧制中卒以下は一人一つ答えられたことになり、高専卒は二人で三つ答えられたことになる。(第十図参照)一つ答えられた者は新制中卒以下に最も多く、且つ二つ答えられた者が一つにくらべて

半減するに反し、学歴が高いほど一つ答えられた者の数が二つ三つと段々幅をもつて漸減し



ている。(第十一図参照)どんな規定を答えられたかは学歴の高いほど、まんべんなく、良く知つてゐるが、著しい特色としては男女同一の賃金の基本原則を高専卒、旧制中、新制中と各10%の

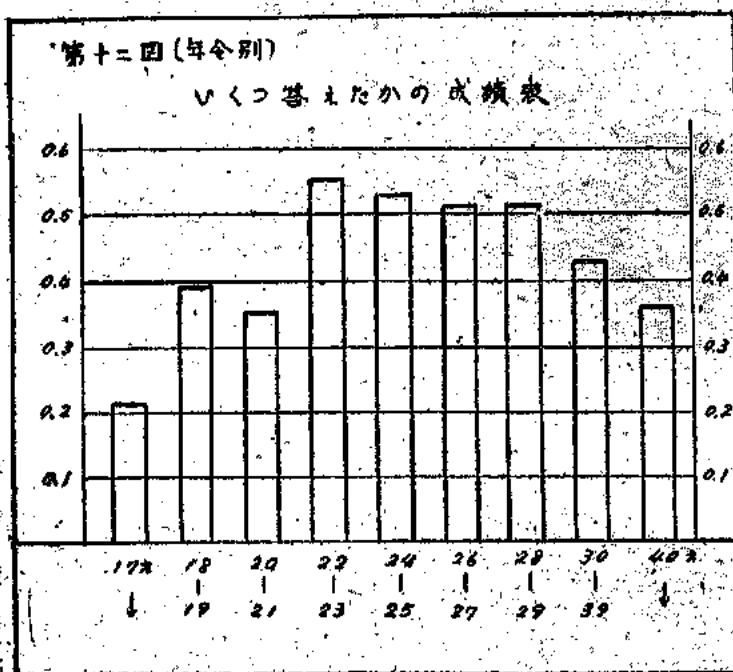
差をもつて残つてゐることである。危険作業の制限は新制中卒が最も良く知つてゐる。

(ロ) 年令別

年令別にいくつ答えられたかを分析すると、22~29才までが二人で一つ答えられたことになり、21才以下は30才以上の高令者より女子の規定を知らないことになり、特に17才以下は5

人で一つの規定しか答えられていない。どんな規定を答えたかは、著しい特色として生理休暇を知っている者が

26～29才で急激に多くなっていることである。20才以下になると他の年齢層よりも10%以上も知らない。男女同一賃金は高令者ほど良く知っている。その逆に危険作業の制限は年齢の若い者ほど良く知っている。その他の特色としては産前産後、育児時間の要求は矢張り年齢層の高い者が良く知っている。



5. どんな態度で基準法をうけいれているか — 良い結果を及ぼすと答えたもの 76.5% —

名前も知っている、内容も知っている、しかも具体的に保護規定を一つ以上答えられた者のみに、基準法は働く婦人に良い結果をもたらすか悪い結果をもたらすかをたずねた。

第五表の如き結果を得た。

第五表	1. 良い結果になる	76.5%	2. 良い点もあれば悪い点もある	12.3%
	3. 悪い結果になる	1.1%	4. 変らない	4.8%
			5. わからない	5.3%

更に「良い点もあれば悪くなる点もある」と答えた者、ならびに「悪くなる」と答えた者に具体的に、では「悪くなる」とはどんな点か」をたずねた。(第六表参照)

第六表	1. 職場が狭くなる	11.1%
	2. 時間外勤務が制限されて手当が少くなる	26.9%
	3. 仕事に制限されてかえって男女平等でなくなる	20.4%
	4. その他	22.2%
	あはしいもののみ拾ってみると	
	内 訳	
	1. 特権(生理休暇をよくめて)の廃用	6 (実数)
	2. かえって仕事の熱意をきまげける	3
	3. 法をたてに女性らしさがなくなる	3
	5. わからない	19.4%

大多数の者が良いと認識し、悪いと答えたものはわずか1.1%にすぎない。悪い点としては最も現実的な答であるが、賃金手当が少くなるが最高である。これは現在の苦しい生活に於ては止むを得ない現象であろう。

次いで「仕事が制限されてかえつて男女平等でなくなる」とは、一見逆戟的なことであるが、婦人を保護するために基準法が出来たのであるが、かえつてこれが逆効果を來し、本質的には男女が平等でなくなるという意味で、最も否定的な注目すべき答である。基準法が施行された当時盛んに話題の中心となつた「女子の職場が狭くなる」という影響は未だびんと來ずに案外少かつたが、失業問題が云々されるに従つて最も切実な大きな問題となつて來るだろう。

(イ) 産業別 (以下見本数が少くなるのはつまり言えるもののみについて分析する)

良い結果を及ぼすという答は各産業を通じて大差はないが、金属工業、自由業がやや少い。そのかわり金属工業では、良い点もあるし悪い点もあると答えた者が他をはなしている。自由業では從來と変りなしの答が多くなつてゐる。

その他基準法に対して良い結果以外に、比較的批判的な立場に立つた者が多いと思われる産業に商業、サービス業、金融業がある。

では悪い結果とはどんな点かとの質問に対して、時間外勤務が制限されて手当が少くなるというのは、サービス業と商業にはつまりした数が出ている。かえつて逆に本質的に男女平等になるといふのは金融業が多く、自由業はその他の理由を述べている者が多い。

(ロ) 職種別

良い点もあり悪い点もあるといふのはサービス業の従業者、事務員に多い。変りないといふのは自由業者に多い。

悪い点では時間及び休日の制限によつて手当が少くなるといふのは現場労働者、サービス業の従業者に多い。

(ハ) 學歷別

學歷別にみて、はつきり言い得ることは基準法が出来ても変らないといふのが、新制中卒以下は2.7%、旧制中卒では4.7%であるが、高専卒以上になつて12%とぐつと上昇することである。注目すべき現象である。

(ニ) 年令別

年令の若い者、年とつた者ほど良い結果になると答えている。職業婦人の主力をなす22~29才までの者は良い点もあれば悪い点もある、或は変りないと批判的な態度をとつてゐる。

悪い結果になるとはどんな点かの質問に対して、時間及び休日制限のため手当が減るといふのは24~27才台が他を壓して多い。男女平等でなくなるといふのは20~25才台に多い。

8. あとがき

以上まず労働基準法の浸透度と基礎的に調べ、ついで基準法に対して如何なる態度をもちして

いるかを分析したが、著しい特色を要約して述べてみたい。

- ① 基準法の浸透度は現在のところでは、いまだ名前を知っているか、或は基準法のあること位は大体知っているという程度である。(普及度)
- ② 基準法が出来て、そのためにこういう規定が設けられて、『私達は毎日保護されているのだ』とはつきり知っているものは約半数にもみえない。(理解度)
- ③ 各質問を通じ自由業が最も進歩的で、はつきりした考え方をもっている。
- ④ 年令の10才台のものが最も無関心、無反應な態度を示し、職業婦人の眞の自覚、推進力になつてゐるのは22~29才の人達である。
- ⑤ 学歴別には学歴の高いものほど労働基準法をはつきり知っているが、一面基準法に対して態度保留——諸説の批判的な態度が強くあらわれている。
- ⑥ 良い結果になるか悪い結果になるかは、身近かな一つ二つの例から判断をし、眞に基準法の將來を見とおしての解答はほとんどない。総じて受身である。
- ⑦ このことは女子の俸給規定についても、身近かな直接賃金にひびいてくるような実際上の規定を良く知つていて、男女同一賃金の如き基本原則にたいする理解は極めて低い。

以上で労働基準法そのものを中心に基本的な知識からその浸透度及びそれに対する職業婦人の態度を調べたが、更にすすんで基準法に対してそういう態度をとらした實際の環境、職場がどんなになつてゐるか、もつと具体的に言えば、どれだけ所謂民主化されてゐるかを調べてみよう。その目的のために次の質問をした。

4. あなたは職場で与えられた仕事以外に雑用に使われることがありますか。
5. (あると答えたものに) それはお困りになりますか。
6. (困ると答えたものに) 女だから仕方がないとお考えですか。
7. あなたの職場では男と同じ仕事をしながら男とくらべて不当に賃金が安いと思うことがありますか。
8. あなたの職場では女も実力次第で男と同じような良い地位につけると思いませんか。
9. あなたは生理日でもふだんと同じように仕事をしてもさしきわりはありませんか。
10. (あると答えた者に) その時必ず生涯休暇をとつていますか。(とらない者に『理由』を聞く)

最初に具体的に職場が民主化されたか否かを調べる前に、極めて身近な『雑用』を例にとつて、職業婦人のわづがしく言えば基本的人間の自覚、やさしく言えば与えられた職務をどれだけはつきり自覚しているか、職業婦人をはつきりさせたい。なぜなら次の7,8の質問の如く不平不満のようなものを聞く質問は、常に現状からの判断と、制度的なものの判断が多かれ少かれ兼らみあつて結果に出てくるからである。それを念頭に置いて基準法の基本原則たる男女

同一の賃金がどれだけ行われているか、婦人の地位が実力次第で向上出来るように組織が民主化されているかを調べたい。最後にいろいろと議論されている婦人に特殊の規定である生理休暇に対してどんな態度をしめしているか、その実情はどうであるかを測定して、所謂民主化を阻害しているものはなんであるかを調べてみたい。

1. あたえられた職務以外に雑用につかわれることがあるか。

ついこの間まで女は家庭でも社会でも無能力者として取りあつかわれて来た。そういう低い属的な地位から制度の上では完全に解放された今日、まず職業婦人はどんな意識状態にあるかを一顧はつきりさせて置きたい。

第七表	
雑用に使われる	36%
使われない	64%

自分の定まつた職務以外に雑用に使われることがあるというのは36%全体の約 $\frac{1}{3}$ 、雑用につかわれないというのが64%、全体の約 $\frac{2}{3}$ である。(第七表参照)更に質問をつづけてゆくと次の結果が出た。(第八表、第九表参照)

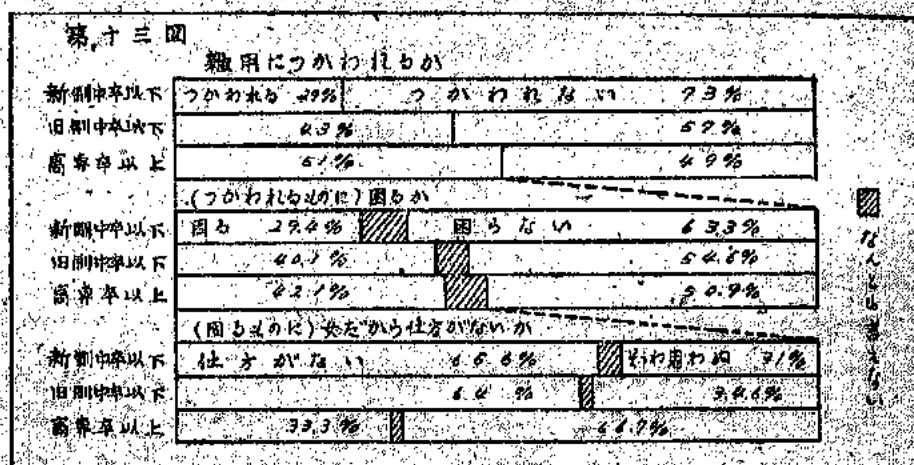
第八表 (雑用につかわれる者に) それは困るか困らないか	
1. 困る	36.5%
2. 困らない	57.3%
3. なんとも言えない	6.2%

第九表 (困ると答えた者に) 女だから仕方がないと思うか	
1. 女だから仕方がない	61.2%
2. そうは思わない	37.0%
3. なんとも言えない	1.8%

(1) 學歷別

与えられた職務以外に雑用につかわれるかをまず學歷別に調べてみたい。職業婦人の与えられた職務にたいする基本的人権の自覚、職業意識の如きは學歷別に於て最も良くあらわれているからである。

第十三図は雑用に使われるか、困るか、女だから仕方がないかを學歷別に、どんなに変化してゆくかを図示したものである。



一定の職務以外に女だから雑用に使われるというものが學歷の高いものほど多い。新制中卒

以下では雑用に使われると言う者が約 $\frac{1}{4}$ であるに比して、高専卒では $\frac{1}{2}$ 以上が使われると答えている。しかし実際の社会では、高専卒以上だから新制中卒以下の者より雑用に良く使われているという理由はないのであつて、むしろ自分の与えられた職務に対して学歴が高い者ほどはつきりした意識と自覚を持っているという証明である。高専卒以上と旧制中卒以下とは余り差はないが、新制中卒以下との差は注目すべきものがある。しかもこの意識は更に次の質問によつて明らかにされている。

雑用に使われると答えた者に『雑用に使われることは困るか』と質問をすると、困るというものが旧制中卒以下と高専卒以上では40%以上もあるに対して、新制中卒以下は29%にすぎない。

しかも次に更につとこんで困ると答えた者に『雑用に使われることは女だから仕方がないか』と質問をすると、新制中卒以下と旧制中卒以下では約64%以上の者が女だから雑用につかわれても仕方がないとあきらめている。しかし高専卒以上では仕方がないという者が33%に過ぎず、67%までの者が雑用に使われることは女だから仕方がないとは思わないと、はつきり解答している。旧制中卒以下が雑用に使われるか、困るかの二つの質問に対し高専卒と同じ様な解答を出しているのにもかかわらず、更につとこんで『女だから仕方がないか』の質問になると新制中卒と殆んど同じ解答率になつて「女だから仕方がない」とあきらめる者が64%とぐんと多くなつたことは注目すべきものがある。即ち学歴別にみると高専卒以上の者が、はつきりと職務に対する意識と自覚を持っているのに対して、旧制中卒以下は意識的には困るという漠然たる何等かの抗議に似たものを持つていながら、女だから仕方がないとあきらめてしまう結果が出ている。これはまだ眞の自覚までに到達した段階とは言い難い。新制中卒は全くどれまでが自分の与えられた職務であるか、又それが男女同權になつた社会制度に於て、職業婦人のおかれてゐる地位として正当なるものであるか否かを判断するだけの反省も思慮も充分でない。無自覚に近い意識状態が結局雑用にも使われないし、困らないし、又使われても女だから仕方がないとあきらめる態度をとらしめているのであろう。

(ロ) その他は産業別、規模別、職種別、年齢別に要點のみ説明したい

雑用に使われることがないというのは **産業別** では紡績、印刷業で、製造工業部門、したがつて現場に働く者の多い産業である。その反対に使われるというのは建設、金属、公務団体業である。

雑用に使われても困らないというのは紡績、サービス業である。サービス業はその職業の性格がしからしめたのであろう。これを **職種別** にみると、雑用に使われないというのは現場労働者が最高で80%近くある。その反対に雑用に使われるのは事務員で、半数が雑用に使われるという。使われて困らないと答えたのはサービス業の従業者が圧倒的で、次いで店員と答つている。

製造工業部門を **規模別** にみると、雑用に使われないのは規模の大きいほど多い。

年令別 にみると年令の高い者ほど雑用に使われない。その他年令別では大した相関関係は出ていない。

2. 賃金——女なるが故に不当に安い28.3%——

婦人が男性と同一に経済力を持つことは男女同権への最も大切な根本条件である。賃金に於て婦人が男性と差別待遇をうけないように、基準法に於ても男女同一の賃金の原則を確立した。これがどれだけ実際に正しく職場でおこなわれているかは、とりまなおさず婦人解放の最も基本的な前提を明らかにすることになる。

数次の予備調査の結果、なるべく意識的な答をさけるため

に、所謂ただ『安い』と聞くと『安い』と答える山彦の如き、おうむ返しをさけるために特に『不当に安い』という質問にした。

「非該当」とは職場に男がいなかったか、その他婦人特有の職業で男と賃金が簡単に比較出来ないというようなもので、すべて除外した。

では『同じ職場で同じ仕事をしながら男とくらべて不当に安いと思うことがあるかないか』の質問の結果、第十表の答を得た。

賃金は不当に安いと言うものが28.3%、不当に安いと思わないと答えたものは半数以上の51.8%で、安いと思う者の約2倍近くになつてゐる。しかし、分らないという答が19.9%もあつた。(第十表参照)

(イ) 産業別

第十四図に示したような結果になつてゐる。「不当に安い」という答をみると余り大差のないように見えるが、不当に安いと思わないの方を調べると最高が金融業で、自由業、公務員体業の順になつてゐる。それらははつきりした組織をなしている所である。これは次の製造工業部門のみであるが、規模別に分析してもそうである。

言いかえれば企業形態の大きい、組合の発達している所は、賃金に於ては男女の差別がないということになる。(しかしこれは不当に安いという解答率の多い産業が低賃金であるという意味ではない。念のため)

(ロ) 規模別

製造工業部門のみであるが、不当に安いと思うというのはわずかな差であるが規模の小さいほど多く、逆に思わないというのは規模の大なるほど多い。(第十三表参照)

(ハ) 職種別

第十表	
賃金は不当に安いと思うか	
1. 安いと思う	28.3%
2. 思わない	51.8%
3. 分らない	19.9%
4. 非該当 (251名は除く)	

不当に安いと思うが事務員、現場労働者では他の二倍もある。一番少ないのは自由業の従業者

第十四回 (歳費別)

賃金で男と女とでは不当に安いことはない

	不当に安いと思う	わからない	思はない
機 械	35.3%	18.9%	46.0%
全 業	34.4%	22.2%	43.4%
建 設	33.3%	18.5%	48.2%
印 刷	36.2%	26.1%	41.3%
商 業	32.6%	20.7%	46.8%
ホーリス	31.4%	18.1%	50.5%
化 学	27.1%	17.1%	55.8%
産 産	26.6%	12.6%	60.9%
公務団体	26.0%	12.6%	61.4%
金 融	23.6%		72.9%
その他の業	21.9%	33.3%	44.8%
商 業	21.2%	32.3%	46.5%
自由業	17.6%	14.2%	68.2%

である。その他著しい特色として現場労働者では、わからないという回答が他より二倍も多いとである。

(二) 学歴別

学歴別では不当に安いと思うが学歴が低いほど多くなっている。その逆にそうは思わないのは学歴が高いほど多い。しかも旧制中学以下と高専卒以上では半数以上が安いと思わないと解答している。学歴がいまだ賃金に対して相当なウエイトを持っていることがわかる。

(本) 年令別

年齢別にみると、はつきりした相関関係は出ていない。たゞ18～27才までの者が半数以上不当に安いと思わないと解答している。

別 表

(ハ) 賃金別

賃金については別表を参照されたい。安い、安いと思わないの二線を劃するのは3,500円未満と3,500円以上の線にあるように見える。

賃 金	不当に安いと思う	思わない	わからない	計
1,500円未満	32.0%	30.0	38.0	100%
1,500—2,500	31.2	38.9	29.9	100
2,500—3,500	32.5	47.0	20.5	100
3,500—4,500	25.4	59.2	15.4	100
4,500—5,500	21.6	60.8	17.6	100
5,500—6,500	21.2	71.2	7.6	100
6,500円以上	15.8	73.7	10.5	100

3. 組 織 (第十一表参照)——実力があつても良い地位につけない42.9%——

働く婦人の解放は経済的な独立と身分の保証が最も大切である。ここでは身分の保証即ち「あなたの職場では女も実力次第で男と同じように良い地位につけると思うか」の質問から、組織が女にとってどれだけ解放せられているのか、その民主化程度を測定するのをねらいとした。

その結果は(第十一表参照)良い地位につける組織になつ

ているというのが34.1%で、まだまだ実力があつても女なるが故に良い地位につけないと解答した者が42.9%もある。これを賃金にくらべると、女であつても賃金の上で男と差別待遇はないという者が半数以上の51.8%にもかかわらず、良い地位につけるというのは34.1%で、相当な差があると言わなければならない。現在の如き生活難の時代に於ては経営者も労働組合も、その勢力を賃金に集中し、組織があとに残される結果であろう。

第 十 一 表	
実力次第で男と同じように良い地位につけるか	
1. 良い地位につける	34.1%
2. つけない	42.9%
3. わからない	23.0%
計	100%
非該当(227名を除く)	

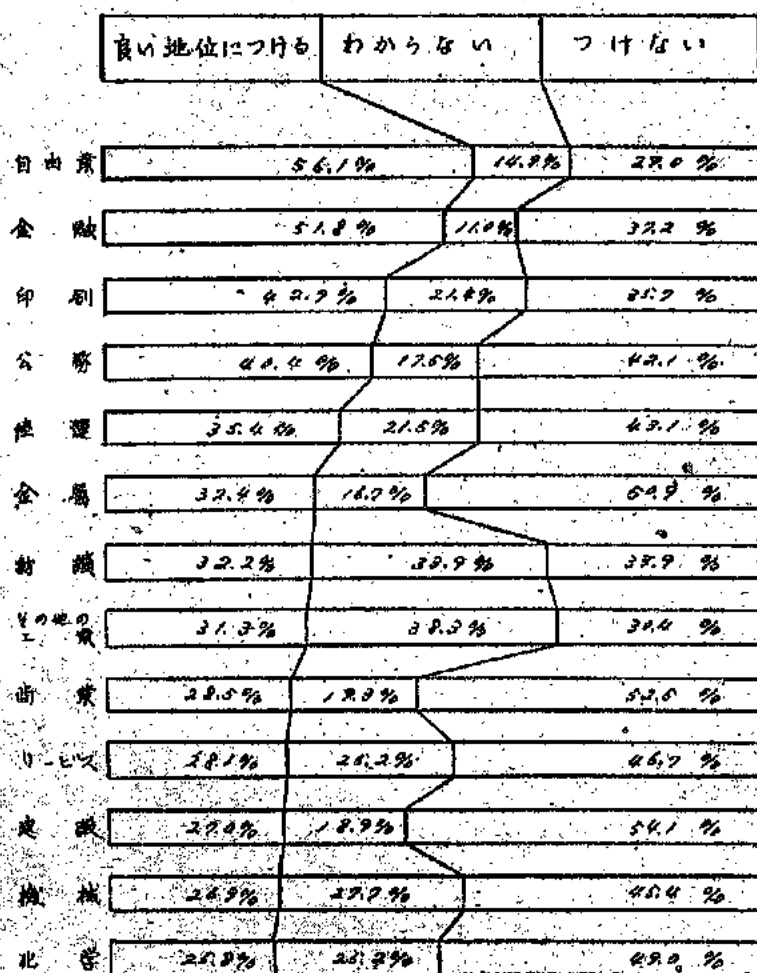
(イ) 産業別

第十五図の如き結果が出ている。良い地位につけると半数以上の者が肯定しているのは自由業と金融業である。つづいて40%以上肯定しているのは印刷製本業、公務団体業である。印刷製本業以外は賃金でも差別待遇されないと答えた産業と同じグループである。(第十四図参照)その逆に半数以上の者が良い地位につけないと否定しているのは建設工業、商業、金属工業となつてゐる。これを賃金にくらべると、やはり不当に安いという答が多いグループである。

以上を総合してみると、一般に賃金で差別待遇をしていない産業は、組織の面に於ても又比較的差別待遇をしない。その逆に賃金に於て差別待遇をする所では、やはり組織も民主化されていないという傾向が出ている。

第十五回 (産業別)

男と同じように良い地位につけるか



(ロ) 規模別

規模別に賃金と比較して分析してみると (第十二表、第十三表参照)

第十二表 組 織

規模	良い地位につける	良い地位につけない	わからない	計
大	32.9%	46.5	21.2	100%
中	27.1	42.6	30.3	100
小	32.7	37.4	29.9	100

第十三表 賃 金

規模	不当に安いと思う	安いと思わない	わからない	計
大	28.5%	52.0	19.5	100%
中	30.2	51.4	18.4	100
小	29.2	36.2	34.6	100

産業別に於て賃金で差別待遇をされない産業は、又比較的良い地位につけると答えたのが多かったが、製造工業部門に於ては逆の結果が出ている。即ち規模の大きい所ほど賃金の差別待遇がないのかかわらず、良い地位につけないという結果が出ている。これは第十五表の生理休暇をとらない理由に、規模の大きいほど「職場の人が理解してくれない」という答が多いのと比較しても、何れも製造工業部門に於ては規模が大なるほど組織に封鎖性があるように感ぜられる。製造工業部門の特殊性とも言うべきではないだろうか。

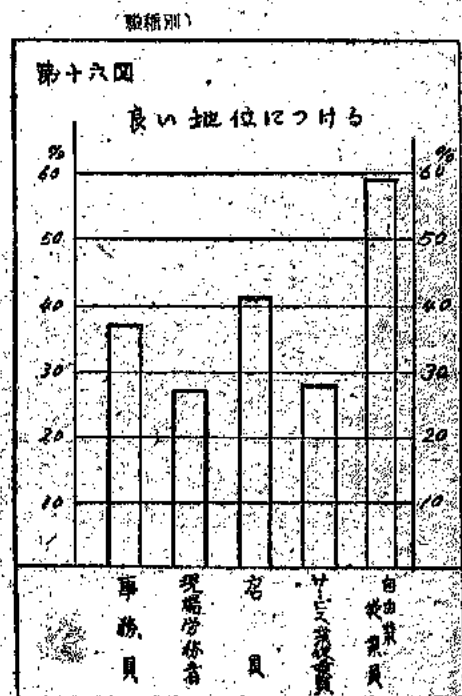
(ハ) 職種別 (第十六図参照)

「良い地位につける」が自由業の従業者では半数以上の58%もあるに対し、現場労働者はわずか27%である。賃金に於ても現場労働者は不当に安いというのが、事務員と同じく、他の二倍の率があつたが、まことに賃金も身分保証も現場労働者はめぐまれない環境にあると言わざるを得ない。事務員は賃金よりは相当身分が保証されていることになる。現場労働者がめぐまれないと、感ずるのは、一面には学歴の低いことが心理的にも、又事実としても、大きな影響力を持つているからであろう。これは次の学歴別に於てもはつきり言い得る。

(ニ) 学歴別 (第十四表参照)

第十四表	良い地位につける	つけ ない	わからない	計
新制中卒以下	27.0%	40.7	32.3	100%
旧制中卒以下	37.0	46.7	16.3	100
高専卒以上	54.8	36.5	8.7	100

「良い地位につける」は学歴が高いほど多くなつており、高専卒以上では半数以上が「良い



地位につける」と答えている。著しい特色としては「わからない」が新制中卒以下の32.3%に対して、高専卒以上では8.7%で、はつきりした態度を示している。これはわが國に於ては、まだ學歷の高いことが地位保証の重要な條件であつた過去の學歷万能時代の名残があり、且つ個人にとつても心理的に自信を持たず結果からであろう。

(ホ) 年齢別

年齢別には17才以下と40才以上が「わからない」が非常に多いために、はつきりした相關係がでていない。

第十七回 生理休暇

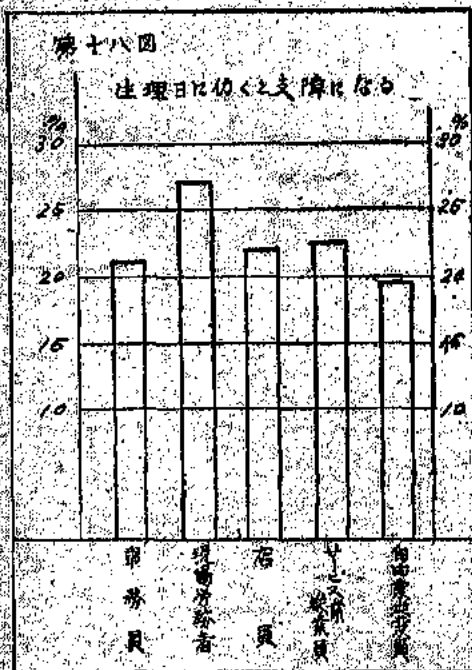
4. 生理休暇

生理休暇は婦人特有の権利であり、その他必要——不必要をめぐつて、いろいろと議論されている。

まず必要であるかどうかを

「生理日に働いてもさしさわりはしないか」の質問で聞き、次にこれが婦人の独得の権利である特殊性をねらつて、はたしてどれだけ行われているかの実情と、その阻害原因を明らかにしようとした。

(職種別)



支障になる	さしさわりはしない
23.6	74.7

必ずとつていさ	必ずしもとつていない
22.6	61.4

16.7	四五	29.8	三三	12.2
とれることを知らない (制度がない)	賃金をひかれら	仕事が出来ない	他人がとらない	職場の人が理解 してくれない
その他	その理由	とらない理由		

1. 必要度

生理日でもふだんと同じように仕事をして、さしつかえなしという者が74.7%で、さしさわりになるといふものが23.6%である。即ち、全員の $\frac{8}{4}$ が必要でないことになる。(第十七回参照)

(イ) 産業別

生理日に働くこととさしさわりになるというのは印刷製本業と化学工業が30%以上になつており、ついで紡績の順になり、一般に製造工業部門に多い。さしさわりにならないというのは、建設工業、自由業が最高で80%以上になつてゐる。次いでサービス業、公務員、運輸業、その他の工業、金融業が75%以上で一團をなしている。

(ロ) 職種別 (第十八図参照)

職種別にみると、僅かではあるが、さしさわりのある者が現場労働者に多い。他は余り差はない。

(ハ) 學歷別

さしさわりになる者が新制中卒以下は 25.2%、旧制中卒以下は 23.1%、高専卒以上は 15.2%と順次減少している。

その他年令別、製造工業部門に於ては相関係がはつきりしていない。

産業別にも、職種別にも、また年令別にみても、著しい相関係のないのは、生理休暇の必要はそういう要素によつて余り影響がなく、むしろ主としてその人の個人的な体力、素質による個人差が影響すると言ひ得るであらう。但し學歷別に於て低学年ほど支障になるというのは、現場につとめる者が低学年ほど多い結果で、個人的な体力のほかに、やはりある程度職場も影響していることがわかる。

2. 生理休暇の實情と休暇をとらない原因

生理休暇に於て最も問題となるのは、支障になると答えた者が、実際に必ず休暇をとつていないのか、それともとつていないかという事実と、なぜとらないかという原因を明らかにするととであらう。

まず支障になるという 23.6% (実数 402) について、必ずとつていないと答えた者 38.6%、必ずしもとつていない (時にとつていない者も含む) 者 61.4% で、6割以上の者が支障になりながら生理休暇をとつていないことになる。その原因は、仕事が忙しい 20.6%、生理休暇を請求すれば休暇をとれることを知らなかった者が 16.7% で、この二つが大きな原因をなしている。

(イ) 産業別

生理休暇を必ずとつていないというのは印刷製本業の 88% が最高で、次いで半数以上の者がとつていないのは、公務員体業と化学工業である。

自由業、サービス業、金融業、機械工業等は 70% 以上がとつていない。

ではなぜ生理休暇をとらないか、その原因は「忙しいから」というのは自由業が最高で、支障になる者の 50% までが忙しくてとれないと答えている。次にサービス業、商業の順になっている。

「請求することを知らなかった」のはサービス業、公務員体業、金融業の順になっている。

「賃金がさしひかれるから」は、その他の工業が多い。

「他人がとらないから生理休暇をとらない」というのは、機械工業と金融業が最高になっている。

(ロ) 規模別

製造工業部門のみであるが、結果は第十五表のようになる。

第十五表 生理休暇を必ずとっているか、必ずしもとっていない理由は

原因	必ずとっている (三八・六%)	必ずしもとっていない (六一・四%)						計
		とれることを知らない	休暇をとると賃金がひかれる	仕事が忙しい	他人がとらないから	職場の人が理解してくれない	その他	
大規模	58.4%	6.7	1.1	13.5	2.3	4.5	13.5	100%
中規模	45.2	6.5	11.3	11.9	4.8	3.2	17.1	100
小規模	27.7	32.3	6.2	12.2	9.2	1.5	10.9	100

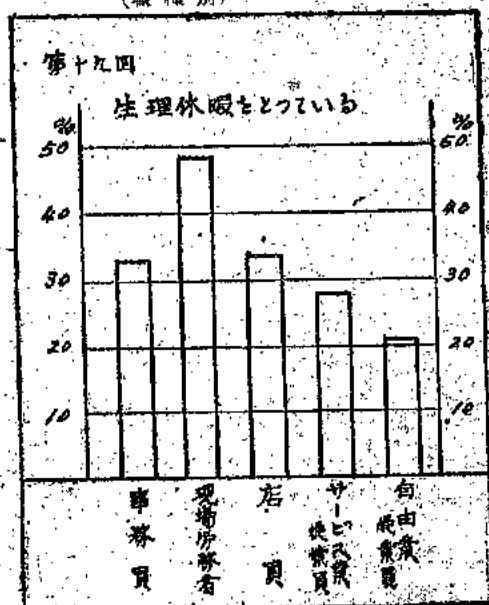
必ずとっているが、大中の規模にくらべて、小規模がぐつと減っているのが目につく。とらない原因では、著しい特色として「生理休暇の請求を知らないためにとらない」が小規模に於て大中よりも倍以上も多い数を示している。その他「他人がとらないから生理休暇をとらない」というのも小規模に多い。通に「職場の人が生理休暇を理解してくれない」は、規模が大きくなるにしたがつて多いのはどういふ原因であろうか。

(職種別)

(ハ) 職種別

職種別には、必ずとっているのは現場労働者が他より15%以上も多くなっている。現場につとめて仕事をしている者が、事務員などよりはより必要であるという結果が現われている。

とっていない原因は、事務員とサービス従業者が20%も「生理休暇の請求を知らないからとらなかつた」と解答している。「忙しいから」は店員が50%以上、サービス従業者と自由業従業者が各45%近くになっている。その他著しい特色としては、現場労働者の「賃金をひかれるからとらない」というのが、他は皆無に近い率を示しながら、8.5%もある。



(ニ) 学歴別 (高専卒以上は実数僅少につきはぶく)

学歴別にみると第十六表のような結果になっている。

第十六表	必ずとる	とることを知らない	賃金をひかれる	忙しいから	他人がとらないから	職場の人の無理解	その他	計
新制中卒以下	42.4%	15.8	7.4	16.7	3.9	3.0	10.8	100%
旧制中卒以下	35.7	15.9	1.6	24.7	4.6	3.8	18.7	100

あとがき

① 職業婦人の男女同権——基本的人権の尊重に対する意識は、いまだはつきりした自覚にまでなっていない。学歴別にみると、高専卒以上のものは(全体の6.6%。はつきりした意識があるが、旧制中卒(46.2%)では、漠然たる何等かの形はとりつゝもいまだ「女だから住方がない」というあきらめから脱していない。新制中卒(47.2%)は全く男女同権の今日、職業婦人のおかれている地位として、自分の地位が正当なものであるかどうかの判断すら出来ないような状態にある。職業婦人民主化の大きな阻害条件ではなからうか。

② 婦人解放の根本条件が経済的な独立にあることは言うまでもない。その意味から賃金をながめると、男と差別待遇をされていないとはつきり答えたものが半数以上(51.8%)ある。これを身分——地位の昇進から、組織の面としての民主化を測定してみると、婦人にも平等に地位昇進の途が開かれているものが34.1%で、賃金よりも17.7%も減少している。

これは、現在の如き生活難の時代に於ては、経営者も又労働組合も、その注意を賃金に集中して、組織があとに残された結果であろう。

③ はつきりした組織形態をとっている所ほど、賃金も又組織の上に於ても、男女平等である。

④ 生理休暇を必要とするものが23.6%ある。職種別で、わずかに現場に働くものにその必要性を見出されるが、産業別、年齢別には大した影響のないのは、生理休暇の必要がむしろ個人的な体質——個人差によるためではなからうか。

VI 労働組合について

組合運動の組織化と活動は、日本の民主化の一つの指標であるとまで言われている。しかも終戦後四年目、ようやく組合に対する関心も深まり、その上組合活動への正しい認識も、多くの経験から生まれ出ようとしている。

この調査では「婦人としての立場」から、組合にたいして、どのような関心と批判をもっているか、なぜそういう態度をとらしたかを明らかにしてみたい。

まず「組合員」と、組合があつても「加入していない者」と、全然職場に「組合のない者」との三つに分けて、次の質問をした。

1. あなたは組合に加入していますか。

2. (組合に加入している者に)

(イ) 組合の役員や委員をしていますか。

(ロ) あなたはあなたの組合の活動に満足していますか。

(ハ) あなたはあなたの組合の活動に関心を持っていますか。

(二)、「関心を持っている」と答えた者に)

あなたは組合の活動に積極的に参加したいと思いませんか。

(「思わない」と答えた者には理由を聞く)

3. (組合に加入していない者に)

何故ですか。

(「組合に入りたい」と答えた者には理由をきく)

4. (組合がない者に)

(イ) あなたの職場にも組合が欲しいですか。

(ロ) 組合がないために不利だと思う事がありますか。

(ハ) (「不利な点がある」と答えた者に)

では実際にどういう点が不利だとお感じになりますか。

1. 労働組合の組織化——その有無

昭和22年10月の調べでは、わが国の労働組合の組織化も既に55%になつている。

この調査でも組合に加入している者は54.7%、組合があつても加入しない者2.5%、組合のない者は42.8%である。まず分析の基礎的な事項を以下簡単に説明したい。

(イ) 産業別

産業別にみると、金融業は92.5%、運輸通信業は89.5%が組合員で、その大部分が組織化されているにかかわらず、一方建設工業、サービス業では10~20%しか組織化されていない。

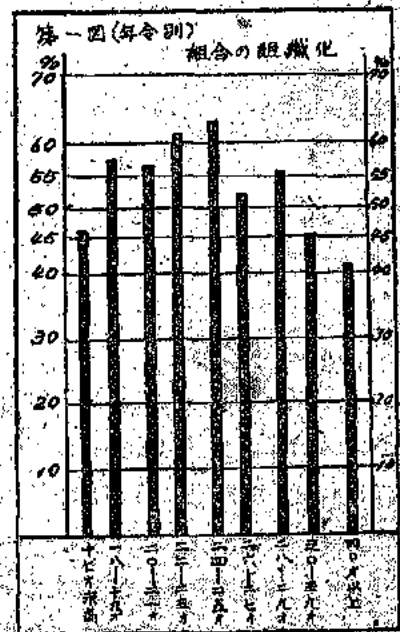
(ロ) 規模別

製造工業部門のみであるが、これを規模別にみると、大規模では94%が既に組織化されているが、中規模では62%、小規模ではわずか12.2%しか組織化されていない。

産業別にみても、規模別にみても、わが国の労働組合の発展にはひどい差のあることがわかる。

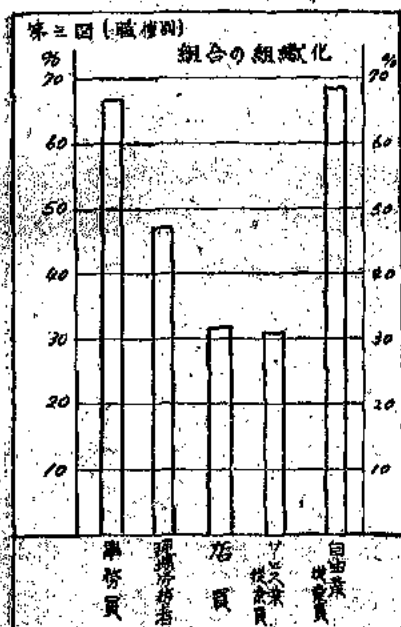
(ハ) 年令別 (第一図参照)

年令別にみると、20才台が最も多く加入しており、年令層の低い者と高い者ほど組織化されていないことになる。



(二) 學歷別 (第二圖参照)

第二圖の如く學歷別にみると學歷の高いものほど組合に加入し



組織化されている。

(ホ) 職種別 (第三圖参照)

職種別にみると自由業、事務員の半数以上が組織化されているのに対し、サービス業者、店員はその30%しか組織化されていない。これは職種の性格の相違によるのであろう。



2. 組合に加入している者について

(一) 労働組合の委員や役員にはどんな人がなっているか

職業婦人を代表して、どんな人が委員或は役員として組合の推進力になつてゐるかを明らかにしたい。まず職業婦人で委員や役員をしている人は11.8%で、10人に1名以上になつてゐる。その活動効果、実績とかけておき、婦人の組合内においてしめる地位の重要性を知ることが出来る。

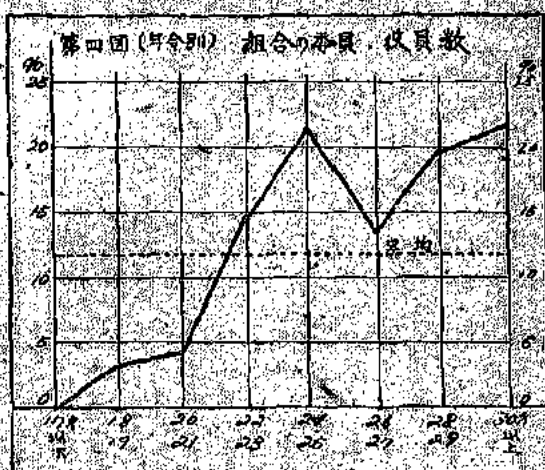
(イ) 學歷別

學歷別では、どんな人が選ばれるかというに、さすが高専卒以上の者が20.2%で、新制中卒(10.8%)旧制中卒(10.8%)の約二倍近くになつてゐる。

(ロ) 職種別

職種別では、知識のレベルの高い自由業が25.5%、即ち10人に4名の委員が役員を出していることになる。最低は店員で、5.9%しか出していない。現場に働く人やサービス業に従事している人は10人に1名の割合で委員を出している。

(ニ) 年齢別



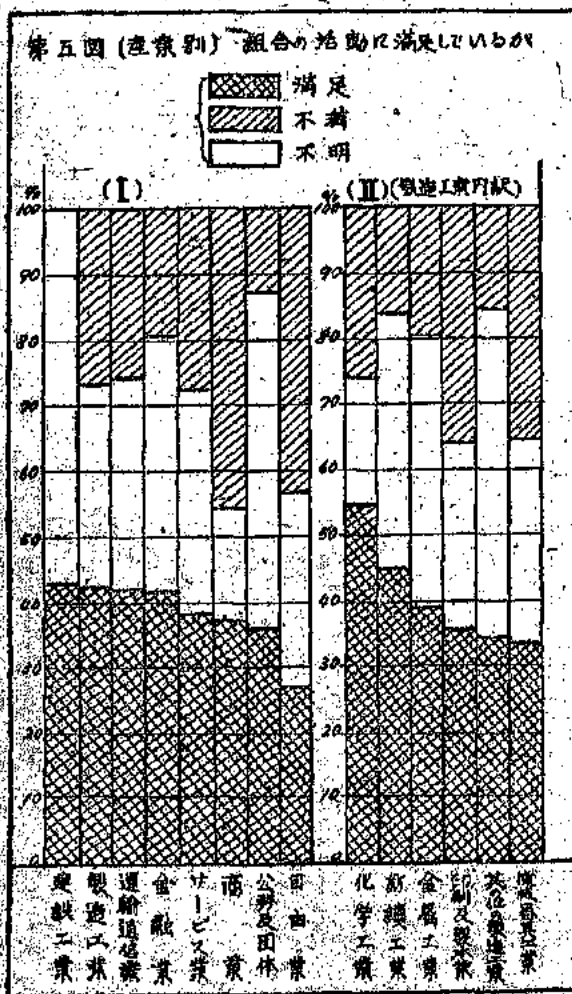
年齢別では第四図の如く、21才以下では殆んど委員や役員をしていないが、22～23才から急増する。これ位の年齢層から職業婦人としての意識も、又組合に対する自覚も出来てくると共に、職場に長くいる人、したがって年齢の高い人が良いという、婦人の漠然たる考え方にもよるのではなからうか。

(二) いまの組合活動に満足しているか

戦後非常な発展をしたわが國の労働組合は未だ混沌たる搖籃期を抜けきれず、労働組合のあり方についてはいろいろな批判もあるが、ここでは自分達の職場の労働組合にたいし、婦人がどんな態度をとっているかを「組合の活動に満足していますか」という質問で聞いてみた。

全体的にみると第一表の如くになり、満足しているものが他よりも多いが、なんとも言えないと態度を保留している者が多いのも目立っている。

第一表 組合の活動に満足しているか	
1. 満足している	39.0%
2. 不満足だ	29.9%
3. なんとも言えない	31.1%
計	100%



これは、ほかの組合との比較や、或はどの程度を以て満足すべきか、各人の組合意識によつて異なる質問なので、態度を保留した者が多くなつたのである。しかし不満足と態度保留が合せて61%もあることは、現在の労働組合の活動が婦人組合員に充分な納得と支持を得ていないと同時に、婦人の労働組合にたいする批判力が欠けていることにも理由があると言ひ得るだろう。

(イ) 産業別

産業別にみると第五図の如く「満足している」がやや高い率を示しているのは、製造工業及び運輸通信業、金融業で41%台を示している。

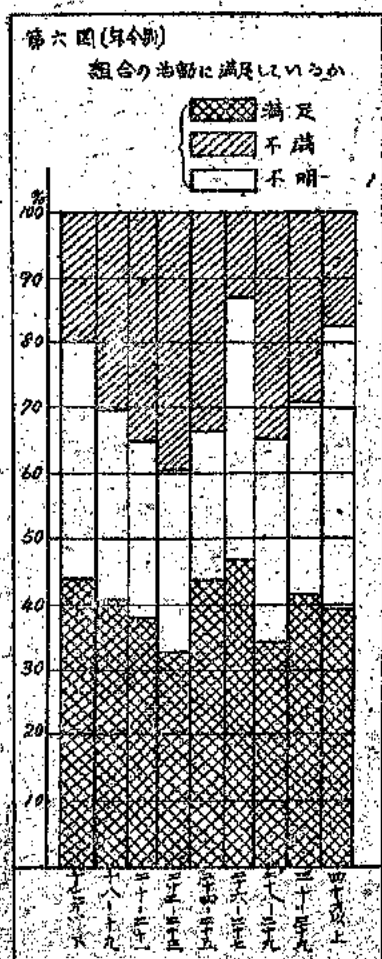
全般的にみると「不満足」とするものの割合は少いが、自由業に於て「満足」と答えた者は、わずか26.3%にしか過ぎないのに、逆に「不満足」が48.4%もあつて批判的な態度をとつてい

る。更に商業では36.1%は満足しているが、不満足と答えた者が46.0%で最高を占め、自由業と共に群を抜いて批判的な態度に出ている。

公務団体業及び建設工業では「わからない」と態度を保留しているものが実に半数以上の率を占めているのは極めて注目すべき。

製造工業部門を更に詳細に検討すると（第五図の（Ⅰ）参照）化学工業の半数以上の53.7%が組合活動に「満足している」のと、機械器具工業が36.5%、印刷及び製本業の35.7%が不満を示しているのが目立つ。その他「わからない」がその他の製造工業ではかよりも圧倒的に多いのは、やはり組合運動の低調さを如実に示すものであろう。以上を通観するに、組合活動に対する批判的な態度は非現業部門に強く、現業部門では満足と答えたものが多い。括弧明に於ける組合運動の性格の相違——意識的なものがはつきり示されている。

（ロ）規模別



第二表〔規模別〕 組合運動に満足しているか				
規模別	満 足	不 満 足	なんとも 言えない	計
大	47.6%	26.0	26.4	100%
中	34.1	29.4	36.5	100
小	42.5	22.5	35.0	100

大規模では第二表の如く「満足」が最高であり、且つなんとも言えないの態度保留が最も少ないのは、他に比して組合の意識も強く、又他より相当な発展をいつつある証跡であろう。中規模と小規模には、はつきりした相関関係が出ていない。

（ハ）職 種 別

職種別にみると、組合活動に満足というのは、店員の58.9%、現場労働者の43.5%、事務員の37.7%、サービス業の27.5%、自由業の27.5%の順で現業的色彩の強いものほど組合活動に対する満足感が高くなっている。

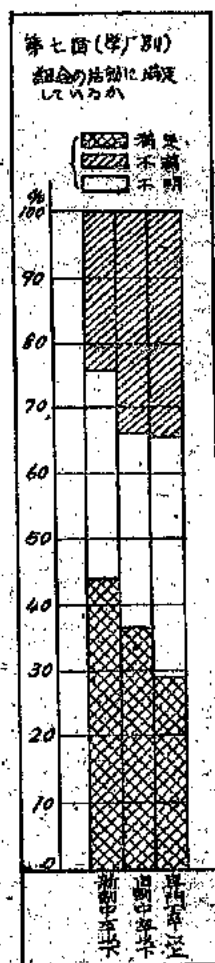
（ニ）年 令 別

年令別では、第六図の如く22～23才までは満足するものが漸減し、これを最低として27才までは急増しているが、それより年令が増すと相減少している。不満とするものは22、23才を頂点として、年令の若くなるにつれて或は年令が増えるに従って減少している。

年令別には22~23才に於て最も批判的であり、それより年令が増えるに従つて軟化する傾向がある。これを第四図の年令別委員数とくじべてみると興味ある結果が出ている。即ち、委員や役員が多く選出されている年令層ほど不満が多くなっている。言いかえれば、婦人組合運動の推進力になつてきている年令層ほど、今の組合活動に対しより批判的であると言ひ得る。これは次の學歷別 於てもはつきりしている。

(ホ) 學歷別

組合に対する意識度は學歷別に於て最もはつきりあらわれている。第七図をみると、學歷の高いほど不満なものが多く、満足しているものが少いのは、學歷の高い者ほどより理想主義的であり且つ峻厳なる組合の批判者でもある。「何んとも言えない」と態度を保留した者が専門卒以上に一番多かつたのも、その意味に於て意見の慎重を期したと言ひうるであらう。ここに於て最も恐るべきは、むしろ新制中卒の満足感が最も多いことである。これは後述の関心の有無において「関心なし」が新制中卒に於て最も多いのとくらべると、「無関心から来る満足感」なのであつて、學歷の低い者ほど現在の組合活動をより支持していると考えるのは甘い考え方であらう。學歷の高い者に不満が多いのは、現在の労働組合のあり方に対する一つの將來への示唆であらう。



(三) 組合活動にたいする関心と積極性

職業婦人の就職理由はほとんどが経済的な理由であつた。労働組合の目的は令さら言うまでもなく労働条件の改善と経済的な地位の向上であり、その意味において少くとも働く婦人の味方の筈である。しかるに自分の組合活動に対して、肯定したもの、否定したもの、態度を保留したものが、ほとんど同じような数になつていた。では更につつこんで詳細に組合に対する態度を分析するために、組合運動に対して「無関心なるが故に満足と答えたのか」或は「組合のあり方について正しい関心の上で不満」と答えているのか、それを明らかにしたいために單刀直入に、組合活動に関心があるか、ないかを質問した。そして更に関心のある者について積極的に参加したいかどうか、関心のない者には関心のない理由をも明らかにした。結果は第三表に示されている如く半数以上が関心を持つてしていると答えた。これを組合活動に満足しているもの39.0%にくらべると13.7%の差がある。関心を持つてゐる者の割合に比して、満足している者は少いと言へるであらう。その逆に態度保留は、満足

第三表
組合活動に関心があるか

1. 関心を持つてゐる	52.7%
2. 関心はない	28.6%
3. なんとも言えない	18.8%
合計	100%

の時よりも13%も減つて18.8%になっている。

関心を持つているもののみに、更に積極的に参加したいかという、半数以上がしたいと答えている。組合全体からみると、組合に関心をもち、しかも積極的にこれに参加せんとする者は、わずかに26.6%

となる。これを委員、役員数(11.6%)とくらべてみると、あまり差のないのは、少し寂寥の感がある。これは、まだ現在の労働組合の活動が幼稚な段階にあること

も一原因であろうが、職業意識の低い日本婦人に、まだ社会的な自覚のないことにもよるのであろう。関心がないとはつきり言つたものは28.5%で約三割近くもある。

無関心の者にその理由を聞くと、36%のものは解答をしたが、64%は無解答で、名実共に組合意識が零に近い人達である。その内訳は第五表の通りであつた。

「組合への不満」に於て他を抜いて多い理由は、いまの組合では無力で「あつてもなくても変わらないから」、及びぐんと少くはなる

が、御用組合だとか、組合の属している系統が気に入らない等の理由がある。「無知」とは、組合は何をするのか知らない者、及び幹部或は若い人にまかしておけば良い等の理由が主なるものである。忙しいからは、仕事と自分の事で忙しいのでさつぱり組合には御無沙汰しているという理由による。

第五表で注意すべきは「組合への不満」をうつたえた以外の理由は、全く理由にならないもので、無関心の理由を聞かれて解答のなかつた組合意識零に近い人達と余り差はない。いまの組合の活動に不満だから関心がないとはつきり答えたものは、なんらかの態度で反応関心を示した者である。その意味からこれらの組合へはつきりした不満をうつたえた人達を無関心より除外すると、無関心と答えた者の中で全く無関心と證明された者は86%である。即ち、無関心と答えた者は大部分は名実共に無関心であることがわかつた。

(イ) 産業別

産業別にみた関心度は第八図のようになる。公務団体業が最も高く、サービス業、建設工業が最も低い。これを組合の組織化とくらべると、組織化されていない産業ほど関心度が低いと言ひ得る。

更に積極的に活動に参加したいという積極的な態度(積極度)を各産業別の組合員全体の数からみると第八図の如き結果になった。全般的にみて積極性の強い産業は、やはり関心度の高い公務団体、自由業、化学工業の順になつてゐるが、その他関心度の高い産業がかなり

第四表 (関心のある者のみに)
組合活動に積極的に関與したいか

1. 関與したい	50.5%
2. 関與したくない	33.6%
3. 何んとも言えない	15.9%
計	100%

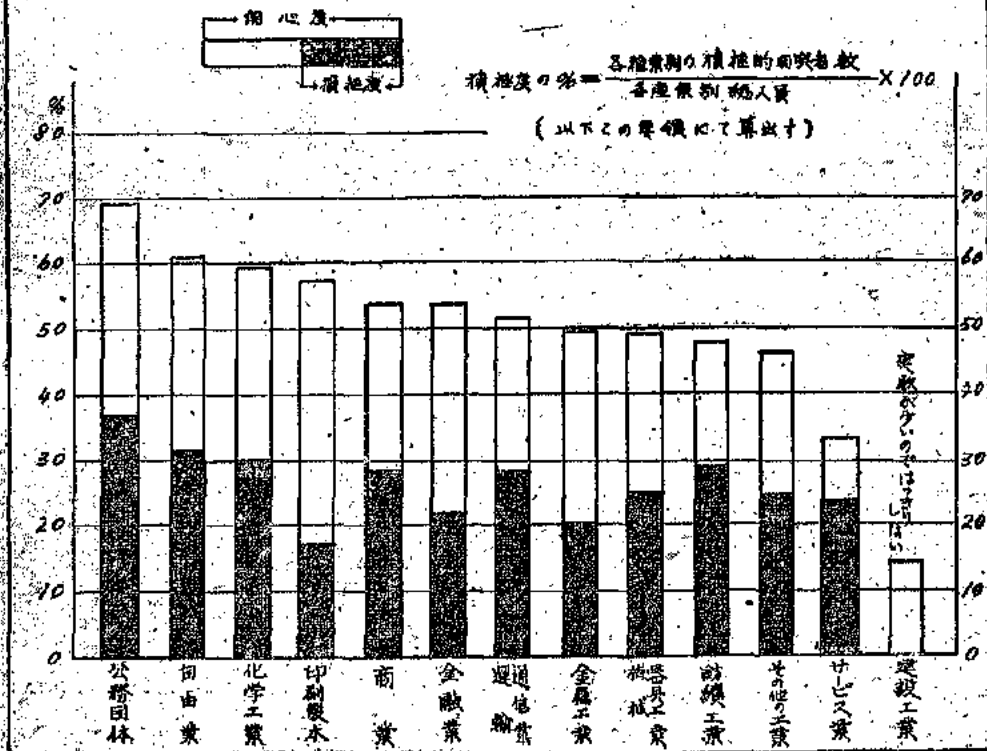
第五表 無関心の理由は何か

解答のあつたもの36%、 解答のないもの64%

解答の ないもの 64%	組合への不満	38.2%
	無知のため	28.8%
	忙しいから	19.0%
	その他	8.3%
	なにを言つてゐるか不明	5.1%
	計	100%

第八四(産業別)

関心度と積極度

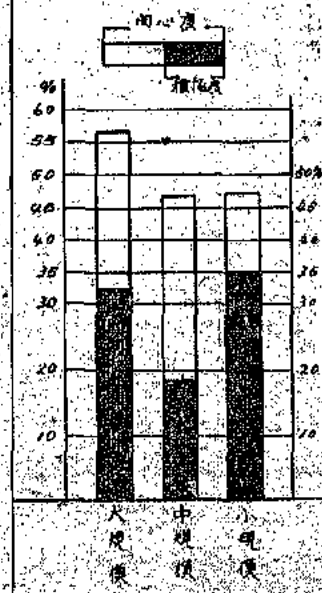


すしも積極性があるとは言えない結果になつている。関心度の比率にくらべて積極性がないのは印刷製本業であり、関心度の割合にくらべて積極性の比較的目的立っているのにサービス業、紡績業がある。これは全般的組合意識が低い産業ほど、組合に関心を持っている者は『どうかしなくてはならない』という気持が強いという、興味のある結果が出てゐるのではなからうか。これは、次の規模別に於て更にはつきり言い得る。

(ロ) 規模別

規模別に関心度をみると第九図の如くなる。大規模が57.5%まで関心もあり、且つ態度不明のものも14.2%で最少である。中、小規模は殆んど同じ程度である。積極度をみると、小規模が最高になつてゐる。これは上述の如く小規模に於て関心を持っている者は、他の規模で関心を持っている者より更に積極的に活動意欲が強いこと

第九図(規模別) 関心度と積極度



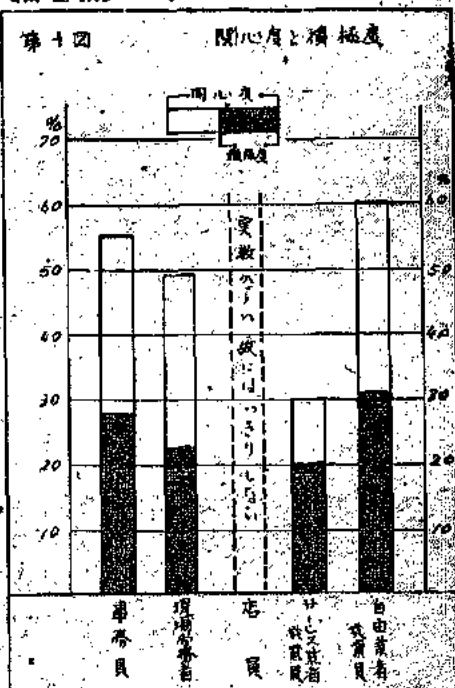
になる。中規模において極めて積極性が少いのは、どういふわけであろうか。

(ハ) 職種別

職種別にみると第十図の如くなる。即ち組合への関心は自由業者、事務員の頭脳労働者に多く、現場労働者、サービス業者に少い。その他サービス業者が43%と、他の2倍近くも態度を保留している。

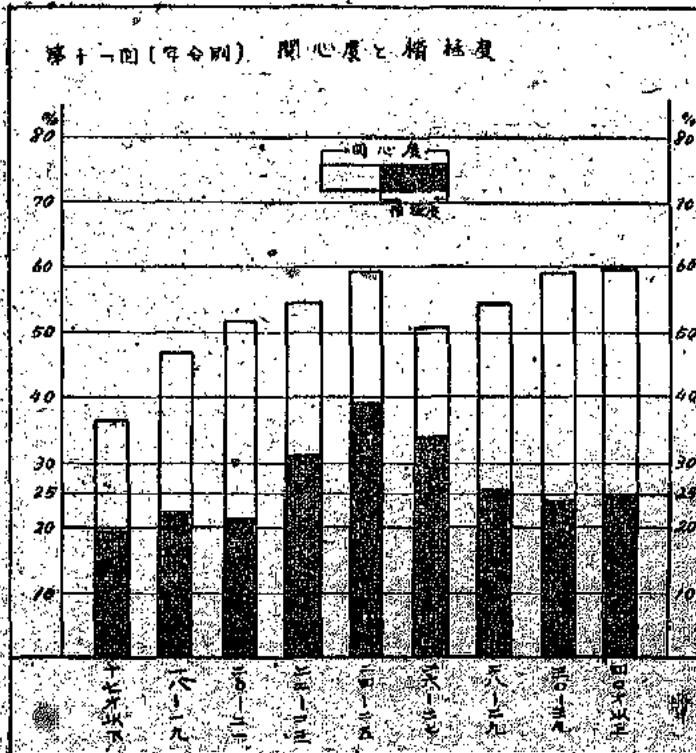
積極度は大體関心度に比例しており、サービス業者が全般的に関心は極めて低いが、関心を有するものは他より、より積極性がある。

【職種別】



(ニ) 年齢別

年齢別にみると、組合に対する関心度は第十一図のように、26~27才でやや落るが、25才までは年齢の増すにしたがつて関心も



増し、それからあとは大體同じような関心度を示している。しかし組合に対する積極性は、24~25才を頂点に、年齢の若い者ほど或は年齢の高い者ほど積極性がなくなつて來ている。即ち24~25才前後の者は名実共に組合活動に関心もあり積極性もあるが、年齢が高くなると、関心のある割に積極性がなくなつてゐる。

(ホ) 學歷別

學歷別には関心度も積極度も極めて適当な結果が出ている。(第十二図参照)

ただ、所謂小学校出身と高女出身とでは、あまり差のないのが目につく。特に「関心なし」とはつきり言つた者が小学校出よりも高女出身者の方が多いのは注目される。

(四) あとがき

以下、組合に加入している者のみについて、一般的に要約してみたい。

① 働く婦人も半数以上が組合に組織化され、しかも一割以上の者が組合の委員や役員として活動している。形の上では最早や男子と共に組合の活動に参加しているといえよう。婦人特有とも言えないだろうが、組合の委員や役員をする者は、年令的には22~23才から年上の者であり、学歴別でも、教育のある者ほど活躍しているのは、労働組合がまだ一般化されていないとも言えるであろう。

② 自分達の組合活動に対して「満足している者」「不満足に思う者」「態度を保留している者」があまり大差のないのは、組合活動がまだ充分な支持と納得を得ていないためではなからうか。産業別にみても、職種別にみても、現業部門の筋肉労働者の色彩の強い者、学歴の低い者、及び年令の20才以下及び28才以上の者に満足するものが多く、その逆に、頭脳労働者や学歴の高い者、或は職業婦人の推進力になつている年令層に不満の多いのは、組合活動の今後のあり方に対する一つの大きな示唆ではなからうか。

③ 組合活動に対して関心を持つている者が約半数以上もあることは、働く婦人にも相当の関心が生まれてつあると言える。しかし、進んで積極的に組合運動に参加するというものは、全体の26.6%で、とくわずかな数である。

組合に対する批判と同様に、組合に対する関心も、職種別、産業別にみても矢張り頭脳労働者に高い傾向がある。

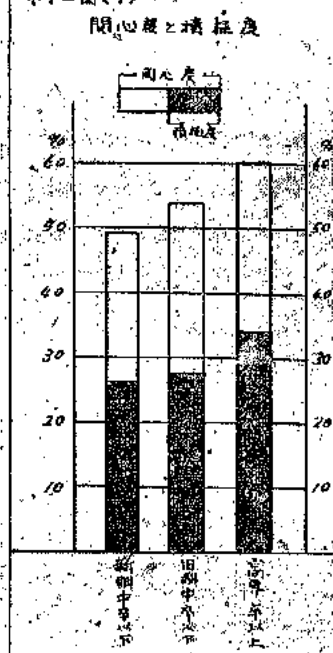
年令別には、関心度は25才までは年令に比例して増加し、それからは変わらないが、積極度になると、24~28才を頂点に、年令層の低い者ほど、また高い者ほど積極性がなくなる。

3. 組合に参加していない者について

調査対象1705名中、労働組合があつて加入していないものは43名(2.5%)しかない。そのうち、加入しない理由をはつきり言つた者は19名で、その他が24名になつている。その他とは、理由のはつきりしない者又は言わなかつた者である。はつきり理由を言つたものは

① 自分の意志で組合に入りたくないから加入しない 14名

表1-2 関心度と積極度



② 職務上組合員になれない

5名

である。何れも実数が少くて分析出来ないが、ただ商業部門に於て、組合に入りたくないと言つて加入しない者が10名あるのは目立っている。

4. 勞働組合のない者について——未組織の者——

調査対象者中にまだ組合のない者が42.8%あつた。これらの未組織の働く婦人達が、組合のない職場に於ける労働條件から、組合の組織化をどんな程度に欲求しているか。更に具体的になぜ欲するかを、「組合がないため不利だと思うことがあるか」との質問から明らかにしたいと思つた。

第十三図 組合が欲しいか

組合が欲しい (50.5%)	欲しくない (22.8%)	わからない (26.7%)
----------------	---------------	---------------

組合のないため不利だと思うことがあるか

不利なことがある (37.8%)	ない (35.1%)	わからない
------------------	------------	-------

不利とはどんな点か

賃金について (62.2%)	施設 (19.0%)	その他 (30.8%)
----------------	------------	-------------

——は 識字 (1.5%)

先ず組合が欲しいかとの質問の結果は、第十三図に示されている。半数の者が欲しいと言つてゐるが、約3割の者は欲しくないと答え、2割の者が態度を明らかにしていない。言いかえれば、組合のない婦人達の約半数の者は組合の結成をのぞんでいるが、半数近くの者はまだ組合に対して積極的な意義を認めていないとも言える。

更に組合のない者に「組合がないために不利だと思うか」との質問に対し、37.8%が不利だと答えたに過ぎない。組合組織化の欲求度に比して低いのが目につく。不利だという者に対して具体的に、ではどんな点かと聞くと、何れもいつても賃金を安くされて困るというもののが57.2%であつた。

その他、職業婦人としての文化厚生施設がないというのが10.5%で、識字というのは1.5%しかない。その他は30.8%あつたが、その内訳は、労働基準法の違反、特に労働時間を厳守しないという理由が目立つ。次いで極めて少くなるが、勤務先の封建性、或は職場配給がない等の理由がある。

(イ) 産業別

(実数の少い印刷製本業、金融業、運輸業、公務員業は分析から除外)

組合のない者を産業別にみた組織化への欲求度(白線圖示)と、不利だと答える者(黒線圖示)を示すと、第十四図の如くなる。欲求度は、機械器具工業と紡績工業が最も高く、次いで化学工業、金属工業の順になつてゐる。化学工業に於ては、欲求度に比して不利だと答えた者が極めて高くなつてゐるのが目につく。そのほか、建設工業に於ては、不利でないとい

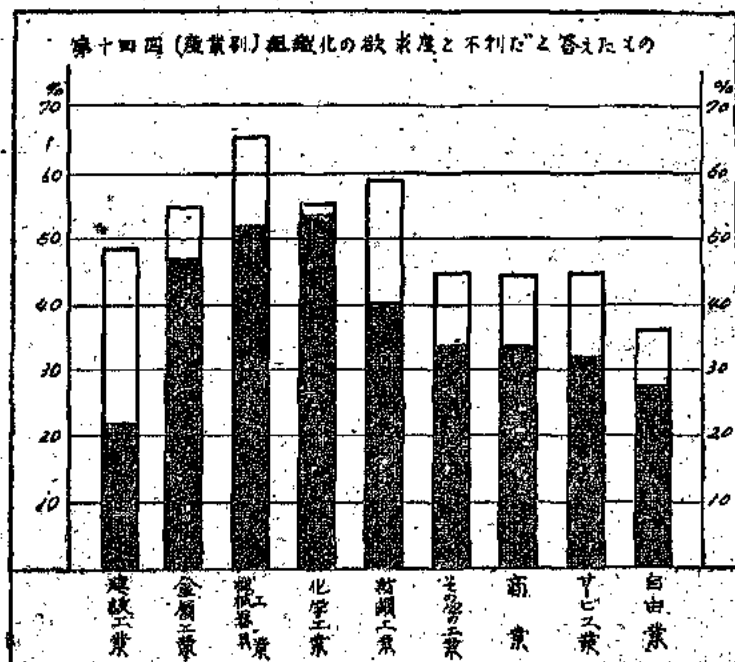
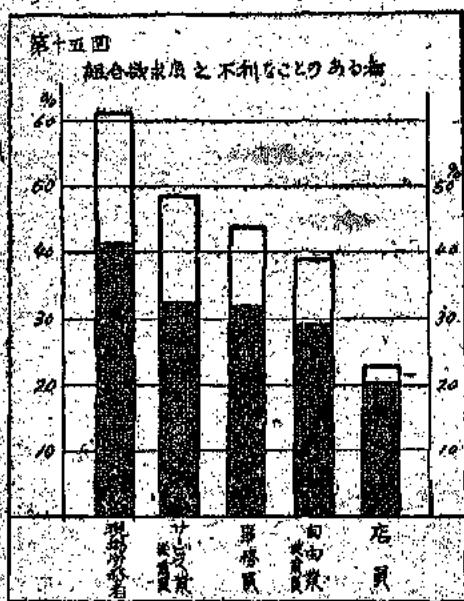
いうものの多いが目立つ。

不利な点で特に目立つのは、機械器具工業に於ける賃金についての不満が70%以上の高率を示していることである。厚生設備がないというのも、機械器具工業に多い。その他即ち労働基準法の違反——労働時間を厳守しない——はその他の工業において群を抜いて多く45%もある。

(ロ) 規模別

(大規模は実数が少ないためにはぶく)規模別にみると、組合の欲求度は中(54.6%)小(58.5%)とほんのわずかながら小規模の方が欲求度が高い。不利だと思ふ者もあまり変りはないが、やや中規模の方に多い。では不利だという点になると、壓倒的に賃金に集中し、しかも中規

【職種別】



模(67.5%)の方が小規模(61.0%)より賃金が不利だというのが多くなっている。

(ハ) 職種別

職種別には第十五図にみるように欲求度(白線圖示)は現場労働者に高い。店員は欲求度の低い割に不利だという者(黒線圖示)の多いのが特に目立つ。不利な点では、現場労働者が賃金で不利だというのが壓倒的である。その他では事務員が時間を厳守しない等の労働基準法違反の理由をはつきり訴えている。

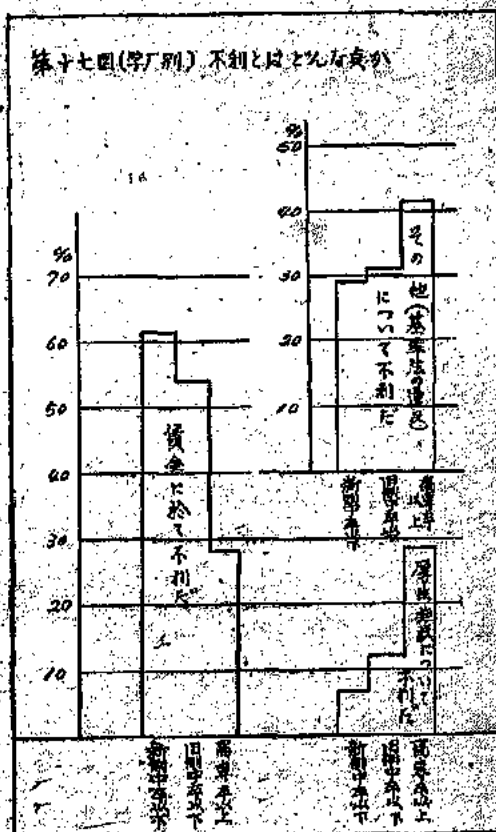
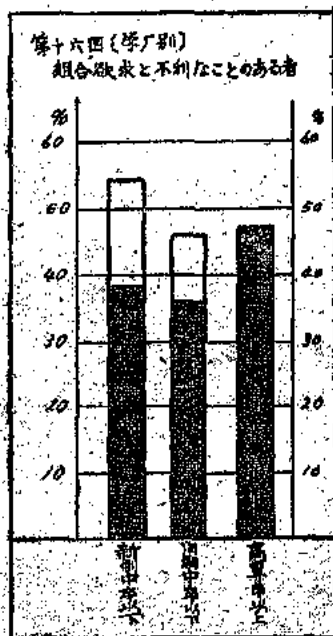
(ニ) 年齢別

組合が欲しいというものは24~25才までの若い婦人に多く、26才以上では一般に少くなつ

ている。しかしこれは26才以上の割合に年令の高いものが必ずしも組合は必要でないと考えているのではなく、組合に対する態度が未だはつきりしない者が多いためだと答える。不利だと思うのは20～25才の者がやや高い。ではどんな点が不利かという点、賃金と厚生施設については、一般的に年令の若い者の方が年令層の高い者より不利だと答えている。その逆に、労働基準法違反の理由は年令層の高い者に多くなっている。

(水) 学歴別(第十六図、第十七図参照)

組合が欲しいという者はやや新制中卒以下に多い。高専卒以上の者で、組合の結成を欲している者全員が、不利な



点があると答えているのは注目すべき結果である。不利とはどんな点かという点、賃金では新制中卒以下が最高で、高専卒において最も少くなっている。これは、新制中卒以下が賃金の低い事実によるのであろう。しかし、その逆に学歴が高くなると、厚生施設とか或は基準法の違反等が多い。これは学歴の低い者ほど直接自分にひびく賃金の不平を述べ、学歴が高くなると更に社会的な立場からものを判断するようになるからではなかろうか。

① 職業婦人の未組織者の組合に対する欲求度は50%位である。その他の半数の者は組合に対する積極的な意識を認めていない。このグループの者が消極的に、組合結成にブレーキをかけているのではないだろうか。

② 「組合がないために不利か」という質問から「何故に組合が欲しいか」を明らかにすると、

半数以上が賃金のためと答え、ついでその他の基準法に対する違反に関係のあるもの、三番目に文化厚生施設がないことを訴えている。

③産業別にみても、職種別にみても、現業部門において欲求度は高い。

Ⅶ 社会的臍心について

——16.7% が首相を知らない——

「われ婦女に教を施すこと、男の上に権を執ることを許さず、婦女は只安静にすべし」これは聖パウロの言葉であるが、なるほど、婦人も男性と平等の原則は「立されたが、このような女性観が若し婦人自身のなかに残っているとしたら、それこそ大變なことだ。今の世の中においては「魅惑的に、そして無口に！」——このような女性観、或は婦人に対する態度は完壁にとりのぞかれた筈である。婦人解放の原則の打ち立てられた今日、婦人の政治的社会的な認識はどの程度であろうか。それを明らかにするために、次の質問がなされた。

1. あなたは労働省の婦人少年局を御存知ですか。

2. 内閣総理大臣は今誰でしょうか。

3. 今のアメリカ大統領は誰でしょうか。

〔被面接者の選挙区を聞いてから〕

4. 現在あなたの選挙区から出ている代議士は誰か御存知ですか。

5. 現在あなたの選挙区から出ている都（縣）会議員は誰か御存知ですか。

6. 今の東京都知事は誰でしょうか。

7. 衆議院議長は今誰でしょうか。

8. 参議院議長は今誰がしているでしょうか。

（問題2—8については名簿を調査員が携行して、回答者の回答と照應し、正しい答をした者のみを「知っている」とした。代議士と都（縣）会議員は一人でも正確な氏名の言えた者を「知っている」とし、誤つて答えた者は相手の言つた通りの名前を記入して「知らない」とした。）

(1) しかし結果は

(イ) この調査は11月19日から約10日間行われたものである。その時の社会情勢は11月16日朝日新聞の国会記者席から眺めた限りでは、政府は公務員法改正案の成立で解散のヘラ、野党は違憲法論で解散ひきのぼしのヘラ——まさに大騒ぎの場で、吉田首相の名前は新聞に漫画にラジオに出ない日はなかつた。しかも米大統領は丁度11月2日に総選挙があり、デューイ優勢の下馬評を裏切つてトルーマンの再選で、世界中がびつくり仰天した時である。曰く「米國人は馬を喰つた」——完全に狐に化された日だ。

「総理大臣は誰ですか、アメリカの大統領は」まことにこのような質問は何か婦人を侮辱するようで、最もにがてな、いやな質問であつた。

だがしかし総理大臣を知らない者 16.7% (実数で235名) 米國大統領は20% (實数で292名) であつた。これは事實である。「あらまだ生きていたの」——これは戦犯処刑の発表を見て若い女性の発した言葉であるが(東京新聞)、このような言葉が何の思慮もなく出る間は 16.7% も 20% も越え難い溝かも知れない。

(ロ) 誤つて答えた人は —— 総理大臣は芦田さん、米國大統領はマッカーサー元帥 ——

間違つた総理大臣

芦田さん 42 (実数)

片山さん 4

その他 4

計 50

間違つた大統領

マッカーサー 61 (実数)

ルーズベルト 23

チャーチル 1

デューイ 1

その他 4

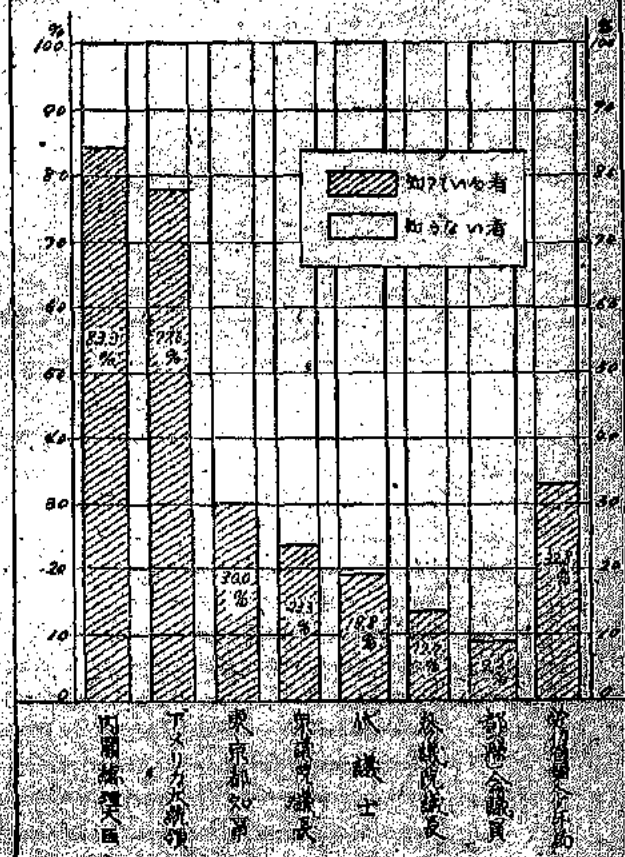
計 90

(ハ) その他の結果は第一圖のようであつた。

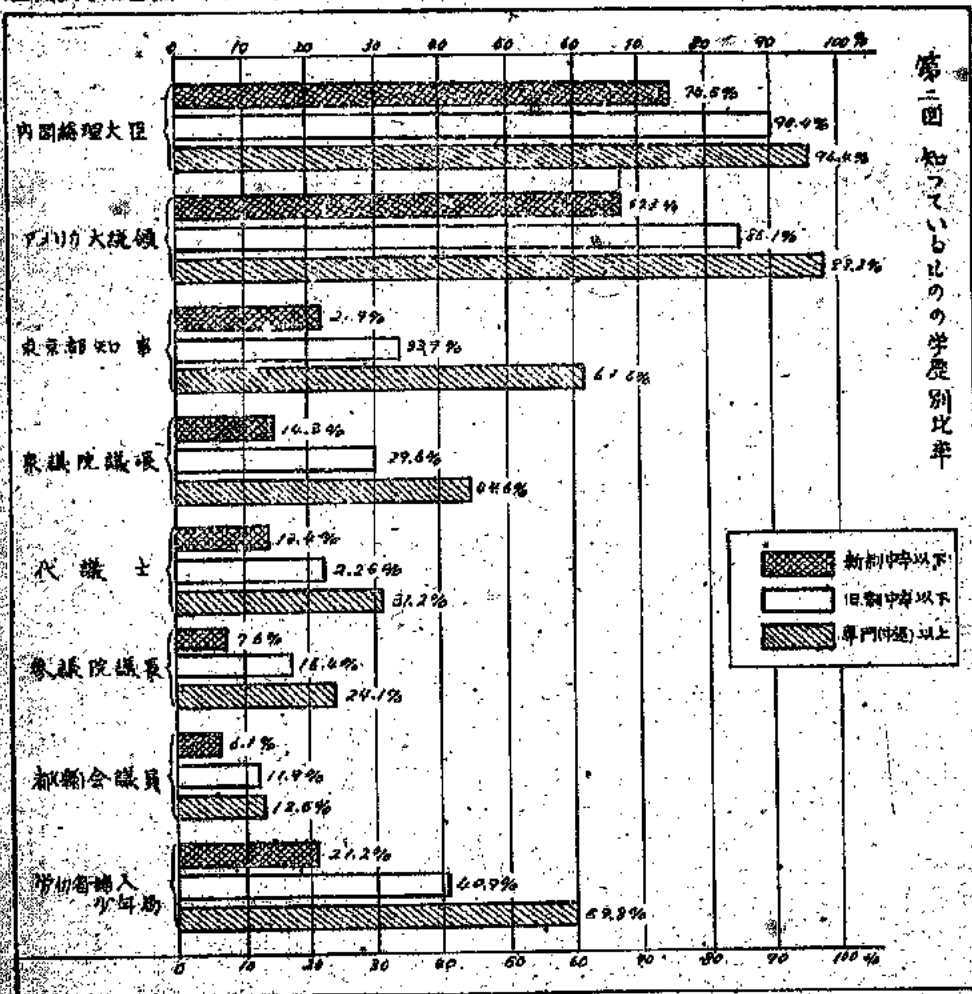
(2) 學歷別

學歷の高くなるほど「知っている者」の比率が高くなるのは当然であるが、教養程度が大きく影響しているのは東京都知事、衆参両院議長、代議士、婦人少年局長についてである。詳細は第

第一圖 社会的関心について

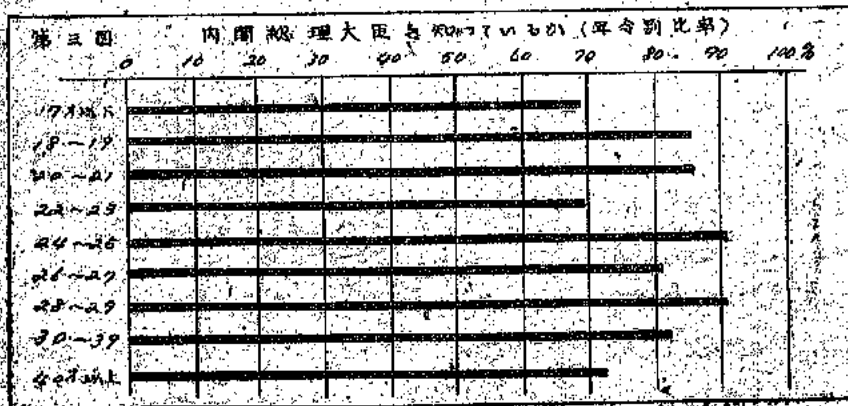


二図以下を参照されたい。



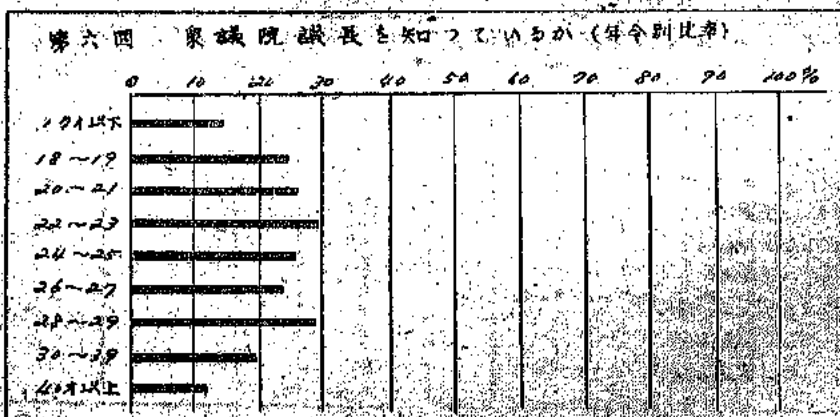
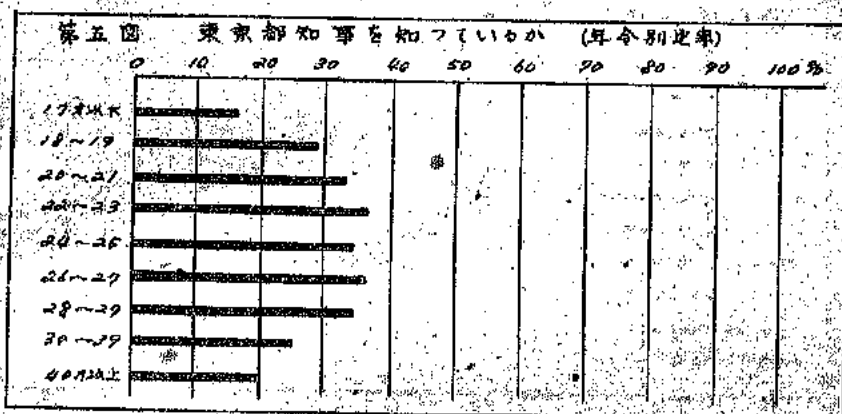
(3) 年齢別

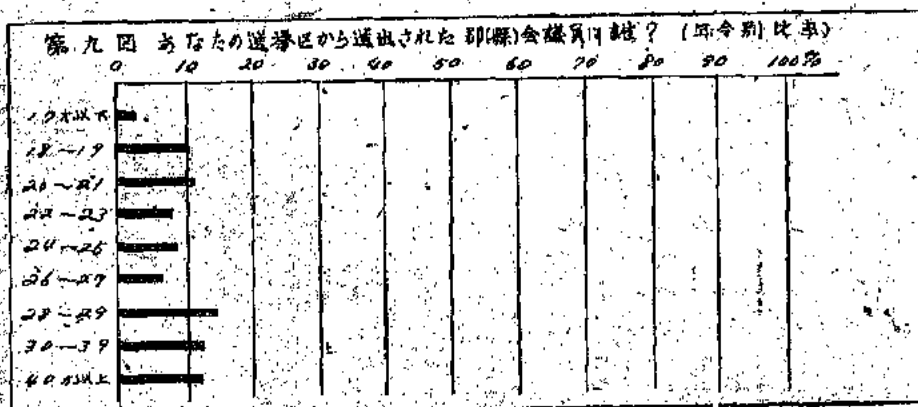
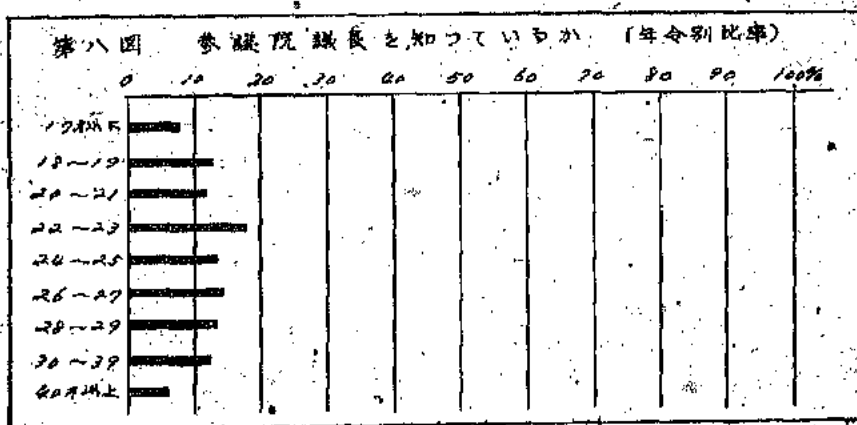
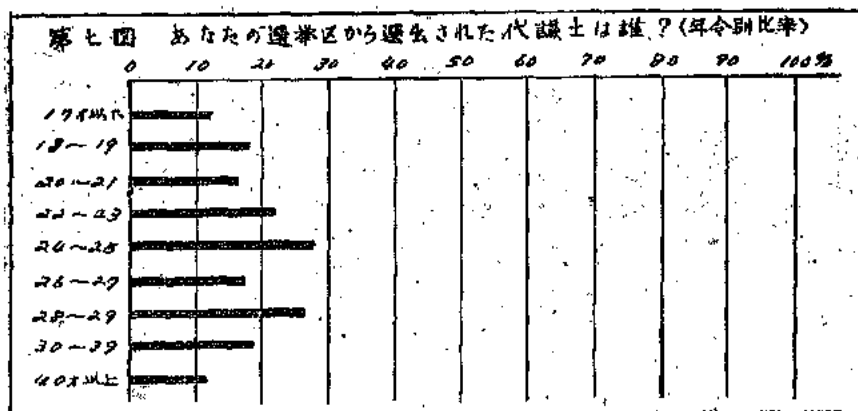
年齢別には全体を通観すると大體社会的又は政治的な関心——意識の向け方——に一定の傾向

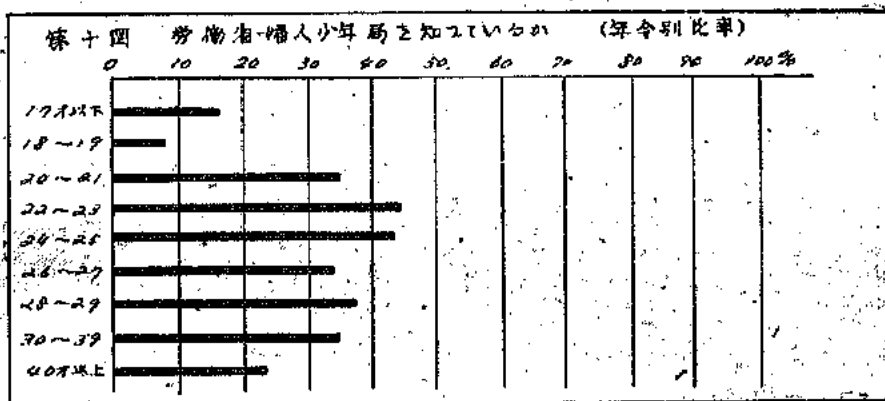


が見られる。

詳細は第三図より第十図までを参照されたい。







附 記 調 査 の 方 法

I (イ) 調査地区 東京都23区

(ロ) 調査実施 昭和23年11月19日～30日

II 調査準備

1. 準備資料の蒐集

労働省(婦人少年局、職業安定局、労働統計調査局)。東京労働基準局。神奈川労働基準局。労働科学研究所。職業安定所。家事審判所。警視庁生活相談所。婦人民主クラブ。総同盟婦人対策部。及び婦人代議士、同評議家等。

2. 準備調査

	日 時	対象数
第一次プリテスト	5月5日	50名
第二次プリテスト	5月8日	115名
第三次プリテスト	5月13日～15日	600名
第四次プリテスト	10月1日	140名

III 実施要領

個人面接質問法一人約35分。但し「社会的関心について」のみは被面接者の答を、各々総理大臣、大統領、代議士、都(縣)会議員名簿を作成時参し、誤りなきかを点検した後、知つてゐる、知らないに区別した。

IV 調査員

輿論調査部、労働省婦人少年局職員

明治大学社会科学部学生30名(内男22名、女8名)

V 集 計

昭和23年12月3日～23日

産業分類(規模別)、職種別、フェースシート 統計局に依頼
学歴別、年齢別、その他 輿論調査部担当

VI 報 告

昭和24年1月

VII 調査対象の選定

1. 調査母集団

東京都23区内の事業所に従事する女子で常雇の職員及び労務者。

但し基礎資料昭和22年10月1日実施の臨時國勢調査事業所統計により、産業大分類別女子従業者数500以下の「農業、林業、鉱業、ガス業、電気業及び水道業、その他の産業」の各産業と資料不備の関係上、官業は調査対象より除外した。

2. 見本抽出法

(一) 方法 層化任意見本法

(二) 見本総数 1724名 315事業所

(三) 見本抽出

(イ) 産業大分類別女子従業者数に比例する如く見本数を割当てた。この場合、従業者数の最も少ない建設工業の見本数を50として計算すると、次の如くになった。

第一表 (産業別) 見本割当数

産業大分類	女子従業者総数(人)	百分比	見本数
建設工業	5,521	2.9%	50
製造工業	90,816	47.7%	822
商業	25,978	13.6%	234
金融業	16,192	8.5%	147
運輸通信業	7,445	3.9%	67
サービス業	22,131	11.6%	200
自由業	16,242	8.5%	147
公務及び団体	6,251	3.3%	67
計	190,576	100%	1,724

(ロ) 次に各産業大分類別に割当てられた見本数を、中分類別女子従業者数に比例する如く見本数を割当てた。

(ハ) 産業大分類による事業所中、製造工業の現業部門に対しては、中分類別に男女従業者総数100人以上、99人～30人、30人未満に三分し、その規模を夫々大、中、小とし夫々の規模に於ける女子従業者数に比例する如く見本数を割当てた。

(ニ) 東京都23区の産業中分類別女子従業者総数により、比較的女子従業者の多い区と少ない区より任意(random)に産業中分類別に調査区を決定した。

(ホ) 次に産業中分類別、規模別、各區別に割当てられた見本を、昭和22年臨時國勢調査時に作製した各區別東京都事業所名簿により、調査対象事業所をランダム方式により抽出した。抽出した事業所に対しては見本数を割当てた。更に調査不能の場合を予想して、各々につき補助の調査対象事業所を用意した。

(ヘ) 抽出された事業所に於ては割当てた見本数を、先ず現業非現業別に、次に雇傭別・職種別女子従業者数に比例する如くする。最後に従業員名簿により、ランダム方式により

調査対象者を決定した。

3. 調査実施後の見本抽出法に対する検討

(一) 見 本 総 数 1724

調 査 不 能 数 18

内 訳 設備工事業、食料品工業、修理業、不動産取扱業に於て補助
調査対象によるも見本がとれなかつたもの 10
調査員の誤解過失によるもの 8

無 効 票 1

有効回収票総数 1705

(二) 事業所を抽出単位とした本調査の抽出法は、次の点で考慮すべきものがあつた。

(イ) 昭和22年10月1日臨時國勢調査時の事業所統計以外に比較的正確な基礎資料が得られなかつた爲に、時間的なずれにより製造工業、商業、サービス業の各部門に於て事業所に相当の変動があつた。特に小規模の事業所に於てはその傾向が著しかつた。

(ロ) 事業所名鑑の不備で女子従業員のみの統計がなく、選定された事業所に於て女子従業員が尙見本数に達しない場合及び女子従業員が全然いない場合が相当数あつた。

参考までに選定された事業所に於ける調査実施状況の概略を示せば次の如くであつた。

第二表〔産業別〕 サンプル点検査表

産業分類	制 当 事 所 数		完 全 実 施 事 業 所 数		不 完 全 実 施 事 業 所 数					
					休業、閉鎖、所在不明	女子従業員が皆無	女子従業員数が不足			
1. 建設工業	100%	実数16	38%	実数6	6%	実数1	50%	実数8	6%	実数1
2. 金属工業	〃	19	42	8	5	1	32	6	21	4
3. 機械器具工業	〃	47	42	20	19	9	11	5	28	13
4. 化学工業	〃	16	81	13	6	1	0	0	13	2
5. 紡織工業	〃	18	67	12	17	3	11	2	6	1
6. 印刷製本業	〃	7	100	7	0	0	0	0	0	0
7. その他の製造工業	〃	45	49	22	20	9	13	6	18	8
8. 商 業	〃	51	51	26	14	7	20	10	15	8
9. 金 融 業	〃	12	100	12	0	0	0	0	0	0
10. 逓 信 業	〃	10	50	5	0	0	30	3	20	2
11. サービス業	〃	40	57	23	13	5	3	1	27	11
12. 自由業	〃	29	83	24	0	0	7	2	10	8
13. 公務及び団体	〃	5	60	3	0	0	20	1	20	1
総 計	100%	315	58%	181	11%	36	14%	44	17%	54

第三表〔規模別〕 サンプル点検表

但し製造工業（上図の産業分類 2-7 のみ）

規 模	制 当 事 数		完 全 実 施 事 業 所 数		不 完 全 実 施 事 業 所 数					
					休業、閉鎖、所在不明		女子従業員 の皆無		女子従業員 の不足	
	100%	実 数	86%	実 数	14%	実 数	0%	実 数	0%	実 数
大	100%	14	86%	12	14%	2	0%	0	0%	0
中	74	38	74	28	10	4	8	3	8	3
小	100	100	42	42	17	17	16	16	25	25
総 計	100%	152	55%	82	15%	23	12%	19	18%	28

（三）事業所の名簿より抽出された各個の調査対象者が調査不能の場合は代替者をつたがえる結果次の如くなつた。

調査対象者総数 1706

代替者数 110

代替理由の内訳	欠 勤	90	出張	10
	勤務中のため	4	外出中	2
	退職	2	不 具	1
	帰 宅	1		

図 表 索 引

三 どんな人達が調査されたか

第一表	産業別と規模別	10
第二表	産業分類に含む中分類	11
第三表	規 模 別	11
第四表	職種別	11
第五表	産業別にみた職種別	12
第六表	規模別にみた職種別	12
第七表	勤 続 年 数	13
第八表	職業経歴年数	13
第九表	轉 職 回 数	13
第十表	年 令	13
第十一表	結 婚	13
第十二表	子 供 の 有 無	14
第十三表	生 活	14
第十四表	賃 金	14
第一図	百分比による賃金の分布	14
第二図	累積比による賃金の形態	14
第三図	産業別にみた賃金	15
第十五表	産業別にみた賃金	16
第十六表	職種別にみた賃金	16
第四図	職種別にみた賃金	16
第十七表	学歴別にみた賃金	17
第五図	学歴別にみた賃金	17
第十八表	学 歴	17
第十九表	学歴別にみた職種	18
第六図	学歴別にみた職種	18

四 分

1 職業について

第一図	就職の傳手	18
第二図	〔職種別〕就職の傳手	19

第一表	〔産業別〕就職の傳手	20
第二表	仕事の内容と給料を両方知っていたか	21
第三表	どんな理由で働いているか	21
第四表	仕事に興味があるか	21
第三図	〔年令別〕就職の時仕事の内容と給料とを前もって知っていたか	22
第四図	〔年令別〕今働いているのはどんな理由か	23
第五図	〔年令別〕今の仕事に興味を持っているか	24
第六図	〔學歷別〕就職する前に仕事の内容と給料を知っていたか	24
第七図	〔學歷別〕今働いているのはどんな理由か	24
第八図	〔學歷別〕今の仕事に興味を持っているか	25
第九図	〔職種別〕就職の時仕事の内容と給料とを前もって知っていたか	25
第十図	〔職種別〕今働いているのはどんな理由か	26
第十一図	〔職種別〕今の仕事に興味を持っているか	26
第五表	〔産業別〕就職する前に仕事の内容と給料を両方知っていたか	26
第六表	〔産業別〕今働いているのはどんな理由か	27
第七表	〔産業別〕今の仕事に興味を持っているか	27
第八表	〔規模別〕就職する前に仕事の内容と給料を両方とも知っていたか	28
第九表	〔規模別〕今働いているのはどんな理由か	28
第十表	〔規模別〕今の仕事に興味をもっているか	28

I 職業と生活について

第一表	職業婦人の一日の生活に於ける時間割標準(勞研調査)	29
第二表	不満な事があるか	29
第一図	不満はどんなことか	30
第二図	職業婦人の生活をいつまで続けたいか	30
第三表	家庭に入つた婦人が勤めに出ることが出来るか	31
第三図	勤めに出られない理由の内訳	31
第四図	〔年令別〕現在不満な事や困ることがあるか	32
第五図	〔年令別〕不満とはどんな事か	32
第六図	〔年令別〕不満があるとすれば、それが仕事の支障になるか	33
第四表	〔年令別〕支障になる者の全体に対する割合	33
第七図	〔年令別〕職業婦人の生活をいつまで続けたいか	33
第八図	〔年令別〕現在の社會狀態では家庭に入つた婦人が勤めに出る事は可能か	34

第九圖	〔年令別〕出来ない理由	35
第五表	〔學歷別〕現在不満とすることがあるか	35
第六表	〔學歷別〕不満のある場合、それが仕事に支障になるか	35
第七表	〔學歷別〕支障になる者の全体に対する割合	35
第十圖	〔學歷別〕不満とはどんな事か	36
第十一圖	〔學歷別〕職業婦人としての生活をいつまで続けるか	36
第八表	〔學歷別〕現在の社会状態では家庭に入つた婦人が 勤めに出ることが出来るか	36
第十二圖	〔學歷別〕出来ない理由	36
第十三圖	〔職種別〕不満な事があるか	37
第十四圖	〔職種別〕不満とはどんな事か	37
第十五圖	〔職種別〕不満があれば、それは仕事の支障になるか	38
第九表	〔職種別〕支障になる者の全体に対する比率	38
第十六圖	〔職種別〕職業婦人の生活をいつまでつづけたいか	38
第十七圖	〔職種別〕現在の社会状態では女性が家庭に入つても 勤めに出る事が出来るか	38
第十八圖	〔職種別〕出来ない理由	39
第十九圖	〔職種別〕子供のある者はどんな職種についているか	39

II 勞働基準法について

第一表	勞働基準法の名前を聞いた事があるか	41
第二表	内容を知っているか	41
第三表	女性に関する規定についてお聞かせ下さい	41
第一圖	基準法の滲透度	41
第二圖	〔産業別〕基準法の滲透度	42
第三圖	〔職種別〕基準法の滲透度	43
第四圖	〔學歷別〕基準法の滲透度	43
第五圖	〔年令別〕基準法の滲透度	44
第四表	いくつ答えたか	44
第六圖	一人がいくつ答えたか	45
第七圖	どんな規定が答えられたか	46
第八圖	〔産業別〕いくつ答えたかの成績表	46
第九圖	〔職種別〕いくつ答えたかの成績表	46

第十圖	〔學歷別〕いくつ答えたかの成績表	47
第十一圖	一つより五つまで答えた数のパーセント	47
第十二圖	〔年齢別〕いくつ答えたかの成績表	48
第五表	基準法は良い結果になるか、悪い結果になるか	48
第六表	悪くなるとはどんな点か	48
第七表	雑用につかわれるか	51
第八表	雑用につかわれて困るか	51
第九表	女だから仕方がないと思うか	51
第十三圖	雑用につかわれるか	51
第十表	賃金は不当に安いと思うか	53
第十一表	実力次第で男と同じように良い地位につけるか	55
第十四圖	〔産業別〕賃金で男とくらべて不当に安いことはないか	54
別表	賃金と「不当に安い」の組合せ	55
第十五圖	〔産業別〕男と同じように良い地位につけるか	56
第十二表	〔規模別〕組、織	56
第十三表	〔規模別〕賃金	57
第十六圖	〔職種別〕良い地位につけるか	57
第十四表	〔學歷別〕良い地位につけるか	57
第十七圖	生理休暇結果図	58
第十八圖	生理日に働くで支障になるか	58
第十五表	〔規模別〕生理休暇を必ずとっているか、必ずしもとっていない理由は	60
第十九圖	〔職種別〕生理休暇をとっているか	60
第十六表	〔學歷別〕生理日に働くで支障になるか	60

Ⅲ. 労働組合について

第一圖	〔年齢別〕組合の組織化	62
第二圖	〔學歷別〕組合の組織化	63
第三圖	〔職種別〕組合の組織化	63
第四圖	〔年齢別〕組合の委員、役員数	68
第一表	組合の活動に満足しているか	64
第五圖	〔産業別〕組合の活動に満足しているか	64
第二表	〔規模別〕組合運動に満足しているか	65
第六圖	〔年齢別〕組合の活動に満足しているか	65

第七図 「学歴別」組合の活動に満足しているか	66
第三表 組合運動に関心があるか	66
第四表 (関心のある者のみに) 組合活動に積極的に関与したいか	67
第五表 無関心の理由は何か	67
第八図 関心度と積極度	68
第九図 「規模別」関心度と積極度	68
第十図 「職種別」関心度と積極度	69
第十一図 「年令別」関心度と積極度	69
第十二図 「学歴別」関心度と積極度	70
第十三図 組合が欲しいか	71
第十四図 「産業別」組織化の欲求度と不利だと答えたもの	72
第十五図 「職種別」組織化の欲求度と不利だと答えたもの	72
第十六図 「学歴別」組織化の欲求度と不利なことのあるもの	73
第十七図 「学歴別」不利とはどんな点か	73

V 社会的関心について

第一図 社会的関心について	75
第二図 「学歴別」知っているもの	76
第三図 「年令別」内閣総理大臣を知っているか	76
第四図 「年令別」アメリカ大統領を知っているか	77
第五図 「年令別」東京都知事を知っているか	77
第六図 「年令別」衆議院議長を知っているか	77
第七図 「年令別」あなたの選挙区から選ばれた代議士は誰ですか	78
第八図 「年令別」参議院議長を知っているか	78
第九図 「年令別」あなたの選挙区から選ばれた都(県)会議員は誰ですか	78
第十図 「年令別」労働省婦人少年局を知っているか	79

附 記

第一表 「産業別」見本割当数	81
第二表 「産業別」サンプル点検表	82
第三表 「規模別」サンプル点検表	83

No. _____

職業婦人の世論調査

総理府官房審議室世論調査部
労働省婦人少年局

調査員	調査月日	月	日
-----	------	---	---

調査地	区	事業所名
産業分類	規模	労働組合の系統

年令	かぞえ年才	学歴	1. 新制中卒以下 2. 旧制中卒以下 3. 専門(中退)以上		結婚	1. 未婚 2. 有夫 3. 死別別		
子供	1. あり 2. なし		生活	1. 家族親戚と一緒に 2. 寄宿舍・寮 3. 下宿・間借				
家族数	本人を含む人		家族内収入者数	人	手取賃金	一ヶ月約		円

質問

問題区分	問題番号	回答
職業生活について	一	勤続年数 約 年 月 就職回数 回 全勤続年数 約 年 月 職種 1. 事務員 2. 現場労働者 3. 店員 4. サービス職(含技術者) 5. 自由業 1. 職歴紹介所 2. 学校 3. 廣告(ラジオ、新聞) 4. 知人・友人 5. 家族・親戚 6. 募集人 7. その他()
	二	1. 給料と仕事の内容を両方知っていた 2. 給料だけ知っていた 3. 仕事の内容だけ知っていた 4. 両方知らない(忘れた)
	三	1. 一家を養うため 2. 家計の補助 3. 自分の小遣いにする 4. 家計補助と小遣いと半半 5. 世間を知るため 6. 仕事を通じて社会につくすため 7. その他() 8. 別に理由なし
	四	1. 興味を持っている 2. 興味なし(面白くない) 3. なんともいえない

問題区分	問題番号	回答
労働基準法について(つづ)	十三	1. 雇用に使われることがある 2. ない
	十四	(家で雇用に使われることのある者に) 1. 困る 2. 困らない 3. なんともいえない
	十五	(家で困る者に) 1. 女だから仕方がない 2. そうは思わない 3. 答えられない
	十六	1. 不当に安いと思う 2. 思わない 3. わからない 4. 該当しない
	十七	1. 良い地位につける 2. つけない 3. わからない 4. 該当しない
	十八	1. 支障がある(時にある者も含む) 2. ない 3. 答えられない
	十九	(六であると答えた者に) 1. 必ずとつている 2. とれることを知らない(制度がない) 3. 賃金をひかれる 4. 仕事に忙しい 5. 他人がとらない 6. 職場の人が理解してくれない 7. その他() 必ずしもとつていない(何故ですか)

環境と生活について	五	不満なことがある ① 社会的なもの(衣・食・住・交通など) ② 家庭的なもの(不和、無理解、育児、病人、家事が出来ない) ③ 勤務先のこと(仕事、賃金、施設がない) ④ 個人的なこと(体が弱い、能力がない) ⑤ 不満はない
	六	(五で不満があると答えた者に) ① 支障になる ② 支障にならない ③ なんともいえない
	七	① なるべく早くやめたい ② 生活にゆとりが出来るまで ③ 結婚するまで ④ 結婚しても子供が出来るまで ⑤ 出来れば一生続けたい ⑥ その他(事情によるなど) () ⑦ わからない
	八	① 出来る 出来ない(理由) ② 育児のため ③ 配給等家事のため ④ 体が疲れない ⑤ 家庭生活がつまらなくなる ⑥ その他 () ⑦ わからない (なんともいえない・事情によるなど)

労働組合について	二〇	1. 加入している 2. 加入していない 3. 組合がない	
	二一	〔加入している者に〕 イ 1. 委員や役員をしている 2. していない ロ 1. 組合活動に満足 2. 不満 3. 何ともいえない ハ 1. 関心をもっている 2. もっていない () 3. 何とも云えない 〔関心をもっている者に〕 ニ 1. 積極的に興味したいと思う 2. 思わない () 3. 何とも云えない	
		二二	〔加入していない者に〕 1. 組合に加入したくない () 2. 職務上加入出来ない () 3. その他 ()
		二三	〔組合のない者に〕 イ 1. 組合が欲しい 2. 欲しくない 3. わからない ロ 1. 不利だと思うことがある 2. ない 3. わからない 〔不利だと答えた者に〕 ハ 1. 賃金 2. 設備 3. 文化厚生施設が不備 4. その他 ()

労働生活について	九	1. 名前を聞いたことがある 2. 聞いたことがない	
	十	(九であると答えた者に) 1. 内容を知っている 2. 知らない	
	十一	(十で知っているに答えた者に) 1. 男女同一賃金の原則 2. 労働時間及び休日就業の制限 3. 深夜業の制限 4. 危険有害業務の就業制限 5. 坑内労働の禁止 6. 産前産後の休業 7. 育児時間の確保 8. 生理休職の確保 9. 答えられない (不明)	(M. A.)
	十二	(十一でどれか一つでも答えた者に) 1. 良い結果になる 2. 良い点もあれば悪い点もある 3. 悪くなる 4. 変りない 5. 不明 (十二で良い点もあれば悪い点もある及び悪くなると答えた者に) 1. 職場が狭くなる 2. 時間外勤務が制限されて手当が少くなる 3. 仕事も制限されて却って男女平等でなくなる 4. その他 () 5. わからない	(M. A.)

社 会 的 関 心 に つ き ま す	二四	1. 婦人少年局を知っている 2. 知らない
	二五	婦人少年局に対する希望 ()
	二六	1. 総理 () 2. 知らない
	二七	1. アメリカ大統領 () 2. 知らない
	二八	1. 代議士 () 2. 知らない
	二九	1. 都(縣)会議員 () 2. 知らない
	三〇	1. 都道府県議員 () 2. 知らない
	三一	1. 衆議院議員 () 2. 知らない
三二	1. 参議院議員 () 2. 知らない	